

年少者の 職業指導と労働保護

88-7-10.11

日本職業指導協会

25/11

年少者の
職業指導と労働保護

日本職業指導協会

は し が き

労働省では、昭和二十三年秋以來、全國の年少労働者の保護問題について、世人の関心を高めるため、全國運動を展開し、例年の行事となつてゐることは御承知の通りである。

年少労働者の保護は、まず職業の選択と就職を適正にすることからはじめられなければならない。かつてわが國でも、大正末期以來、職業紹介機関及び学校教育の有識者が、この問題に着目して、熱心に取り上げられ、実施し來つたのである。然るに第二次大戰末期において、全國の職業指導の組織は機能を一時停止し、識者もまた爲すところがなかつた。

戦後、職業安定法及び学校教育法によつて、職業指導の問題が公式にとり上げられるようにはなつたが、その理念と組織・運営の当事者等、すべて旧時とすつかり変つた。世人もまたこの新しい必要性和機運とを熟知していないのが実情である。

本協会が、本年の年少労働者保護全國運動に協力するため、労働省年少労働課の指導を得て子弟の職業指導に関し世人に本書を送る所以である。職業安定関係者、学校教育者、児童福祉関係者、少年司法保護関係者などは勿論、PTA関係者の参考となり得れば幸である。

昭和二十五年十一月

年少者の職業指導と労働保護

——序に代えて——

労働省婦人少年局

年少労働課長 工 藤 誠 爾

年少者の労働保護の第一歩は、先ず年少者の職業指導から始まるといつてよい。

学校教育の環境にあつて、その資質を高められ、社会および職業への適應性を育てられた年少者を、それぞれの特性に應じて、適切で好ましい労働環境へ送りこむのが、職業指導の第一次的役割であろうが、いわゆる労働保護は、こうして労働環境に入つた年少者を、その中で保護し育成するために、労働の環境に含まれ勝ちな有害な要素を除去し、それを改善し、明るく楽しく働けるようにすることにそのねらいがある。

したがつて、年少者に対する職業指導は、年少者の教育——一段階の——の結末をつけるものであると同時に、年少労働保護の端緒をなすものであるといえるわけである。もし、年少者を、適切な職

業指導によつて正しい労働環境に導びき入れることができたならば、それだけですでに、労働保護の第一歩は成功したといつてもよいであらう。

ところで、労働基準法に定める年少労働者に対する危険有害業務の就業制限や、技能者養成についての規定のように、労働保護の中にも年少労働者に対する職業指導の目標と同じ内容が本来含まれている、ということが出来る。しかもこれらは、年少者の労働保護の中でも最も重要であり、基本的なものの一つであるといつてよい。

そして適切な職業指導により労働生活に入つた年少労働者に最初に加えられる労働保護の重点の一つは、右の面にあるものといえるであらう。またそれは職業指導の一分野としてのいわゆる就職場の補導（フォローアップ）と密接に結びつくものであり、こうして職業指導（就職前の指導、就職後の補導）——労働保護は相互に密接に関連し、これらが一体として運営されるとき、始めて労働保護はその全きを期することが出来る。

右に述べたように、年少労働者の保護の中に占める職業指導の意義は極めて大きいので、われわれは、年少労働保護の最も重要な問題の一つとして、職業指導（就職後の補導を含めて）をとりあげ、職業安定機関、労働保護官署等の関係機関と協力して、その趣旨と実施の一そうの普及と徹底のために、廣く呼びかけたいと思つてゐる。そして取りあえず啓蒙に重点を置いてこれを行おうとしてゐるのである。

われわれの主唱により毎年行う「働く年少者の保護運動」の昭和二十五年度の運動目標としても、次の五つの標語の通り、この趣旨は大きく盛り込まれているのである――

- 一、年少者に適した職業を與えましょう。
- 二、年少者を安全で健康な業務につけましょう。
- 三、年少者を正しい労働時間で働かせましょう。
- 四、年少者の技能養成と労働教育を行いましょう。
- 五、年少労働者に健全な慰安と娛樂を與えましょう。

本書は、日本職業指導協会の、本年の「働く年少者の保護運動」に対する御協力の趣旨から生れたものであつて、求めに従い、ここに小文を記して序に代えることとする。

――一九五〇年二月一日――

目次

わが國の職業指導の歴史	藤本喜八	一一
一、概況		一二
二、搖籃期		一三
三、啓蒙運動期		二〇
四、實踐期		二九
五、高揚期		五〇
六、再建期		六二
公共職業安定所と職業指導	近藤貞次	六五
一、新規学校卒業者への就職あつ旋		六六
二、就職		六九
三、就職後の補導		七八
四、職場の状況報告		八〇
(一)就職者数		八一
(二)現在の職場に就職した動機		八一
(三)就職の際の希望職種と現在の職種との喰いちがい		八二

(四)	職場に対する希望	八三
(五)	退職者調査	八四
	五、夏期職業実習に対する協力	八五
	六、帰趨見込状況調査と職業適性検査の実施	九〇
	七、職業指導講話と職場見学	九八
	八、予備職業相談	一〇〇
	九、求人申込状況の提供	一〇六
	十、求人・求職連絡交換会と就職あつ旋の開始	一一三
	十一、職業相談と面接選考	一一五
	十二、サーヴィス機関としての公共職業安定所	一二六
	職業指導と労働保護	一二一
	中村 一男	
	一、職業指導と就職後の補導	一二二
	二、労働基準法と年少労働者	一二四
(一)	就職に直接関連するもの	一二六
(二)	就職後に関連するもの	一二八
(三)	技能者の養成	一三一
	三、就職後の問題	一三三

(一)	学校の行う職業指導と補導の必要性	一三三
(二)	職業安定所の行う職業指導と補導の必要性	一三五
(三)	労働基準監督署とアフターケヤーの問題	一三六

中學校の職業指導……………渡邊 光雄……………一三九

(一)	一、中學校では、なぜ職業指導が必要か	一四〇
(二)	職業についての興味が發生してくる	一四一
(三)	職業的能力を伸ばしよい時期である	一四二
(四)	中學校を卒業した大多数の者は職業に就く	一四三
	上級學校に進学する者も將來つく職業を考えて學校を選ばなければならない	一四四
二	先生の活動と生徒の活動	一四五
(一)	先生は生徒をよく知るために各種の検査や調査をする	一四九

	「環境調査・身体検査」	一四九
	「智能検査」	一五〇
	「職業興味調査」	一五三
	「性格検査」	一五七
	「職業適性検査」	一六〇
	「その他の検査」	一六四

(二)	生徒は職業について廣い知識を持つ必要がある	一六五
	「教科書ではどんなことを学ぶか」	一六五
	「生徒はどのように職業研究をするか」	一七〇
(三)	生徒は職業の実習をする	一七八
	「学校でする職業の見本的な実習」	一七八
	「夏休みの職場実習」	一八〇
(四)(五)(六)(七)	生徒は自分を反省して進路を選ぶ	一八一
	先生は相談相手になる	一八二
	先生は就職あつせんをする	一八三
	先生は就職後の補導をする	一八四
三、	職業指導は学校全体の仕事である	一八四

わが國の職業指導の歴史

藤 本 喜 八

一、概 況

わが國の職業指導は、大正六・七年ごろにその萌芽を見出すことができるが、最もはつきりした姿をとつて現われたのは、大正九年（一九二〇年）初頭に大阪市に開設された少年職業相談所であるから、アメリカにおいてこれと同様の公共的機関が独立に設けられた一九〇八年からみると約十年おくられていることになる。ある人はこの時から大正十三・四年ごろまでを「搖籃期」と呼んでいる。大正十四年の半ばごろ内務文部兩省が連名で通牒を發し、少年たちをかれらの性能に適した職業に紹介すべきで、このため学校と職業紹介所との密接な協力が必要である、と高唱した。これは、全國の職業紹介所及び学校の当事者に対して、職業指導というものを認識させ、この施設を促進するのに、大いに役立つた。この時以後が「啓蒙運動期」と呼ばれている。ところがこの通牒の趣旨は職業紹介所方面にはかなり浸透したが、学校方面にはあまり徹底しない憾みがあつた。そこで昭和二年終り近く文部省から「個性尊重及び職業指導に関する訓令」が出される至り、学校側の本運動に対する注意が高まり、わが國の職業指導は大躍進をとけるに至つた。この時以後が「実践期」と見なされる所以で、内務文部の關係官及び各界の同志が相集つて「大日本職業指導協會」という推進團體を組織したのもこのころであつた。

しかしながら当時の高まりはまだ不充分で、昭和十二・三年ごろ職業紹介機関に、はじめは就職指導専任職員が、後には職業技師及び職業技手が、全国的に配置され、主要な職業紹介所には適性検査器具や精神及び身体検査費用が配賦されるに及んで、職業紹介所からの働きかけが一そう活潑化し、且つこの運動も高揚したと謂い得る。われ／＼はこの時期を「高揚期」と名付けてよいであろう。しかしこの高揚期も永くは続かなかつた。昭和十六年末の日米開戦以來、勞務動員が強化されて、量的動員にのみ関心が注がれるにつれて職業指導など殆んど省みられなくなつた。これより終戦を経て教育制度の刷新と職業安定法の制定が行われた昭和二十二年ごろまでは、「崩壊空白期」と呼ぶべきであらうか。従つて現在われ／＼は、「再建期」にあるといつてよからう。

一、搖籃期

大正六年五月、久保良英文学士（後の廣島文理大教授、文學博士）が中心となつて、東京府下目黒に兒童教養研究所が設立されて、教養相談の中で選職相談が行われた。実にこの種の施設の最初のものであつた。（もつともそれ以前、既に大正四年に、海軍工廠が職工や海軍兵員に対し適性検査を試みたことがあるが、これは必ずしも職業指導そのもののために行われたものではない。）

同じころ、大正六・七年ごろ三田谷啓医学博士が、東京本郷の自宅において兒童相談所を設け、教養相談の一部として職業選擇上の相談に應じた。これをこの種の施設の嚆矢とする説もある。

やがて三田谷博士の児童相談所が廃せられ、久保学士の児童教養研究所が改組されて、大正七年五月に児童研究所が目黒に設けられた。心理学方面は久保氏が、医学方面は三田谷氏が担当して、やはり相談の一つとして選職相談を行つた。（この研究所は大正十一年まで存続したが、毎年児童研究所紀要が刊行された。）また同じ大正七年に、芝區協調會館に産業能率研究所が設けられて、職業指導資料を刊行した。

大正八年、三田谷博士は大阪市児童課長に就任して後、同年七月一日南区宮津町三五七番地に大阪市立児童相談所を開所した。これが公立の児童相談所の嚆矢であつて、教育相談部（主任鶴川富男氏）の仕事の一部として、児童の職業選擇に関する相談や児童の職業紹介及び指導を取扱い、また研究部の事業の一つとして、少年職業及び児童労働に関する調査研究を進めることとしていた。

なお、職業指導という言葉は大正四年十二月出版された文学博士入沢宗壽（東大教授）著「現今の教育」第六章職業教育第三節職業指導において、アメリカの Vocational Guidance を職業指導と翻譯して紹介したのが最初であるとされているが、実際の活動において用いられたのは、前記の大阪市立児童相談所が大正九年に印刷した相談所一覽中の一句が最初である、と言われている。ただしその一句は、「職業の指導」という風な用法であつて、「職業指導」という熟語として實際活動に用いられたのは、それよりも後、大阪市立少年職業相談所の事業概要（後掲）であつた。

この大阪市立児童相談所は、大正十三年ごろ閉鎖されたが、しかしこの相談所の刺戟によつて各地

の者がうけた影響は極めて大きく、戸崎潜龍氏が静岡市宮ヶ崎町の報土寺内に静岡こども相談所を設けたのも、神戸市児童相談所ができたのも、後年東京市中央職業紹介所内に性能診査少年相談部（後に東京市婦人少年職業紹介所となる）の設けられたのも、東京市その他に児童健康相談所ができたのも、名古屋に児童研究所ができたのも、みなこの大阪の影響によるものと言われている。

これより先、後の東京盲聾啞学校教諭川本宇之介氏は職業教育の必要を痛感して、大正六年に「職業教育の研究」を著わしたが、その中で職業指導の必要を力説し、その方法の概要を紹介した。これにヒントを得て、少年の職業相談や紹介、就職少年の保護、職業教育、職業調査などの必要なことを想い、専心これに努力せんとする人が現われた。それは稲葉幹一氏（後の東京市社会教育主事）である。氏はわが國職業指導史上の最初の重要な一頁を飾るべき努力的实际家であり、職業指導界の恩人である。この抱負を知りその技倆を認めて、日本最初の独立の専門的機関、少年職業相談所を大阪市設として開かしたのは、三田谷博士であつた。（稲葉氏は、後日、その体験に基く著書「少年青年職業選択と其の指導」大正十一年廣文堂を出版し、共著と合せて三冊、世に役立つことが多かつた。特に前記の著書は、わが國における最初の職業指導専門書と思われる。）

大阪市立少年職業相談所は、大正九年一月、先ず同市立児童相談所内に開設され、北区中之島町四丁目筑前橋北詰に建築が落成するに及んで引き移つた。とにかく同所は、わが國における独立した最初の職業指導専門機関であり、少年職業相談所であり少年職業紹介所であるから、参考のため当時の

事業概要を左に掲げることとする。

少年職業相談所のしごと

二十歳までの男女について

○将来の職業を選ぶことの相談

○入学すべき学校の相談

○職業の紹介

○職業に就いた後の青少年保護

○職業に就いている青少年の健康相談

○工場衛生施設の相談

○その他青少年の職業指導

この概要の中には明かに職業指導という文字が見えている。その内容が、現在の職業指導の概念と果して一致していたかどうかは明かでないが、職業指導という言葉を理論ばかりでなく実際に用いた最初であろう。

職業紹介は児童相談所と区域の協定をしていたが、主任稻葉幹一氏は、絶えず職業の実地研究と小學校への出張講演に力を注ぎ、所員大西孝美氏及び医学士長谷川卯三郎氏（後の医学博士）と共に相談

に應じ、テスト用紙及び機械などを考案して性能の診断を行つていた。一方職業病の予防法その他につき数種のパンフレットを発行し、職業指導の機運を保持しつつあつたが惜しいかな、経費などの關係で、後年大阪中央職業紹介所に併合され、爾後同所の一部として活動を続けた。

大正十年四月職業紹介法が制定された。この法律は、一九一九年（大正八年）十月第一回國際労働總會で採擇された「失業に関する條約」に基いて制定されたもので、公營職業紹介所の促進を眼目としていた。すなわち職業紹介所は市町村營を原則として「これに経費の二分の一を國庫で補助した（市町村營でないものは許可をうけることを要件とし、且つ國庫補助は六分の一に過ぎなかつた）。なお府縣は職業紹介に直接関與することとなつていなかつた。またこの法律中の職業紹介事務局と職業紹介委員会は実施を延期されていた（前者は昭和十二年三月まで、後者は昭和十三年二月まで）。この法律が制定されたことは、それまで各種團體が任意的に且つ区々に行つていた事業を統一したこと、慈善博愛の事業から社会政策的事業へ、また貧民救済的施設から産業助成的事業へとその性格を変えた点で、劃期的なものであつたし、その意味において職業指導の運動にも極めて意義深いものであつた。

同年八月二十三日には、東京市中央職業紹介所（神田橋畔）内に、性能診査少年相談部が開設されて、一新紀元を劃し、その後の隆盛の基を樹てた。この開設については、当時の所長安田龜一氏並びに当時の市社会局長事務取扱前田多門氏の方が極めて大きかつた。開所当時の職員は、囑託文学士久保良英、囑託医学士高峰博、事務小野磐彦の諸氏で、心理方面の担当者は久保氏の後、淡路圓治

郎、浜中浜太郎、鈴木舜一の諸氏が次々とうけついだ。（同所は後に東京市性能診査少年職業相談所・少年職業紹介所・婦人少年職業紹介所・少年少女職業紹介所というように変遷した）

同所は就職希望の少年の性能診査を実施し適職に向わせるための相談を行うのを目的としていたが、当時まだ國民の智能標準もなく指導の根拠となるべきなんらの資料もなかつたので、まずこれに全力を注ぎ、國民智能検査法A式B式を翻案して各一人ずつの少年について智能標準をきめ、その他の性能測定に関する研究を進め、ドイツ其の他から精密な診査機械を購入した。また年少従業者のための補導慰安会などを開催し、斯道の普及發達のためにしばしば講習会、講演会などを開催した。

わが國における公的な最初の職業指導講習会は、文部省主催の下に、大正十一年七月東京女子高等師範学校（お茶の水）で開かれた。それは乗杉社会教育課長の主唱に基いたものであつた。それは職業指導の必要・沿革・意義、各國の狀況、將來の職業指導案などに亘つていた。当時文部省において職業指導囑託だつた水野常吉氏（兼任横浜高等工業学校教授）らは、この講習会を機縁として、以後の機運醸成に努めつつあつたが、乗杉氏の更迭によつて一頓座を來たした。（この記念すべき講習会の速記録は公開されているという。）

大正十二年八月東京市中央職業紹介所の少年相談部が開催した第一回職業指導講習会は、わが國の公的講習会の記念すべき第二回目の講習会で、久保良英、高峰博、青木誠四郎、山本勘助（東京市視学）、秋保督学官、水野常吉（横浜高工教授）、星一氏らが講師となり、博文館印刷所、鐘ヶ淵紡績

工場、星製藥工場などの參觀を行つた。同じ八月には帝國教育が主催して職業指導講習会を開き、主として小学校関係者に相当の感銘を與えた。小学校における具体的活動もこの頃より漸やく見るべきものが現われかけていたが、東京の動きは、大震災によつて一頓座を來たした。

この間において、東京市の少年相談部の人々にも異動があり、先づ重藤善了氏、次いで松井詮壽氏が加わり、柴田忠徳氏が主任となりやがて、鈴木松太郎氏が主任となり、久保良英氏が廣島轉勤の後は淡路圓治郎氏が後任となつて、高峰博氏と共に個性診査票を改訂し、職業分析表を定め、職業分析に着手したのであつた。ちょうどこの時、武藤山治氏の寄附によつて職業輔導会が起り、職業技術の短期講習が行われ、その事業の一部として中央職業紹介所の少年相談部と調査部が協力して職業研究に着手したのであつたが、かの大震災によつて、これらのすべてが頓座するに至つた。（震災後、櫻田本郷町に少年職業相談所として独立し、さらに大塚に移つて少年職業紹介所となり、また本郷に引き移つた。）しかし当時職業紹介所の努力が見るべきもののあるにも拘らわす、職業指導の何たるやを理解するものが頗る稀であつて、幾多の辛酸を経たのである。その一例として、大正十二年の夏東京市中央職業紹介所主催で職業指導講習会を開催したことがある。二百余の小学校中申込六十校に過ぎずして、來会聴講者が僅かに二十名を越さない日もあつた。如何にこの運動が無理解の中に涙ぐましい活動を續けたであらう。大正十二年群馬縣職業紹介所連合の協議を以て、卒業生の紹介方に盡力を申出た時は、この交渉に返書又は回答をさえ呉れない小学校もあつた。関係者は憤慨もし、更に力を合せて、來るべ

き時代まで俟つことを語つたということである。この間、心ある人に職業教育の必要が論じられて來た。大戰後の全世界を蔽う失業問題の暗影はわが國にも迫つて來たのである。失業問題の対策として移植民問題が考えられるような全く見当違いなことが平氣で論じられて來た。更に徒弟制度の破綻、労働移動(Turnover)の激しい産業界から、痛ましい集團的な失業者の群ができ、東京では日傭労働者のデモンストレーションをさえ起し東京市廳に押し寄せさせた。失業の深刻なる脅威が、人の心に深く銘せられた。失業と不況とは知識階級失業者の続出となり、更にわが教育界に内省を要求するようになった。この間、大阪においては兒童相談所が閉鎖され、少年職業相談所もまた稻葉、大西、長谷川の諸氏が去つて縮小され、大阪市中央職業紹介所に併合され、その一部として命脈を保つに過ぎない状態となつたことは前にも觸れた通りである。

三、啓蒙運動期

昭和十二年の終り頃から、小学校における活動もよほど活潑になつた。翌十三年になると東京市赤坂高等小学校 校長小川圓次郎に職業指導施設が開始された。その他東京や大阪をはじめ各都市の高等小学校でも、組織的計画的に学校体系に織込むようになった。大正十四年一月二十三・四兩日、大阪で職業輔導協議会が開かれて、職業調査、求職兒童調査、職業指導実行方法、紹介結果調査など

について協議が行われ、講演会も開かれた。

同年四月には、愛知縣に縣立兒童研究所が開かれ、その任務の中には、職業指導の研究、講演実施が含まれていた。所長は、当時は文学士丸山良二氏が、後には石川七五三二氏が當つていた。(昭和九年廃止)

同年四月には、東京府社会事業協会の経営する東京府職業紹介所(飯田橋)に、東京府少年職業相談所が併設された。これは前年一月歐洲の諸施設を視察して帰朝した豊原、川野両氏が、かねて震災義捐金として福島縣から指定寄附されていた資金を基として、鋭意準備してできたもので、職業相談はもちろん、さらに就職斡旋及び就職後の輔導をも実施することとなつた。所長は豊原又男氏、主任は川野溫興氏、心理学方面は文学士岡部彌太郎氏、医学方面は医学博士紺戸廉平氏がこれに當つた。この相談所は、建物の外觀が世人の信用を博するに充分だつたばかりでなく、相談の仕方も、空理を排して実用に根拠を求め、與えられた條件の範囲内で最善と認められる処置を講じ、且つ具體的な選択は就職によつてはじめて達成し結実するという見地に立つて、單に職業選択上の助言ばかりでなく實際にも就職させるように努めたから、新設のものであるに拘らず、利用者が多かつた。また同所は職業指導の趣旨を普及するため、卒業兒童向及びその両親向のリーフレットを作り、また職業選択に便利な一覽表を約六種(二年間に)を作り、或はまた講演会、展覽会を開いた。就職後の組織的計劃的な輔導も全國で最初に実行した。

こうした活動は、内務省社会局を大いに刺戟した。けれど、震災後濫立した職業紹介所の事業は、量的にはかなり普及したが、質的な方面においては極めて不満足で、労務の需給関係は梗塞して失業は深刻であり、従つて反動的に、職業紹介事業の不信を招き、正に行詰り状態に陥つていたからである。この不信を取りもどす一策として、同年七月八日には内務省社会局第二部長と文部省普通学務局長の連名で、各地方長官及び中央職業紹介事務局長宛に「少年職業紹介に関する件」という通牒が発せられるに至つた。

この通牒は、前記の東京府少年職業相談所の事業方針と英國の少年職業紹介所制度を参照立案されたものといわれているが、当時の紹介所の分布は未完成なので、全國小学校との連絡は不可能だつたから、各府縣と会議の上連絡小学校を定め、之を通じて学校と職業紹介所との両機關が相互に連絡提携し、且つ啓蒙普及に努めることを積極化せんとするにあつた。すなわちこのため（1）少年職業委員会（2）小学校の職業紹介所に対する情報（3）職業紹介所の小学校に対する情報（4）求職少年の指導（5）就職後の保護、監督の5点を骨子としていた所以である。この通牒は、わが國の職業指導の歴史において、政府の考えを公式に表明した最初のものであり、特に職業紹介所側の職業指導を促進させるのに大きな力となつたものである。

社發二部第二七五号
大正十四年七月八日

社会局第二部長 守 屋 栄 夫

文部省普通学務局長 関 屋 龍 吉

各地方官宛
中央職業紹介事務局長

少年職業紹介に関する件

少年の職業紹介に関しては特に其の性質及び能力の最も適應すべき職業に就かしむることは、職業指導上極めて緊要の事に有之、且つ將來失業の機会を少からしむる上においても其の効果渺からざるものと認められ候に就ては、小學校卒業後直に就職せんとする者に対しては、各自の性質及び能力に付最も精通する小學校と、職業の状況に通ずる職業紹介所と、相互連絡を保ち提携協力し以て適當なる職業を選択指導せしむる様致度、大休左記の如き施設を講ずる等相當御配慮相成度

一、少年の職業選択指導の爲、小學校教員、職業紹介所職員、医師其の他と密接なる連絡を図り、必要な場合には是等の者より組織する委員会を設置すること。

二、小學校は、小學校卒業後職業に従事せんとする者に付必要あるときは、卒業前本人の学業、体格、性質其の他参考となるべき事項を職業紹介所に通知すること。

三、職業紹介所は、各職業別に依る勞務需給の状況及び求人口を小學校に通報すること。

四、求職少年の父兄会等を開催し、本人の性質能力に適應する職業の選択に付指導誘掖すること。

五、職業選択に付指導したる結果其の職業に就職したる者に関し、職業紹介所は、時々其の就職後の状況を調

査し之を關係學校に通報すること。

中央職業紹介事務局長は、この通牒に基いて、さらに地方職業紹介事務局長（東京、大阪、名古屋）に対して、七月二十五日付「少年職業紹介に関する施設要領」、翌年二月十日付「少年求人求職者取扱並びに就職後の指導保護に関する要領」によつて、すなわち（1）連絡学校の指定（2）連絡小学校と職業紹介所の協議会（3）少年就職前の指導（4）就職希望兒童の調査（5）求人口調査（6）連絡（7）就職（8）就職後の保護監督などに亘つて詳細且つ具体的に指示した。

社会局及び文部省より発せられた連名依命通牒に基いて、大正十四年七月二十五日付、同十月十九日付、大正十五年二月十日付を以て、中央職業紹介事務局長から地方職業紹介事務局長宛に発せられた通牒

連 絡 要 領

一、職業紹介所は、所在地連絡小學校は勿論、地方職業紹介事務局長より連絡すべき小學校の通知を受けたる時は、なるべく当該小學校を訪問し、或は學校關係者と協議会を開催し、提携協力に努むること。

二、職業紹介所は、少年職業選択指導のため必要と認めたる場合は、職業紹介所職員、小學校教員、医師其の他のものより成る委員會の設置に努むること。

三、職業紹介所は、小學校における保護者會、学藝會又は講演會等にはなるべく出席して、少年職業の選択に

つき指導誘掖をなすこと。

四、職業紹介所は、毎年卒業期前、少年職業に関する求人口の開拓及び調査を行い、其の状況を連絡小学校に通知すること。

五、職業紹介所は、求職少年の職業選択を行う場合は、児童保護者、小学校教員、委員、医師等と協議の上指導決定すること。

六、職業紹介所は、少年職業の作業状況、雇傭条件、適性関係等につき其の實際を調査し、小学校其の他の関係者に頒布すること。

七、職業紹介所は、少年職業の選択指導紹介をなしたる時は、就職後の状況を調査し、之を関係小学校に通報すること。

八、職業紹介所は、少年職業の選択指導に関し、職業補導事業を経営せる公益団体又は公共団体と連絡を図ること。

九、職業紹介所は、連絡小学校より、毎年児童卒業期前、左記事項の通報を需むること。

(イ) 卒業児童性別豫定人員(一月末迄)

(ロ) 卒業児童中就職せんとする性別希望職業別見込人員(一月末迄、様式略)

(ハ) 就職希望児童(個人別)に対する左記事項(二月末迄、様式略)

(1) 希望職業

(2) 学業成績

(3) 体格

(4) 性質

(5) 特殊技能

(6) 其の他参考となるべき事項

一〇、就職希望児童は、なるべく父兄同道、職業紹介所に出頭せしめ紹介をなすこと。但し止むを得ざる場合

に在りては、紹介状を学校当局に送附し、適當の処置を執ること。

一、職業紹介所は、なるべく少年の性能診査に関する設備をなすこと。

二、職業紹介所は、少年職業指導に関する施設状況並びに其等の成績を調査し、地方職業紹介事務局に報告すること。

少年求人求職者取扱並びに就職後の指導保護に関する要領

一、職業紹介所において求人の申込を受けたる場合は、求人者につき左記事項を精査すること。（地方職業紹介事務局において求人の申込を受けたる時また同じ）

（イ）事業経営の狀態及び業務の性質

（ロ）就業場設備の良否

（ハ）職業に対する危険の有無

（ニ）職業に対する將來の進路

（ホ）労働條件の適否及び雇傭條件履行の良否

二、地方職業紹介事務局は、管内各地方における求人又は求職者の状況を調査し、これが需給調節に努むること。

三、求人口にして職業の性質上特に少年の心身に危険を及ぼし又はその虞あるもの又は労働條件が少年に対して荷重なりと認めらるゝものに対しては紹介せざること。

四、雇主に對しては、就職少年の爲左の事項をなす様獎勵すること。

(イ) 特に職業的指導を與うるの道を開くこと。

(ロ) 相當なる福利施設を設けること。

(ハ) なるべく修学又は補習教育を受けしむる便宜を與ふること。

五、就職後轉職せんとするときは、少年の父兄又は保護者をして、なるべく職業紹介所又は少年職業指導に関する委員の設置あるときは之に相談せしむること。

六、職業紹介所は、紹介後必要と認むる期間中、隨時就職少年に就きて左の調査を行うこと。

(イ) 現在における業務の適否

(ロ) 労働條件履行の状況

(ハ) 就職後業務練達の程度

(ニ) 就職後精神上及び身体に及ぼせる影響

(ホ) 職業に対する感想

(ヘ) 其の他必要と認むる事項

七、職業紹介所は、紹介就職せしめたる少年に対しては就職後の心得となるべき事項を印刷して配布する等指導に努むること。

八、第一項及び第六項の調査にして直接調査困難なときは、最寄の職業紹介所又は所轄地方職業紹介事務局に之を依頼することを得。

九、少年職業選択指導の爲特に委員の設置あるときは、該委員に対しても就職後の指導及び保護に当らしむること。

一〇、少年職業紹介に関しては、予め職業に対する概念を與ふるため、工場見学若しくは予防知識を與うるための短期講習会を開催する等適當なる方法を講ずること。

一一、其の他少年就職後の指導並びに保護に關して必要と認めらるゝ施設を講ずること。

一二、第六項の調査を行ひたるときは、其の都度地方職業紹介事務局に報告すること。（地方職業紹介事務局は、中央職業紹介事務局に之を報告すること）

ところで七月八日付の通牒が発せられた當時の事情は、兩者共同通牒の形式をとりながらも、文部省側には一向熱意がなく教育機關に対する儀礼上共同連署したに過ぎなかつたと傳へられている。従つてこの通牒は、職業紹介所側の職業指導については、全國的運動の出发点となつたが、當時殆どの小学校は、旧態のままで上級學校に進む兒童の準備教育にのみ没頭して、進學及び選職上の指導は全然顧みられていなかった。文部省が昭和二年十一月、これらの小学校に対して、個性尊重と職業指導の眞意義をかけた、これまた教育本來の任務の一部であることを、正當に指示するまでには、なお若干の歲月を要したわけである。こうした事情から、わが國の職業指導が公式に且つ全國的規模で発足したのは、職業紹介事業の側であつた、と言われるのである。なお七月八日の通牒は兩機關の連絡強化を目的としていたが、實際には小学校側が前記の様な事情であつたから、連絡がうまく行かず、東京を例にとると、校長側との数次の懇談会も効果が少く、昭和二年初頭においてようやく円滑

となりはじめ、更に昭和二年五月から東京市教育局が全市の小学校に本格的実施の指示をしてから極めて円滑となつた。

大正十五年になると、二月十一日に東京に職業指導研究会が設立された（これは、大日本職業指導協会の前身と見なされている）。また本郷区に、区営の児童教育健康相談所が設置され、主たる事業のかたわら選職相談が行われ、さらに神戸市立児童相談所が開かれるなど、職業指導に関する機関や施設がますます目立つようになつた。さらに同年十一月には、東京府少年職業相談所主催で職業指導資料展覧会が開かれ、職業指導の組織・施設・職業教育・適性検査用具・職業図譜・職業衛生その他の資料が陳列された。なお、翌昭和二年はじめには、京都府に府立少年教育相談所が設立されて、その一部で選職相談を扱つた。（昭和五年廢止）

四．実　　踐　　期

大正十五年十二月内務大臣から中央職業紹介委員会々長に対して「少年職業紹介に關し一層其の実績を挙ぐるに最も適切有效なる施設」に關して諮問が發せられ、昭和二年三月下旬にはこの諮問に対する答申が提出された。内務次官は、この答申をそのまま各地方長官宛（同九月五日付）に通牒し、従前の大正十四年七月の文部、社会局連名通牒をも參酌した上で「この際市町村をしてなるべく専門

少年職業紹介所を特設せしむるか又は職業紹介所に専門部を設置せしめて其の内容を充実し、一面事業経営に関する補助諮問の機関として職業委員を設置せしめて職業紹介機関の機能を充分に發揮せしむると共に、小学校当局との連絡の緊密を期するは極めて緊要のことと認められ」と述べている。この通牒に基いて大阪、神戸などの都市に少年職業指導委員が設けられた。北海道の如きは八百名ほどの委員が任命されたという。

こうした措置の一連として昭和二年二月下旬、社会局は全国の職業紹介所長会議を招集して、本省の意図を傳えた。各職業紹介所は性能検査器を備えると共に少年部を特設する氣運も高まつた。

發社第一一六号
昭和二年九月五日

内 務 次 官

各地方長官宛

少年職業紹介事業施設に関する件

少年の職業紹介並びに指導事業に関しては、毎年其の普及發達を見るに至りたるは、貴官不斷の督励と関係当局者の努力に依るものと存ぜられ候えども、尙一層改善施設を要すべき事項も尠からず

さきに中央職業紹介委員会に対して本件に関し大臣より諮問相成候処、別紙の通り答申の次第も有之、此際市町村をして可成専門少年職業紹介所を特設せしむるか又は職業紹介所に専門部を設置せしめて其の内容を充実し、一面事業経営に関する補助諮問の機関として職業委員を設置せしめ、以て職業紹介機関の機能を充分に發揮せしむると共に、小学校当局との連絡の緊密を期するは極めて緊要と認められ候に付ては、大正十四年七月社発二部第二七号社会局第二部長並びに文部省普通学務局長より通牒の趣旨をも参酌の上、貴管下市町村に対し夫々督励の上、これが実現を期するよう然るべく御配慮相成度依命通牒候也

(別紙)

昭和二年三月二十四日

中央職業紹介委員会々長 長岡隆一郎

内務大臣 浜口雄幸殿

答 申

大正十五年十二月十八日發社方三六八號を以て諮問相成候「少年職業紹介」に関し一層其の実績を擧ぐるに最

も適切有效なる施設に関する件」慎重審議の上別紙の通決議及答申候也

少年職業紹介事業改善施設要綱

少年職業紹介の事業は、成年者職業紹介の事業とは根本に於て其の任務とする所を異にするものにして、此に在りては就職機会の普遍的確保を以て趣意とするに反し、彼に在りては寧ろ教育との關係を考慮し各人の性能に適する永続的職業を與ふるを以て任とすべきものとす。此の根本方針にして明確に認識樹立せられざるときは、却つて少年求職者の前途を誤り、又労働者全般の不幸を醸し、將來失業者數を増加せしむるの處なきにあらず。

右の方針を貫徹するため、特に左の四点に留意するを要す。

(1) 少年職業紹介事業は、義務教育期間延長の方針と背馳するを許さず。故に尋常小学校卒業者が、更に進んで高級の教育を受けることなく求職者となることは、決して之を歡迎すべきにあらず。高等小学校卒業者に在りても、出來得べくんば補習教育又は各種の職業教育機関に向ふことを奨励すべきものとす。

(2) 家計状態眞に之を許さざるが爲に、進んで教育を受けること能はずして職業を求むる少年に就ては、出來得る限り公設職業紹介機関を利用せしむることに努むることを要す。

(3) 少年職業紹介機関の任務は、單に紹介の一事に止まらず、進んで就職前後に於ける各般の指導及び誘掖に努め、求職者をして永続的職業の準備を充實せしむるに存することを明かにするを要す。

(4) 少年職業紹介機関は、小学校其の他教育機関と相互連絡を保ち、職業紹介並に指導に努むることを要す。現在の職業紹介事業は、以上の根本的見地に鑑みて、改善を加ふべき余地少からず。其の大要を挙ぐることを左の如し。

一、少年職業指導を行ふ爲、市町村をして少年職業紹介所を特設し又は職業紹介所内に少年部を設置せしめ、且つ其の事業の経営に關し少年職業委員を置かしむること。

二、少年職業委員は、小学校教員、職業紹介所職員、医師並に少年の雇用に利害關係を有する者の中より之を依嘱し、少年職業紹介及指導保護に關する重要事項に付き、市町村長の諮問に應じ且つ其の事務を補助せしむること。

三、少年職業紹介所又は職業紹介所少年部に於ては、大要左の施設を爲すこと。

(イ) 少年職業紹介事務に従事する専任職員を置くこと。

(ロ) 適性検査に關する設備を爲し、成るべく医学的検査及び心理学的検査に關する知識技能を有する専門職員を配置すること。

(ハ) 各種職業に關する調査を行ひ職業選択に資すること。

(ニ) 労働市場に於ける少年労働者需給の状況を調査すること。

四、職業紹介所は、少年の雇用に就き少くも左の各號を調査すること。

(イ) 事業經營の狀態

(ロ) 就業場設備の良否

(ハ) 業務上危険の有無

(ニ) 職業に対する將來の進路

(ホ) 労働條件の適否及び雇用條件履行の確否

五、職業紹介所に於て求職少年を紹介し就職決定したるときは、各職業に就き適當なる方法を以て就職後に於

ける心得を指示し、又は予備知識を得しむる爲適切な施設を講じ、指導に努むること。

六、職業紹介所は、其の紹介に依り就職したる少年に対しては、就職後少くも十八歳に達するまで、隨時左の調査を行ひ、指導保護すること。

(イ) 現在に於ける業務の適否

(ロ) 雇用條件履行の状況

(ハ) 就職後業務練達の程度

(ニ) 就職後精神及び身體上に及ぼせる影響

(ホ) 職業に対する感想

(ヘ) 其の他必要と認むる事項

七、少年職業紹介並びに指導の実績を挙ぐるに遺憾ならしむる爲、左の施設を爲すこと。

(イ) 尋常小学校の最終学年に在りては、適當なる職業指導を行ひ、高等小学校に在りては特に職業教科の実績を挙ぐることに努め、教員中より職業指導に関する担任者を定め、之をして職業紹介機関との連絡の任に当らしむること。

(ロ) 職業紹介所職員及び小学校教員に対し、一層職業紹介並びに指導上必要なる知識の涵養を図り、其の実績を挙げしむる爲適當なる施設を講ずること。

八、中央及び地方職業紹介事務局に、少年職業紹介に関する専任職員を置き、職業紹介所を指導監督すること
九、政府は、雇用者をして、雇用少年に対し教育其の他一般的修養の機会を與へ、職業的知識並に技能を習得せしめ且つ身體の健全なる發達を計ることに留意せしむるの方途を講じ、必要なる制度法令（例へば少年勞

働者保護法、徒弟教育に関する法令、補習教育に関する制度、等）の改善完備を計ると共に、少年職業監督官を置き右趣旨の徹底的実行を計ること。

十、政府は、職業適性研究に関する機関を特設し、各種職業の科学的調査研究並びに専門職員の養成等を行ひ且つ地方公共団体又は私人に於て之が施設を爲したるときは、其の経費に対し相当助成の途を講ずること。

（「職業指導」一卷二号二八頁以下福原誠三郎氏「全國職業紹介機関の少年職業紹介運動」）

文部省も同じころ、昭和二年四月上旬少年職業指導に関する協議会を開催した。内務省社会局中央職業紹介事務局、東京地方職業紹介事務局、東京府及び東京大阪両市の少年職業紹介所、文部省普通学務局、東京府学務部、東京市教育局等の関係吏員、学識経験者等が多数出席して

一、職業指導の教育的意義に関する件

二、学校教育及び社会教育上職業指導に関する施設振興に関する件

三、職業指導機関に関する件

四、性能検査に関する件

五、職業指導研究資料刊行に関する件

六、職業に関する社会的調査に関する件

の諸事項を中心として協議を進めたが、ただに少年職業指導に関する根本意見が開陳されたばかり

でなく、教育の改善を企図すべき重要案件なりとして、或は現代教育の弊害を指摘して社会生活個人生活の本義を論じ、國策の根本が論ぜられた。

そこで田中寛一博士以下七名の小委員を挙げて、爾後詳細に研究して協議意見書の草案を作成し、更に六月七日再度の協議会を開催してこれを決定した。その全文は次の通りである。（「職業指導」卷一号一五六頁以下）

昭和二年六月七日文部省主催

少年職業指導協議會意見

一、少年職業指導の必要

輓近、時代の進展と産業の発達に伴ひ、職業は益々専門的に分化し、其の種類は多岐多様となりしを以て適當なる職業の選択は、一層困難を加ふるに至れり。國家社会の進展に應じ、國民をして、其の実生活に適應せしむべき資質を養ひ其の向上発達を期するを以て教育の本旨なりとせば、教育上此の趨勢に対して深く留意し少年子女の爲に職業施設を講じ、以て能く各人をして適當なる職業を得しむるは、最も緊要とする所なり。然るに從來教育の実情を察するに、動もすれば、少年自ら其の將來を顧慮すること鮮く、保護者教育者等も亦深く子弟の境遇及び個性等を察せずして、或は進むべき学校の選択を誤り、其の結果屢々中途にして退学するの止むなきに至り、從令卒業し得たりとするも其の適所を得ること能はず、爲に近時最も憂慮すべき社会事象たる就職難を誘致し又は轉職失業等の機会を多からしむるは洵に遺憾とする所なり。斯くの如きは實に教育の

本旨に悖り青少年をして其の前途を誤らしむるのみならず、惹いては國家社會の進展を阻害すべき一大原因をなすものと謂ふべし。是教育上特に少年の職業指導に関する施設を振興せざる可からざる所以なり。

今左に少年職業指導の要旨、教育機関と少年職業紹介機関との關係及び少年職業指導に関する施設要項等を略説すべし。

一、少年職業指導の要旨

少年職業指導は、青少年に対し、職業に関する正当なる理解を得しめ、且つ之に関する思想を明確ならしむると共に、心身の諸傾向を科学的に考察して、一方職業の準備をなし、且つ選択並びに就職を適當ならしめ、就職後の向上発達を図り、他方又上級学校に入学せんとするに際して之を善導するを以て要旨とす。畢竟するに少年職業指導は、職業に関する教育的指導、学校選択に関する指導、職業の選択紹介及び就職後の補導に分る。

少年職業指導の本旨にして達成せらるゝに至らば、各人をして能く其の才能及び境遇に適應せる教育を受けしめ、或は適材をして適所を得しむる事となり、惹いて社會生活を安定し國民の活動能率を増進して國家産業の健全なる発達を促すに至るや言を俟たざるべし。

三、少年職業指導上教育機関と少年職業紹介機関との關係

少年職業指導は、其の本質上、主として教育的見地より之を行ふべきものなりと雖も、之が実施に當りては單に教育上の施設によりてのみ達せらるべきものにあらず。各種の社會施設と相俟つて、兩者互に密接なる連絡を図り、以て其の成果を全からしめんことを要す。即ち学校教育の任務は、進んで上級の学校に入学せんと

する者に対しては、父兄及び保護者と協力して其の選択を誤らしめず、卒業後直ちに職業に従事せんとする者に対しては、其の選択に対して進当なる指導を與へ、各種の社會施設と連絡して的確なる職業を選ばしむると共に、就職後の補導を援助する等將來の向上發達に対し教育的指導を與ふるに在り。少年職業紹介機關の任務は教育機關と連繫を保ちて、少年求職者に対し的確にして永続的な職業の選択紹介及び教育機關と連繫して就職後の補導をなし、其の就職を確保せしむるに在り。

四、教育上少年職業指導に関する施設要項

(一) 文部省の施設すべき事項

(イ) 少年職業指導に関する法規の制定、其の内容

ア、道府縣並びに市（人口三万以上の町村をも含む、以下之に同じ）においては、少年職業指導に関する事務を行ひ之に従事する職員を置くこと。

ハ、小学校及び実業補習学校並びに中等学校においては、其の職員中に学校及び職業指導に當るべき係員を置くこと。

ニ、少年職業指導に関する詳細は細則に依ること。

(ロ) 本省に少年職業指導に関する機關を置くこと。

(ハ) 少年職業指導事務に従事し又は従事せんとする者の爲に講習会を開催すること。

(ニ) 少年職業指導に関する参考書及び教科書を刊行すること。

(ホ) 少年職業指導に必要な経費に対しては、國庫より補助金を交付すること。

(二) 道府縣並びに市の施設すべき事項

(イ) 道府縣學務部内に少年職業指導に関する課又は掛を置くこと。

(ロ) 市の教育部に少年職業指導に関する課又は掛を置くこと。

(ハ) 少年職業指導に関する講習會を開催し刊行物を頒布すること。

(ニ) 道府縣及び六都市においては、兒童の身体並に性格の調査機關を設けること。

(三) 学校における少年職業指導に関する施設

(イ) 教 授

a、高等師範学校、師範学校其の他各種の教員養成所に少年職業指導に関する学科を加ふること。

b、高等小學校の兒童及び尋常小學校の上級兒童に対しては、適當の時期を選び特に職業指導に関する事項を教授すること。

c、実業補習学校、実業学校及び其の他の中等学校においては、職業指導上必要なる事項を教授すること

(ロ) 訓 練

職業に関する道徳的訓練の徹底に力むること。

(ハ) 指導施設

a、小学校及び実業補習学校並びに中等学校においては、職業指導に関して職員中に係員を置くこと。

b、学校においては進当なる方法により兒童生徒の環境、個性及び希望職業等を調査して、之を関係者の
閱覽に供すること。

c、学校における係員は、身体及び性能調査機關並びに職業紹介機關と連絡して、其の卒業兒童生徒又は
半途退學者の職業及び学校指導を行ひ、必要なる場合は就職後の輔導に助力すること。

d、職業及び学校指導並びに就職後の補導に関しては、父兄保護者、同窓会、少年職業紹介機関及び其の他の社会施設との連絡に留意すること。

(四) 社会教育における少年職業指導に関する施設(省略)

著者の観るところでは、この協議会は文部省側の積極的活動の第一歩であり、且つまたこの協議会が機縁となつて、財團法人大日本職業指導協会が誕生したのであつて、この意味において、この協議会はわが國職業指導の發展史上、極めて重大な意義を有するものと謂うべきであらう。

すなわち同年六月十九日には、右の協議会に列席した委員が中心となり、関係諸官廳の援助を得て大日本職業指導協会が成立し、創立總會が開かれた。会長赤司鷹一郎氏、理事長文学博士田中寛一氏、理事川本宇之介、寺沢嚴男、水野常吉氏の三氏、幹事長文学士谷口政秀氏という顔觸であつた。

文部省は、右の如き経過に鑑み、さらには職業指導が教育改善に資する点をも重視して、同じ昭和二年十一月二十五日付を以て「児童生徒の個性尊重及び職業指導に関する件」という大臣訓令及び次官通牒を発するに至つた。

児童生徒の個性尊重及び職業指導に関する件

学校において、児童生徒の心身の傾向等に稽えて、適切な教育を行い更に学校卒業後の進路に関し青少年をして其の性詔の適する所に向わしむるは、時勢の進歩と社会の推移とに照し、洵に喫緊の要務に屬す。随つて学校に在りては平素より児童生徒の個性の調査を行ひ、其の環境をも顧慮して、実際に適切なる教育を施し各人の長所を發揮せしめ、職業の選択等に関し懇切周到に指導することを要す。是の如くして國民精神を啓培すると共に、職業に関する理解を得しめ、勤勞を重んずる習性を養ひ、始めて教育の本旨を達成するに至るものなるを以て、自今各学校においては、左に掲ぐる事項に就き、特に深く意を用うべし。

一、児童生徒の性行、智能、趣味、特長、学習情況、身体の情況、家庭其の他の環境等を精密に調査し、教養指導上の重要な資料となすこと。

二、個性に基きて其の長所を進め、卒業後における職業の選択又は上級。校の選択等に関しては適當なる指導をなすこと。

三、学校は前掲の教養指導等に関し父兄及び保護者との連絡提携を密接にすること。

地方長官は克く以上の旨趣を体し其の目的の達成に力めんことを望む。

昭和二年十一月二十五日

文部大臣 水 野 鍊 太 郎

昭和二年十一月二十五日

文部次官 粟 屋 謙

各地方長官 宛

児童生徒の個性尊重及び職業指導に関する件

本日文部省訓令第二十号を以て標記の件訓令相成たる処右実施に就きては特に左記事項御留意相成度依命此段通牒す。

記

一、児童生徒の個性、環境等觀察調査の方法及び記入の様式に關しては学校当事者をして特に工夫研究せしむること。

一、学校当事者をして職業紹介所等との連絡を密接ならしむること。

一、師範学校、実業補習学校、教員養成所等において生徒教養上訓令の旨趣に就き特に留意せしむること。

一、学校職員等に對し適宜個性調査に關する講習を爲すこと。

一、訓令の旨趣は之を父兄保護者に徹底せしむること。

この訓令は、わが國の職業指導上の一新紀元を劃した。すなわち搖籃啓蒙の過去を脱して、いよいよ積極的実施に拍車をかけた点において、さらに教育關係者に対して劃一主義から個性尊重への新指針を與えた点において、まことに新機軸を現わしたものと謂える。小学校の職業指導が軌道に乗つた原因の一つは、この訓令によるところが極めて大であつたといつて差支ない。

文部省は、この訓令の趣旨を徹底させ、あわせて地方の中堅指導者を養成する目的を以て、昭和三年一月二十五日より四日間、東京高等師範学校を会場として、職業指導講習会を開催した。その際全

國各地から集合したものは約四百名の多数に上つた。講師は、文部省督学官（後の東京文理科大学長）森岡常藏、東京高等師範学校教授田中寛一、文部省学校衛生課長北豊吉の諸氏であつた。なおこの講習会の最終日、すなわち一月二十八日には、既に結成されていた大日本職業指導協会の創立發会式が行われ、職業指導に關する中樞的機關が成立した。同協会発行の雑誌「職業指導」も同月より發刊された。

次いで文部省は、同年六月、大阪府立清水谷高等女学校で、第二回の職業指導講習会を開催した。聴講者は、第一回のそれよりも遙かに多数で、この職業指導運動の前途に対し望みを囑させるほどであつた。

これより先、東京では、前述の赤坂・小石川の両校に續いて、市内の高等小学校で職業指導を開始するものがほつぽつできていたが、それらはいずれも各学校の單獨計画と單獨実施に止まつていた。東京市教育局は、昭和二年初頭に、個々の学校でなく全市一齊に行うべきである、と宣言して、視学中に職業指導担任者をきめ、また教育局内に市立小学校教員、市職業紹介所職員その他を以て構成する職業指導研究会を設置した。各学校には若干名の職業指導係を置き、内一名を主住とした。そしてこれらの教員の再教育のため前後二回の講習会を開いた。第一回は七月五日からで、小野磐彦、水野常吉、遊佐敏彦、豊原又男、岡部彌太郎、高峰博、浜中浜太郎、原田士驥雄の諸氏が、第二回は九月二十二日からで浜中浜太郎、増田幸一、小野磐彦の諸氏が、それ／＼講師に委嘱された。職業指導研

究会は、その第一着手として（１）職業指導講話に際して用うべき資料の編さん（２）各科の職業指導的取扱綱領の作成（３）個性観察用紙ならびに性能検査方法の制定を考究し、年度末までには、ほぼ完了した。なかんづく講話資料は應急の措置として十四時間分の資料を編さんし、謄寫刷として学校に配布した。就職あつせんの方面は特に市社会局職業課及び東京府職業紹介所との連絡関係に留意し、紹介所と小学校との仕事の範囲を明示したり、両者共同で求人者懇談会を開催した。

さらに東京市では、昭和三年四月から、職業指導の範囲を一そう拡大した。すなわち、職業指導の対象を、前年には高等小学校第二学年男児だけに限つていたのを、この年度からは一・二両学年の男女全部ということに、高等小学校の全児童に及ぼすこととした。また職業指導研究会を職業指導調査会に改め、その任務・組織を明確にした。そうしてこの調査会は年度末までに、講話資料上（第一学年用二四課）、下（第二学年用三〇課）二巻の編さんを了し、且つ個性調査法というパンフレット（八〇頁）を脱稿した。

これより先、同三年四月からは、日本大学において個性指導講習会が開かれた。講師は文学博士松本亦太郎氏外四十余名がこれに当り、期間は約一ケ年間、約五百四十時間の大講習で、職業指導担当者の養成として特記に値するものであつた。

同じ昭和三年四月にはわが國で初めての「職業指導読本」が大日本職業指導協会編さんの下に刊行された。全課程は三十課に分けられていたが、当時職業指導の時間数としてはただ土地の事情によつ

て適当に実施せよというに過ぎなかつたから、この教科書も或は修身の時間、國語の時間などにおいて半ば補充教材として用い、或は課外指導用として用いられる外なかつた。

同年八月八日には、鳥取縣が、全國にさきがけて大日本職業指導協会の支部を組織し、その地方の職業指導網完成につとめたことは注目に値することであつた。(この後、支部が各地に設けられて、昭和

九年末には十六支部に達した。)同年十一月二十三日には、門司市に、門司兒童研究所の落成式が行われた。所長は井上龜三郎氏で、その事業は同地方の職業指導運動上貢獻するところが少なくなかつた

昭和四年二月に至つて、大日本職業指導協会が、第一回全國職業指導協議会を開催し(帝國教育會館)、各方面の關係者約四五〇名の参集を得て、文部内務兩大臣の諮問事項、その他重要事項の審議を行い、職業指導をますます發達させる機運を高めた。(其後この協議会は毎年一回づゝ開催されて、昭和十三年までに十回を数えるに至つた。)

また六月一日には横浜市で、右の協会主催で、職業指導講演會が開催され、七月より九月まで静岡外二市でも開催され、その後引きつづき各地で開かれた。

東京市はこの年四月から尋常小学校にまで職業指導を及ぼすことになり、ついに東京市における職業指導は全教育体系中に入りこむこととなつた。これは特筆に値することである。

この年七月一日には、文部省の普通学務局社会教育課が拡大独立して、社会教育局となり、庶務課成人教育課、青年教育課の三課を以て構成された。しかし職業指導は新設の青年教育課の所管となつた。この官制改正は、職業指導運動その後の發展に重大な關係をもつこととなつた。まずこの年

(一九二九年)には、國際労働局が世界各國に対して、職業指導に関する質問書を送つた。わが國にもこの質問書が送られてきた。その内容は(1)職業指導所に対するもの(2)職業指導に關して少年及び少女の医学的検査を委任された医師に対するもの(3)應用心理學者に対するもの(4)教師に対するもの(5)大工場の經營組織内に設けられている職業指導所に対するもの(6)商業連盟及び工業連盟にあてたもの(7)青少年の保護及び援護團體に対するもの(8)職業指導に關した主要著作の著者に関するもの、の八項目に亘り、特に第一項目に關する質問は詳細を極めていた。

昭和五年三月には東京市職業指導調査会の編さんした女子用職業指導講話要項上下二冊が刊行された。またこの年には、大日本職業指導協會主催で、六月二十一日全國職業指導デーが行われた。これは一般社會に対して、この事業に關する啓蒙宣傳を図るため行われたものであるが、世人の関心をよぶのに相當の効果をあげた。この職業指導デー又は週間は、その後も同協會が中心となつて年々継続開催された。

文部省は、昭和六年度から、指導者養成の經費を得て、短期講習会と並んで長期の講習会を開催し得ることとなり、昭和六年七月から八月にかけて、東京、京都、福岡三市で最初の長期講習会を開いた。その後毎年開催していたが、昭和十三年からは、大日本職業指導協會に委託して行わせた。この外、文部省は、同じ昭和六年から職業指導調査協議会を省内に設け、職業指導に造詣の深い學者、實際家、關係官公吏を委員に依頼し、本省から提出した協議事項を審議した。この協議会是一般教育、

小学校、中学校、女子中等学校、青年学校、師範学校等におけるこの事業の施設について、逐次答申しおわつて、昭和十三年三月を以て一段落を告げるに至つた。文部省はこのような直接的な事業の外に、昭和七年五月大日本職業指導協会が財団法人の許可を得て（初代理事長赤司鷹一郎氏）以来、その事業を助成するため、毎年若干の奨励金を交付した。

昭和七年五月には、大阪地方職業紹介事務局主催で少年職業紹介実務研究会が、同じ年の七月には東京地方職業紹介事務局主催で職業指導懇談会が開催された。

昭和九年二月から三月に亘つては、大日本職業指導協会本部と東京支部との共同経営で職業指導相談所が、東京市内に二ヶ所開設された。

昭和十年二月から五月にかけて、各地方の職業紹介事務局が、就職希望の児童の求人求職連絡会や少年職業紹介実務研究会を開いた。また同年七月には中央職業紹介事務局長から各地方職業紹介事務局あてで「少年就職後の指導保護に関する件」という通牒が出された。

この年（一九三五年）の第十九回國際労働総会は全世界的な年少者の失業情勢に対応して、勧告案を採択した。その中には少年職業紹介に関連して、左のような條項を含んでいた。

（三六） 國內の公營職業紹介組織は少年職業紹介のため特別の地方的及び中央的施設を包含すべきである。

（三七） 少年職業紹介所は……（中略）……職業指導部を設け又は獨立の職業指導機関と協力すべきである。

（三八） 中略

(三九) 少年職業紹介所は左のことを爲す必要がある。

(イ) 少年の職業の將來を一層有望ならせる情報を得るため、職業指導機関、徒弟養成委員会及びその他類似の機関との協力によつて職業紹介の結果を監視すること。

(ロ) 年少者に関係ある他の一切の公私の機関特に教育機関と緊密な関係を維持すること。

(四〇) 中略

(四一) 主要産業が恒久的に衰頹状態に在ると認められる地方の年少失業者を、現在發展しつつある職業に就かせ、及びその職業の存する地方に赴かせるための措置をとるべきである。

(以下略)

昭和十年七月八日に、内務文部両省の共同通牒が発せられた。これは、さきに(大正十四年七月八日)、両省の歴史的な共同通牒が発せられてから滿十年目に当る紀念的なもので、青少年の就職希望者が非常に増加して來たので、関係機関が今後一層連絡を密接にし職業指導を充實する必要があると強調したものである。そして同時に、この通牒には、文部省の職業指導調査会が昭和六年以來なしたつた答申が大いに取り入れられていた。

社発第一〇三号
昭和十年七月八日

社会局社会部長 大野 綠一郎

各地方官宛
中央職業紹介事務局長

少年の職業紹介並びに職業指導に関する件

少年の職業紹介に関しては、大正十四年七月八日社發二部第二七五号依命通牒の趣旨に依り、特に御配慮の事と存ぜられ候処、輒近青少年の就職を希望する者著しく増加せるに鑑み、今後一層職業紹介機関及び教育機関の連携を密接ならしめ、以て職業指導に関する施設の充実徹底を圖ること緊要なりと認められ候に就いては此の際特に左の如き施設を講じ一層其の実績を挙ぐるに付御配意相成様致度

記

一、道府縣においては、関係地方職業紹介事務局と協力し管内における教育機関、職業紹介機関、その他産業的諸団体、学識経験ある者主なる雇傭主等の代表者を包含する職業指導委員会を設けること。

二、道府縣においては、関係地方職業紹介事務局と協力し教育機関、職業紹介機関等関係機関の打合せ及び斯る事業関係者に対する講習会、講演会等を開催すること。

三、教育機関及び職業紹介機関においては、相互間の連携に当らしむるため、各機関に担任職員を定むること
四、就職後の補導に関しては、教育機関、職業紹介機関、雇傭主団体其の他関係諸機関協力し、一定の組織を設けてこれを行うこととし、業務並びに技能の適否、心身の状態、雇傭条件等の調査、勤続者慰安表彰等をも併せ行うこと。

五、離郷青少年の就職斡旋に関しては、特に就職地関係機関との連絡を密にし、適切なる指導をなすこと。

この通牒は、職業紹介所側の活動を一層活潑にした。同年十月から十一年の卒業期にかけて、各地方で少年職業紹介に努力がそがれた。

五、高 揚 期

教育方面における職業指導の運動は逐次高揚してきたとは言いながら、これまでの運動は何といつても職業紹介機関側の熱意が強かつた、と言い得る。然しその職業紹介機関そのものが市町村立を主体としていて、分布も施設もかたより且つ貧弱であつたから、その活動もまた大都市にかたよつていたことは争えない。満洲事変以來、國內の勞務關係は先置問題から一轉して需要増加の傾向を示しはじめた。職業紹介の事業が強力とならなければならぬ時期となつた。

職業紹介所を國營にて行ふべしとする議論は、すでに大正十年に職業紹介法が制定されたときからあつたが、當時は市町村營主義を以て一貫し、これを補うため中央地方に職業紹介事務局（地方は東京・大阪・名古屋・福岡・青森・長野・岡山）を設けて業務の監督と連絡に当らせていたが、時勢の動きと事業の拡充に伴つて、國營に至る一つの楷梯として、昭和十一年五月の國會で職業紹介法の改正法律案が成立し、五月二十六日公布、九月一日から施行された。この法律は、市町村營の職業紹介所に並んで府縣營の職業紹介所を設置し、國庫補助その他において均しい取扱をすること、中央及び地方

の職業紹介事務局を廃止して、この事務を地方長官に移管することを定めた。そして東京府外十一縣には職業課を設置し、その他の縣には社会課内に職業係を設けた。(その後昭和十三年五月十七縣に、十四年九月十縣に、その以後は逐次職業課が設けられた。)この法律改正の一点たる府縣立職業紹介所としては、かねて東京府社会事業協会の経営していた東京府職業紹介所(飯田橋)が昭和十二年四月から、内務大臣の認可をうけて、正式に東京府立に移管された。そして從來同所に併設されていた東京府少年職業相談所は、同所に吸収されて少年職業相談部となつた。

この法律改正によつて職業紹介の組織は一進展したが、しかもなお、從來のままの市町村営では人材その他の施設において、貧弱なことには変りなかつた。あたかも支那軍變が勃發し軍需勞務の激増するに伴い職業紹介事業の重要性がいよゝ増したが、法規上市町村に有能な人材を増加することはできなかつた。そこで應急の方法として國庫補助による就職指導職員を全國各府縣に一二〇班約三七〇名を配置することとなつた。昭和十二年九月から東京、大阪、福岡で就職指導職員たるべき候補者の講習會が開かれ、七日間に亘る講習を了えた者の中から十月一日任命された。その任務は(1)縣内の職業紹介所並びに市町村に対する実地指導並びに援助(2)聯絡に關連して發生する事務(3)青少年に対する職業指導(4)出稼狀況、勞力供給量等の査察、調査(5)出稼保護組合、出稼指導員の指導というような廣汎なものであつたが、實際は軍需勞務の調整と、小学校卒業兒童に対する職業指導に没頭する、というのが大部分であつた。この職員は、一班ごとに適性検査器具一式と身体検査

及び精神検査の費用とを與えられていたから、縣内小学校を巡回して、全國すみぐまで、職業指導の氣運を高めた。この就職指導職員は、後日の紹介所國營に際して、事実上その中堅職員となつたから、爾後の職業指導高揚にも大いに活躍したのであつた。

内務省社会局からは、同年十月二十七日に、地方長官あてで「小学校卒業兒童に対する就職指導に関する件」という通牒を發した。これは前述の就職指導職員を、昭和十三年三月卒業すべき兒童に対する就職指導に際し、充分活用すべきことを示し、その業務内容をかかけたものである。次いで十二月十五日には社会局臨時軍事援護部長と文部省普通学務局長の連名で「小学校卒業兒童に対する就職指導に関する件」という通牒が發せられたが、これは、軍需産業の拡張に伴つて勞務需要が激増し、在学中に而も非常に早期に雇用の予約をしたり、甚しいものは卒業前から働かしている例が増したので、これを防止して、普通教育を完了し且つ職業指導を徹底的に行うべきだとの趣旨を指示したものである。またこのころ社会局主催で、東京、大阪、福岡の各市で、昭和十三年卒業兒童の就職指導協議会が開かれた。

社第二六九号
昭和十二年十月二十六日

小学校卒業児童に対する就職指導に関する件

昭和十三年三月卒業すべき学校児童に対する就職指導に關しては、既に御配慮中の事と存候処、之が実施に付ては概ね左記要領に依り、就職指導職員を活用し、職業紹介所、小学校、市町村長等の関係機関の緊密なる連絡提携を圖り、以て所期の目的を達成する様一層御配意相成度。

追て大都市就職希望児童カード交換連絡協議会の開催に付ては追而通知の筈に付爲念。

記

一、職業紹介関係機関と小学校との連絡

(イ) 小学校における連絡係の設置

(ロ) 連絡打合会の開催

(ハ) 就職指導映画会及び就職指導講話の開催

二、児童及び父兄に対する就職指導

(イ) 就職指導リーフレット又はパンフレットの配布

(ロ) 巡回職業相談（選職指導）

(ハ) 適性検査の実施

(ニ) 兄父会の開催

(ホ) 就職希望見込調査の提出（十一月末日まで）

(ヘ) 児童需要地（主として都市）における求人並びに児童就職に關する狀況調査（十一月以降）

（調査は関係方面に送付の上参考資料とすること）

三、就職斡旋

- (イ) 求人の開拓及び調査
- (ロ) 求人状況及び求人口の告知（他府縣よりの通報を含む）
- (ハ) 巡回就職指導及び相談
- (ニ) 就職希望児童調査票の提出（学校）
- (ホ) 児童調査票を関係職業紹介所並びに関係府縣に送付
- (ヘ) 他府縣より送付の調査を関係職業紹介所に送付
- (ト) 採用状況を職業紹介所及び他府縣より受けたるときは、これを関係小学校に通報
- (チ) 遠隔地就職の場合、就職者引率保護。

さて、事変の進展に伴つて、労務の適正なる配置がいよゝ急務となつたので、従前の職業紹介法を全面的に改正して昭和十三年四月一日公布、七月一日から施行された。この法律は、職業紹介所を國營とすることに主眼をおき、第一條には「政府は労務の適正なる配置を図る爲本法に依り職業紹介事業を管掌す」とし、第二條には「何人と雖も職業紹介事業を行うことを得ず」と定め、従來の府立及び市町村立の職業紹介所について一九六カ所（市郡）を七月一日第一次國營移管とし、一八八カ所（郡部）を十一月十日第二次國營移管とし、合計三八四カ所を國營とした。

ところで、この改正職業紹介法第三條には「政府は職業紹介事業に併せて職業指導及必要に應じ職業輔導其他職業紹介に関する事項を行うものとす。前項の規定に依る職業紹介及職業指導は之を無料

とす」と定められた。これは、職業指導が法律上に明記された最初のものである。そうしてこの法律における職業指導の定義は次の通りであつた。（議會における政府答弁）

「職業指導とは、これを略言すれば個人をその適職に配置するため行ふ計画的なる一連の行爲を謂う。何が適職なるやは、個人の個性及び國家的經濟諸事情を綜合して判斷すべきものにして、單に個人の素質又は性向のみによりて定むべきものに非ず。而して適職に配置するためには、個性の發見、職業的関心の誘導、職業知識の授與及び職業分析（該當職業の精神的身体的所要性能の分析）等を行ふと共に、國家的經濟的諸事情並びに勞働事情を斟酌して、適職の選定を助け、且つこれに就職せしむるよう斡旋すること必要にして、これらの指導的行爲を總稱して職業指導と謂う。而して職業紹介機關による職業指導は、主として職業分析及び勞働事情の調査のみならず、國家的、經濟的、家庭的各事情の綜合調査によりて適職の選定を助け且つこれが就業の斡旋を行い、就業後の補導（アフターケア）に及ぶものなり。従つて職業指導は、職業紹介機關においてこれを担当するの外、教育機關等における個性の調査、職業的陶冶誘導に俟つもの少からず、これが実施については教育機關と協力するよう適當なる措置を講ずること必要なり。」

この定義を見ても判るように、當時の適職への配置という場合の適職は、個人の個性と國家的經濟的諸事情を綜合して判斷すべきものと言いながら、實際には個人の個性は過小評價され易く、特に後に勞務動員計画が樹立実施せられるようになってからは、個人の個性は殆んど無視されるに近かつた

それはさておき、このように法文に明記すると同時に、職業指導上必要な種々の施設も一通りは全國の紹介所に設備され、また専門職員として厚生省、地方廳及び六大都市の職業紹介所を通じて、心理學關係並びに醫學關係の技師（四七名）及技手（二〇名）が任命された。（この技師及び技手の定員は昭和十六年末及び十七年末の二回に減員されて、結局技師三八名、技手一三名となつた。）

このような組織的な整備が進む半面、九月中旬及び十月中旬にかけて職業部（厚生省）主催の就職指導職員並びに職業紹介所職員講習会がそれ／＼六日間に亘つて実施された。かくて職業紹介方面からする全國的組織的な職業指導が、新たな首途についたわけである。

この改正職業紹介法の施行を機会に、同年十月二十六日文部厚生兩省訓令が發せられた。「小学校卒業者の職業指導に関する件」がこれで、教育機關と職業紹介機關が一層協力して、「兒童の職業をして國家の要望に適合せしむることを期せざるべからず」と指示したものである。また同日付でこの訓令の実施方法を詳細に示した通牒が厚生省職業部長及び文部省普通學務局長の連名で地方長官に宛てて發せられた。この通牒は「小学校卒業者の職業指導並びに職業紹介に関する要領」を定めたもので（１）一般的事項（２）求職兒童の調査及び指導に関する事項（３）求人に関する事項（４）紹介・斡旋に関する事項（５）就職後の輔導に関する事項（６）取扱狀況の報告及び通報の諸項に亘つて述べている。この通牒は、その後勞務動員が非常に強化されるまで關係者を律する基本的な通牒であつた。

越えて十四年七月には昭和十四年度勞務動員計画が閣議決定されて、小学校卒業生がその主要な勞務給源に当てられていたから、これに即應した強い取扱が必要となり、同年九月三十日職業部長から小学校卒業業者職業紹介暫定要綱が通牒された。また同年十月十九日にも職業部長並びに普通學務局長連名で各地方長官あてで小学校卒業者の職業指導に關する通牒が發せられた。

こうして、當時の小学校卒業生は、軍需産業へ勞務動員産業へと指導され配置されたので、その大量の若者がその職場にうまく順應することが次の問題となつた。就職後の補導は、既に大正十四年頃から東京府少年職業相談所などを中心として相当活潑に行われていたが、今はまた一層大切な関心事となつた。そこで十五年三月中旬、厚生省主催の下に、小学校卒業者の就職後の補導に關する打合せが開かれ、地方關係官に本省の方針が指示されると共に、引き続き職業局長及び労働局長連名の通牒が發せられた。

厚生省發職第二九号
昭和十五年三月二十日

厚生省職業部長
厚生省労働局長

各地方長官宛

本年三月小学校卒業者の就職後の補導に關する件

小学校卒業者の就職後の補導に關しては、客年十月十九日職発第七二九号「小学校卒業者の職業指導に關する件」通牒を以て、指示致置候処、本年度小学校卒業就職者に対しては、左記事項を実施し、就職後の補導に關し一層之が徹底を期せられ度及通牒候

記

一、就職後の補導の目標は、新職業生活に対する精神並びに身体の順應に關する指導保護に置き、之が実施に當りては最も退轉職の多き就職後三、四ヶ月に重点を置くこと。

二、就職地の府縣及び職業紹介所は事業場に出張して、就職者に付勤務並に生活狀況の調査、精神指導、勤続奨励等を行うと共に、工場又は事業場における補導狀況を視察して適宜之を指導し、その結果を職業相談原票に記入すること。

なを府縣及び職業紹介所勤務の職業指導關係技術職員は、能う限り工場又は事業場に出張して、その作業方法、作業環境、所要性能等を調査し、就職者の心理又は身体狀況につき異常又は罹病者に対する保護方法、その他適當なる補導方法を雇主に講ぜしむること。

右補導の結果は、之を取纏めて厚生省並びに供給地の關係府縣及び職業紹介所に通報すること。

三、供給地の府縣及び職業紹介所は、就職すべき少年小女に対し就職に關する適當なる指導をなすと共に、文書等により自ら又は父兄、母校を通じて、就職後及び適當なる時期に、就職少年少女に対し勤続奨励のため激勵方法を講ずること。

四、就職地の府縣及び職業紹介所は、小学校卒業者の就職時期に、予め工場關係者を參集せしめ、就職後の補

導に関する協議をなし、次の諸点に考慮を拂わしむること。

(イ) 新規就職者に対し特に指導者を定め就職後の輔導の任に当らしむること。

(ロ) 就職時並びに就職直後における青少年の心理的動搖性(興奮、沈鬱、孤獨、郷愁、不安、不満等)に対する指導をなすこと。かかる心理的動搖は、就職青少年においては一むしろ普遍的なる傾向と認めらるるにつき、指導者は個別的の懇談、心情調査、投書函の設置、日誌閲覧等適當なる方法を講じて、之を発見すると共に、同郷者その他適當なる者数名による班を編成して、各自の心情を吐露せしむると共に相互に激勵、慰安を行わしめ、なを異常著しき者に對しては、特殊の保護指導を加えて、他の者に対する惡影響の傳播を避くること。

(ハ) 新職業生活に對する身体的順應狀態に留意し、就職後數ヶ月間の健康狀態に注意を拂い、積極的に体位の向上を指導し、休日等はなるべく郊外その他衛生地帯にて十分運動を行わしむること。

(ニ) 職種の振分けは、就職者退職の原因となる場合少からざるにつきその希望と適性との關係を考慮しその不一致なるものにつきては適職從來の重要性を強調すると共に該當職種に関する興味を誘導する等極力之を指導し、でき得る限り適職に就業せしむること。

(ホ) 就職者の私生活については、個別的に留意し、特に寄宿舎の設備なき場合はその生活方法をも指導して、經濟上の不安を除かしむると共に浪費を戒め貯蓄獎勵の方途を講ずること。

(ヘ) 就職者の職業生活の狀況につき、就職直後及び適當なる時期に工場並びに就職者よりこれを家庭母校に報告文通せしむること。

五就職地の職業紹介所は、昭和十五年六月末日現在における就職者の勤續狀況を、別記様式により、七月十日

までに工場より報告せしめ、職業紹介所はその概況並びに職業紹介所の実施せる補導状況を同月二十五日まで道府縣廳に報告し、道府縣廳は之を取纏めて同月末日までに厚生省に報告すること。

この昭和十五年七月には、昭和十五年度勞務動員実施計画綱領が閣議決定され、從來の勞務給源だけでなく、更に中等學校卒業者をもこれに当てることとなつたので、七月中旬及び下旬にかけて、さきの小学校卒業者職業紹介暫定要綱を改正する通牒及び中等學校卒業者の職業指導並びに職業紹介に関する通牒（文部厚生兩次官連名）が發せられるに至つた。この中等學校卒業者を対象とする職業指導は、全く新しい事態なので、同年十月中旬、特に六大府縣の關係者を參集させて、協議會が開かれた。さらに十二月中旬には東京、京都、静岡、仙台の各地で小学校卒業者の就職斡旋に関する打合せが開かれた。

昭和十六年六月、厚生省は全國の職業指導關係技術官を集め、三日間に亘り協議研究會を開いた。改正職業紹介法施行以來、十四年三月、同四月、同九月、十五年三月、同五月、同七月、同十月、同十二月という風に、職業指導事務、就職後の補導などを主題として、しばしば講習會や打合せが開かれたが、技術官の研究協議會はこれが最初であり、また同時に最後となつた。またこの年から從來の小学校が國民學校令によつて國民學校に改組されたのを機会に、同年九月二十日職業局長及び普通學務局長連名で、「國民學校修了者の職業指導に関する件」という通牒が發せられた。この通牒は、國民職業指導所（旧紹介所）の強制利用を前提として、就職予定の全兒童に対して知能検査及び身体檢

査を施すこととし、且つ、職業相談及び職業斡旋に際して労務動員産業及び農業に従事すべき者を優先的に確保する方針を明かにした。その身体検査の実施細目は、同年十一月六日厚生省職業局長、予防局長、文部省普通学務局長、体育局長の四局長連名で通牒されただけでなく、東京、名古屋、福岡、大阪の各市で開かれた身体検査実施協議会で、詳細指示された。身体検査は第一次検診と第二次検診に分ち、その結果によつて第一種（可良）、第二種（十分な保護を加えれば就業可能）、就職不適當（特に結核性疾患に注意をおく）の三種に分類した。知能検査の結果は、第一種（IQ九三以上）、第二種（IQ七八以上）、第三種（IQ四八以上）、就職不適當（IQ四八以下）に分つた。即ち、この当時においては、個人を中心として適職を選職するという考えは全く没却されて、あたかも採用検査の観を呈した。これは主として、國民学校卒業兒童が労務動員計画の主要給源として、量的に重要さを占めることに、目を奪われた結果である。

同年十一月十三日には文部省から、普通学務局長及び実業学務局長連名で、中等学校（中学校、女子中等学校、実業学校）の職業指導要領と、職業指導教授要領（合計約二十時間）とを通牒した。

これらの措置は、十六年十二月八日公布された労務調整令に準拠することを予定して發せられたものであるが、さらに十七年五月に昭和十七年度國民動員実施計画が確定したので、翌六月及び七月には中等学校卒業者の職業指導及び職業紹介の取扱要領を改正するの旨通牒が、文部厚生との両次官から發せられた。八月末と九月上旬には國民学校修了者のそれについて職業局長から發せられた。

このような情況であつたから、同年文部省が、國民学校において職業指導を一教科目として取扱ふべきことを明示し、従つてこの時から職業指導協会編纂の國民学校職業指導教科書が全國一齊に使用されるようになったけれども、実はその時には職業指導は既に行われず、「空白期」に入つていたと言つて然るべきである。昭和十八年九月学徒動員の開始された時期以後は、言うもさらなりであつた。

すなわち就職指導職員の設置、改正職業紹介法の施行、職業紹介所の國營、職業技師の配置などの一連によつて、職業紹介所側からする職業指導は、一舉に高揚の途をとると間もなく、そのまま勞務動員への道となり了つて、またたく間に空白状態となつたのである。そうして教育機関側が学校教育へ職業指導を取り入れんとしたときは、既にもう行われ得なくなつた時期であつた。

六、再 建 期

戦後二年にして、教育基本法及び職業安定法が制定された。

職業安定法においては、特に第三節「職業指導」の節を定め、更に二十四年五月の改正によつて、第四節に「学生もしくは生徒又は学校卒業者の職業紹介」を定めて、職業指導に対する法律的態勢をととのえ、且つ公共職業安定行政の手引にはその手続の詳細を定めたが、その第一線における活動は

まだ十分とは言えない。

また教育機関においては、新時代の教育がガイダンスの理念を中心として進展しているため、口頭においては、一見したところ盛なように見えながら、これまた地に足のついた活動を示しているとは言いがたい。しかし教育の一分野としての職業指導は、今後に期待すべきものが多いと思う。

戦後の職業指導の運動は、余りに近きに過ぎて、歴史として語るにふさわしくないが、年少者の職場が極めて狭隘な今日、この運動が層一層発展させられなければならぬ、と痛感するものである。

(本稿は、研究の途中でまとめたので未定稿です。識者の御示教、資料の提供などを待望するものです)

——立教大学教授、日本職業指導協会参興——

公共職業安定所と職業指導

近藤貞次

一、新規學校卒業者への就職あつ旋

四月も半ば過ぎ、某公共職業安定所の職業指導係の後の黑板には

新規學校卒業生中、未就職者の就職あつ旋

1 未就職者を調査して呼出し、完全あつ旋をする。

2 未就職者の希望職種の求人開拓を行う。

と書いてあり、その前で次のような会話が交されている。

A 「忙しかつたなあ、今年は。なにしろ組織関係の求人があつたもんだから、全く予定が狂つちやつたね。」

B 「うん、それでも何とかなるもんだな。あと残っているのが男が十二名で女は三名か。」

A 「何とかしなくちやいけないなあ、この子は工場の身体検査ではねられたんだな。あそこは重労働の仕事が多いから始めから無理じやないかと思つたんだが、やつぱりだめか、この子もそうだな、採用條件は難しくなる一方だね。B 君、今日は良い求人口はなかつたかね。」

B 「そうだなあ、あつても経験者とか技能者ばかりだね。最近はやほどよくなつたけれどまだ雇用主の中には子供は給料は安いし、文句もいわないから使ひどくだなんていうのがいるからね。危いもん

だよ。労働基準監督署だつて氣をつけてくれているけれど、何よりもそういうところに就職しないようにしなければ。

あ、一つある。今日五時ちよつと前に來たらしいんだが、S町の家具屋だ。女店員一名、見習工二名か。あそこはこの前求人開拓に行つたはずだが。」

A「うん、あそこはC君が行つた。その時の話ではまだ雇入れのはつきりした見通しがつかないから一應おことわりすると言つてたんだよ。」

B「ふーん、それで求人條件は、女店員、通勤三、〇〇〇円、見習工は二、〇〇〇円。あまり香しくないな。」

A「でもあそこは手堅くて信用もあるし、さきは安心していいだろう。それに木工希望者はたしか二人あつたはずだ。」

B「うん、一人は第二志望だけど、よし呼出そう。」

A「S町は帰り途だから今日歸りに寄つてみよう。あと十一人か。しかし毎年の例によると上級学校を落ちたり、どつちつかずでいた連中が学校に就職希望を申出ているかも知れない。C君が学校との連絡員だからC君に行つてもらおう。」

B「では僕は今日來た片足をなくした人の求人口を見付けに行こうか。ついでに生徒の方の事務員の口を見付けてくるよ。」

A 「今日はもう帰ろう。遅くなる。」

.....

A 「此頃は全く忙しいね。僕達もこうやつて子供や親達にお願いしますと言われると、一人一人が可愛くなつちやつて自分でも感心する位仕事に夢中になる。我々が今年出る子供に接してから丁度一年になるが、毎日、而も二年も三年も同じ子供を教えていると、先生方も子供が可愛くなるだらうな。その手鹽をかけた子供達が、いよいよ自分の手を離れて社会へ第一步を踏み出すといふのだから、先生の心配も尋常じゃないだらう。」

B 「うん、そこに今度の職業安定法の改正の狙いもあつたわけだな。今までは学校では事業として職業紹介はできなかつたが、今度は届出さえすればそれができる。そればかりでなく、学校が独立して紹介をやるのは困難だと思つたら、公共職業安定所の業務の一部を分担して、自分の学校の生徒及び卒業生の就職あつ旋を行うことができる。この場合には学校は公共職業安定所の機能の一部を担うわけだ。」

A 「それについて詳しいことは、いずれ労働省の方から指示もあるだらうと思う。」
こうして学校と公共職業安定所の協力によつて、卒業生も一人、二人と次々に就職して行つた。

二、就 職

五月。公共職業安定所の中は庭の若葉から反射してくる緑色の光線が一ばいに拡がっている。指導係の後の黑板には

一、本年度卒業生中未就職者の就職あつ旋

前月に引續き卒業生中の未就職者の就職あつ旋を行う。

二、卒業予定者数の調査並びに年間計画の交換

1 文書照会又は直接学校に行き、卒業予定者数を調査し、対象を把握する。

2 学校に対する公共職業安定所の職業指導年間行事計画を学校に送付する。

3 学校及び公共職業安定所の職業指導連絡責任者を決定し、名簿の交換をする。

三、本年三月卒業就職者に対する就職後の補導。雇用主、労働組合、学校と協力し、就職者に対し精神的激勵を興えと共に、その職業への適應狀況を確認するため、努めて個々面接による就職後の補導を行う。

四、職業適性検査の実施計画樹立

適性検査実施希望学校及び希望数を調査し、学校と緊密な連絡をとり、その時期・方法等を決定し、実施計画を樹立する。

五、職業指導協議会の開催

と一ばいに書かれている。相交らず忙しそうな指導係の三人が額を集めて協議中である。

C 「とうとうこの子は残ってしまったね。可哀そうに。小兒痲痺で両足が自由に動かないんだね。本人は眞面目で自分のようなものでも使ってくれる所があればどこでも就職したいと言っているんだけど、学校の成績も悪い方じゃないんだが、学校の先生も心配して昨日来ていた。」

A 「どうだろう、身体障害者の補導所は。」

B 「うん、多磨の募集は……四月と十月か。まずいなあ。」

A 「でも、身体障害者の補導所でなければいけないということもあるまい。M 公共職業補導所はどうか。時計の補導がある。ここなら近くていいだろう。六月に募集があるはずだが。」

B 「ところで問題は本人の家庭の経済状態だ。」

C 「その日に困るというのでもないんだがね。でもやはりなるだけ早く就職させたいらしい。」

A 「でも、長い目でみれば本人は手先は器用なんだし、しつかりした技術を身につけておいた方がよくはないかなあ。」

C 「それでは明日父兄と一緒に来るように連絡しておこう。」

B 「家は近いのかい。」

C 「すぐ近くだ。」

A 「では来てもらおう。それから他の者は。」

B 「あと男の子が三人。そのうちの一人は頭もいいし、体も丈夫なんだが。」

C 「それでどうして。」

B 「それが性格検査の結果が非常に悪い。それに盗癖があるんだ。」

C 「そいつは弱つた。」

A 「どうだろう、学校と連絡して児童相談所で相談してみたら。」

B 「そうだね、その子の素質も一度科学的に判定してもらふことも必要だと思う。」

A 「次の子は。」

B 「この子は体が弱い。F工場の身体検査ではねられている。あそこは軽労働だから大丈夫かと思つたがね。」

A 「そうか。それじゃあこういう方法はどうだろう。先月の終りにS町の家具に女店員の口があつたろう。あそこはまだだれも行つていない。あそこに紹介しよう。」

C 「だつて女だよ、女店員というからには。」

A 「かまわないさ。別に女でなきやあ賣れないような品物を賣っているわけじゃない。」

B 「それがいいな。早速雇用主係に寄つてもらつて諒解を得ておこう。」

A 「次の子は。」

.....

級友達が次々と就職してゆく、本年度卒業生の完全就職を目指して、公共職業安定所の職員達は必

死の活動が続ける。

黒板の掲示にある通り、五月は三月に学窓を巣立つた生徒達が、それぞれ社会生活の第一歩を踏出して就職した後、果してどのような職業生活をやっているかを調査し、必要ある場合にはいろいろと指導を加え、職業への適應を容易にするため援助する時期である。

A 「今年の卒業生のうち就職先のわかつたのは。」

C 「昨日学校側の連絡員と会つたんだが、全部で丁度一五〇名だ。」

A 「就職後の補導をしなければならないんだが、どうしよう、就職先を全部廻れば一ばんよいに決つているが、とても間に合わない。雇用主係と分擔して、あとは文書でやろう。」

B 「そうだね、学校の先生とも相談して手紙を書こう。宛先は雇用主、労働組合、生徒と別々に。」

B の 書 いた 手 紙

雇用主へ

拜啓、新緑の候となりました。貴社には益々御隆昌のことと存じます。

さて、先日就職致しました六名の卒業生について忌憚ない御意見を伺いたいと存じますが、本人達の勤務状況や能率はいかがでございましたでしょうか。

なお特別の性能などございませんでせうか。もしお氣付の点がございましたら御多忙中甚だ恐縮に存じますが何卒御意見を承りたいと存じます。

右粗略ながらお願いまで。

敬具

労働組合へ

.....略.....

さて先日就職致しました六名の卒業生につきまして是非忌憚ない御意見を伺いたいと存じますが、彼等の職場の態度は如何でしょうか。中に一人体の弱い松○敏○という子が旋盤に行つてゐるはずですが、元氣でやつておりますでしょうか。同僚や先輩との折合はうまくいつてますでしょうか。

又職場の配置、賃金、労働時間、昇進等について本人達は不平をもつておりませんか、又労働基準法は守られているでしょうか。

御多忙中のところ甚だ恐縮とは存じますが御一助を賜わることを切にお願い申し上げます。

敬具

就職者へ

想出多い学校を卒業して、いよいよ社会の第一歩を踏み出した皆さん。もう職場の様子も大体分り、仕事にも大分なれて、毎日を張切つておられることと思います。皆さん方のお父さん、お母さん、学校の先生方、それに私共公共職業安定所の職員は、毎日毎日皆さん方が仕事に慣れてもう一人前になつただろうか、事故でも起しはしないだろうか、体の調子はどうか、と氣づかつております。

現在のような日本全体が苦しい時に、日本にとつて一ばん大切なものは何でしょうか。それは石炭です。鉄

です。或いはアメリカの援助です。平和です。そうです、これらは皆日本になくてはならないものばかりです。ところがまだ一つあります。それは労働力なのです。日本人は昔から正直で勤勉ですぐれた頭腦の持主でした。今でもそうです。この日本にとつてかけ替のない立派な資源を活用することが何にもまさつて日本全体を豊かな平和の國にする源となるのです。それはどういふことかと言いますと日本に盛な産業を興して世界のどこにも負けない優秀な生産品をつくり出すことなのです。そうして作られた立派な生産品を外國に賣つて、そのお金で日本を豊にする原料例えばお米、石油、鉄等を買うのです。皆さんはその第一線に働いておられるのです。どうかしつかり頑張つて下さい。けれども立派な働きはよい環境からのみ生れるのです。皆さんの働いておられる仕事場や仕事の内容が皆さんの体に無理がないかどうか。賃金は。その他の不満はないか、これらのことは始終私共の心配していることなのです。社会に出れば今まで学校にいた時のように楽しいことばかりではないでしょう。いろいろ辛いこと、悲しいこと、又学校時代と違つた楽しいこともあるでしょう。どんなことがあつても自信をなくしたり、やけをおこしたりしないようにして下さい。そういう場合にはいつでも私共のところに來て下さい。親身になつて相談しましょう。この手紙の中にもう一枚紙がありますが、それにあなたのことをできるだけ詳しく書込んで下さい。

これは皆様によるこばれる公共職業安定所になるための大切な資料にするものであり、あなたはもちろん、雇用主側に対しても決して御迷惑にはなりませんから御心配なく、お忙しいとは思いますができるだけ早く御返送下さい。

次の質問にできるだけ詳しく答えて下さい。

一、現在の職場に就職した動機は何ですか。

二、就職の際の希望職種と今の職種は違っていますか。もし違っていたらその理由を書いて下さい。

三、職場に対する希望。

B 「Aさん、これを持って明日から廻れるだけ廻ることにしましょう。」

A 「まず心配なところから廻った方がいいね。」

一方で就職者の補導を行いつつ、五月にはもう來年三月の卒業生の就職の心配が始まる。これは第一に公共職業安定所の管内の卒業予定者の調査から始まる。係官は手紙又は直接学校に行つて卒業生の数と、大凡の就職希望者と、その職種とを調べる。この際学校及び公共職業安定所の職業指導事務連絡の責任者の名簿を交換する。次に学校で調査した卒業予定者数と就職希望者数とその職種とを所轄の都道府縣に報告する。都道府縣の職業安定課は労働者職業安定局の方針に基いて、全国的にみて最も適切な産業政策と合致し、且、地方の特殊事情を生かすような年間計画の大綱を樹てる。公共職業安定所では更にこの大綱に基いて、管轄區域の特殊事情を考慮に入れて具体的な職業指導年間計画を樹てる。この間学校の職業安定担当官と緊密な連絡をとる。公共職業安定所で行う職業指導は必ず

しも年少者ばかりを対象としているのではない。公共職業安定所を訪れる求職者のうち就職に際して特に指導、援助を加える必要のある者、身体障害者もその対象となるのである。その職業指導の一部門として年少者が対象となるのである。これらすべてを含む計画が一應できると職業指導協議会を開催して学校の先生、父兄、雇用主、及び労働基準監督官、婦人少年局地方職員室係官等の意見を聞いて、生徒の就職あつ旋に最も効果的な意見を求めることが必要である。それでは職業指導協議会です。どういふ意見がでたであらうか。協議会の後、職員A B二人の会話に耳を傾けよう。

A「今日の協議会は職業安定法の改正以後最初のものでしたが、活潑な意見が出たので非常に参考になつたと思う。」

B「第一に三月卒業生の紹介の結果についてだが、雇用主側から胸部疾患についての健康診断を特に嚴重にしてほしい。」

又就職希望者全員に職業適性検査を実施して、科学的な根拠によつて紹介してほしい。という話だつた。これは尤もな話ではあるが、学校側と雇用主側との積極的な援助・協力がなければ、現在の公共職業安定所では経費と人員との不足で一寸無理だと思ふ。來年度には必ず実行してみたいと思ふ。第二に就職後の補導については婦人少年局地方職員室職員及び労働基準監督官が労働基準法の違反事項の有無を調べ、且つその思想の普及程度を調査するため、是非積極的にやつてもらいたいということだつた。それには係官が直接行つて調べることが大切だがね。

それから、最近年少者の犯罪が急激に増加しているが、これなども眞面目な職に就いている者には殆どみられないで、フラ／＼している者ばかりだ。

これは先生が言つていたんだが、生徒の中には就職してから夜学に行けないというのでやめたいという者が多い。我々にはその氣持はよく分るし、向学心にもえているということは喜ばしい。雇用主にも学校或いは我々の方から話をしてみなければならぬと思う。しかし、夜学に行けるかどうかは就職前に確めておくべきだつた。一旦就職した後でそういう條件を持ち出すと、事業場としても仕事の内容によつては簡単に認めることができない場合がある。学校側でも予め注意しておいて頂きたいし、我々も職業相談の際、生徒として「言い辛いことも汲みとつてやらなければいけないと思う。」

A「今年もきつとそうなると思うんだが、女子就職希望者の七〇％が事務員希望だろうね。協議会でも言つておいたが、よごれない仕事だとか、見栄だとかというような誤つた職業に対する考え方に基くと思う。学校を通じて先生や父兄によく話してもらうことが必要だね。今一般求職者でもそういう傾向が多いんだが、現実の求人には正に正反對だからね。全国的に言つと、事務の求人は他の求人の約百分の一位しかない。職業の選択は勿論自由だけれど、その選擇の根拠が実にあやふやなんだね。日本の現実と、自分の立場と、性能とをよく考えて職業を選ぶようにしなければいけない。この中にはさつきの夜学に行けないという問題も含まれる。」

先生はこの点については工場見学を積極的に実施したい。これには是非とも公共職業安定所の御協力を願いたいと言つておられた。これはたしかによい方法で、従来も一部の学校ではやつていたんだが、これも見学に対する態度が問題なんだ。学校で事前によく教育しておかないとたゞ見てまわるというのでは、うるさいとかきたないとかいうことに耳目を奪われてしまう。」

B「ともかくこのような協議会を開催することは必要だ。我々の氣付かない点も分るし、我々の仕事に対しても積極的に協力を願えるからね。」

三、就職後の補導

目のまわるような忙しさのうちに青葉の五月を送つて、この公共職業安定所にも六月がやつてきた。例によつて黑板をみると、

一、本年三月卒業の就職者に対する就職後の補導、前月に引続き実施する。

二、職業適性検査の実施

適性検査実施計画に基き縣職業安定所及び学校側の協力の下に実施する。

三、夏期職業実習に対する協力

1 実習協力工場の開拓

2 実習希望生徒の調査

3 労働基準法との關係について労働基準監督署と緊密な連絡をとる。

公共職業安定所の職員の武器は足である。六月にも指導係は歩く、学校へ、工場へ、商店へ、時には求職者の家へ。

縣廳には職業適性検査について明るい人がいる。それに検査に必要ないろいろな器具もそろつてゐるので、学校へ行くとき同行してもらふ。そうして生徒の選職の科学的な基礎資料を一人一人について作つてゆく。同時に夏休みを利用して實際の職業にたずさわつてみたいという希望者の数と、希望職種を調べ、その希望に沿うよう適当な工場や商店に依頼しなければならない。

この場合に大きな問題がある。それは労働基準法という法律との關係である。労働基準法というのは昭和二十二年四月に公布された法律で、労働者を使用者と對等の關係においた上、労働者に權利として「人たるに値する生活を営むに足る労働條件」を與えようとする日本労働史上画期的な法律で、この中特に年少労働者について保護規定を設けてある。すなわち第五十條第一項に「満十五才に滿たない兒童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の兒童で、命令で定める義務教育の課程、又はこれと同等以上と認める課程を修了した兒童については、この限りではない。」第五十七條「使用者は、満十八才に滿たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。」第六十條「年少者の労働時間及び休日」に関する規定の中で、別に規定してある例外を除いて、満十八才未滿の年少労働者に対しては一日八時間、一週四十八時間労働制の原

則があり、更に満十五才未満の年少労働者に対しては、一日七時間一週四十二時間労働制の特別保護を與えている。この法律でゆくと夏期実習は中学校の在學生には行い得ない場合が多いので、この期間のみは特別の場合として許されている。しかし、とかくこの場合生徒の身体に無理が生じやすいので、労働基準監督署と連絡をとつて、嚴重な注意を拂わなければならない。そしてその條件に適うような工場、事業場を選んで雇用主の協力を依頼するわけである。

四、職場の状況報告

七月になつた。例の黑板には

一、本年三月卒業就職者に対する就職後の補導、必要に應じて就職者のみ、又は雇用主、労働組合、学校側を
まじえた座談会を開催する。

二、職業適性検査の実施
前月に引き続き行う。

三、夏期職業実習に対する協力

1 実習協力工場の開拓

2 夏期実習実施計画

五月から始まつた就職後の補導も一應終つたので、その結果をまとめてみる。

(一) 就職者数

1 産業別

計 女 男			性別	産業別
一一				水産業
七九				工業
一一五				金融業
一七				百貨店
一二五				小賣業
四四				通信業
三三				公務
一一				サービス
一三二				総計

2 職種別

計 女 男			性別	職種別
六〇四				工員
五六				事務見習給仕
一二五				店員
四四				交換手
一三二				計

(二) 現在の職場に就職した動機

計 女 男		区分		性別
九 五 四		自発的		
一 〇	六 四	父兄	勧誘による	
三〇	二二 八	教師		
五	五	友人		
九	四 五	会社		
六九	三〇 三九	安全所		

三、就職の際の希望職種と現在の職種との喰いちがい

希望通りの職種についたもの

五八

希望職種に就き得なかつたもの

六〇

回答のないもの

五

これによると略半数のものは希望職種につき得なかつたのである。しかしそれには二通りの意味がある。一つは職種そのものに関するあやまつた知識によつて期待の外れたもの。更に一つは事務見習給仕という約束で就職したのに、雇用主側が現場の方に廻したというようなものである。

このような場合は、いずれの場合を問はず年少者にとつて好ましくない。この不満が動機になつて社会一般に対して不満を抱くようになり、仕事から脱落し、更には不良の群に投ずることもなり兼ねないのである。このような場合には第一に原因をよく確め、もし職業知識の不足に基く場合には、改めてよく理解させ、もし適應がどうしても困難な場合には雇用主と話しして職場轉換をせしめようと

か、新たな就職口を見付けなければならぬ。もし雇用主が就職時の約束を無視している場合には、雇用主とよく話して適切な処理を講じてもらわねばならない。

(四) 職場に対する希望

イ、賃金を増額してほしい	一六%
ロ、職場の規律を望む	一三
ハ、衣類の配給をしてほしい	一三
ニ、娯樂の設備がほしい	一三
ホ、食糧の配給をしてほしい	一〇
ヘ、就労時間の短縮を望む	一〇
ヌ、休憩時間の延長を望む	六
チ、保健衛生の設備を望む	六
リ、夜間通学の便がほしい	二
ト、その他	一一

これらの希望事項は皆尤もなものである。結局日本の経済情勢において許される限りの労働条件の改善しか望めないのであるが、これらの希望のうち同じようなものが同じ事業場から多数出た場合には、指導係は雇用主係と連絡をとつてその点を確認した後、改善すべき点は改善するよう勧告する。

五、退職者調査

三月に就職して、すでに退職したものは八名であつた。その理由を調査した結果

	男	女	計
家事の都合によるもの		二	二
業務不適によるもの	一		一
病氣によるもの	一	一	二
通学不能によるもの	三		三

この中業務不適による退職者と通学不能による退職者と呼出して、その後就職したかどうかを調べ、就職していないものは新に求人開拓を行うこととなつた。

A「これで大体三月卒業生の方は終つたようだね。さあこれからはいよいよ來年三月の卒業生に全力を揮わなくちやあ、ところで適性検査の方はどうなつてゐるかな。」

B「ええと、あとN中学とO中学と二箇所、合計三〇〇名、これは今週一杯でおわりだ。」

A「そう。では今月の二十日頃からそろそろ学校も夏休みだし、実習工場の手配は終つたね。」

C「うん、終つた。学校の担当者とも打合せが終つた。」

今年は希望校は七校、人数は男七〇、女一〇〇、合計一七〇位、事業所は全部工場、日程表はこれ。」

A 「なるほど、入所式には三人で手分けして行こう。入所式が終つたら現場にも行つてそこの責任者と現場指導についてよく話しておかなければいけないと思うな。」

B 「それから実習期間の巡回訪問も必要だね。」

C 「これは八月になつてのことだけれど、いろいろ職場の感想などを聞いておくようなこともした方がいいと思う。」

A 「もちろんそうだ、それは結局生徒の実習に締括りを與えて、職業そのものに対する認識もはつきりまとまるだろうし、我々にとつても実際の就職あつ旋の際の重要な参考になることが多いと思う。」

五、夏期職業実習に対する協力

やがて八月が来る。猛暑を冒して指導係は実習工場の巡回に出掛けている。例の黑板には、

夏期職業実習に対する協力

1 実習中学校教官と協力して随時実習の状況を監督指導する。

2 実習終了後求人者の意見、生徒の感想等を学校と協力して調査し、その結果を將來の職業指導の參考資料とする。

ここには実習状況の報告をのせよう。

中学校生徒夏期実習実施状況

〇〇公共職業安定所

一般的にいつて実習校教官は非常に熱心であり、週一回程度実習状況を視察し、当所においても実習期間に各事業場に三回位宛巡回視察したのであるが、実習生は眞面目に働いていた。

工場側の意見を総合すると、金属工業、機械器具工業においては研究心は旺盛であるが、根気がない。女子の実習している紡績業関係では研究心が旺盛で能率もよく、勤務態度も非常によい。のとことであつた。

次に実習生の感想を聞くと、

(一) 実習希望の動機は

一般には卒業後社會生活、職業生活への適應を容易にするためというものが多いが、その反面、今日の社會情勢を反映して、夏休中にいくらでも賃金を得ることを目的とする者が多かつた。

(二) 職場に入つて第一に感じたこと

機械の音がうるさい。職場が汚い。女工さんが冷淡だ。特に最後の頃は女子に多い。

(三) 特に面白かつたこと、嬉しかつたこと。

暑い最中に自分で汗を流して働いてお金をもらつた時は一番嬉しかつた。会社の人が親切でとても

嬉しかった。晝休みが一番楽しかった。

(四) 辛かったこと嫌だったこと。

同じ仕事を何度もやらされるのが嫌だった。勤めていて品物をつくるとき失敗すると一番いやだった。仕事になれないのに会社で文句を云つたのが辛かった。糸捲きは立ち続けなものでなれるまで体がとても辛かった。

(五) 職場に對する希望

職場をもつときれいにして下さい。もつと親切に教えて下さい。娛樂設備を完備してほしい。

(六) 職場に對する期待と實際との相違

会社は辛いと聞いていたが、そんなに辛いと思わなかった。實際に希望していた仕事に就けなかった。

(七) 將來の職業觀について

今まで表面だけしか分らなかった職業が、決して生易しいものではないということが分つた。職場生活は想像していたほど愉快ではなかった。私は職業そのものについて非常に經驗を深くしたことは良かったけれど、古い考え方を持つている人によつて一箇月間支配されてきたことは不愉快だった。私は生れて始めて働く喜びと貴さを知りました。自分は自分が一番興味を感じている職業に就かなければいけないと思つた。職業はその人の性質や能力に適していなければならぬと思つた。職業の選

擇により幸福になつたり、不幸になつたりするに違いない。自分が自分の職業に適しているかどうかをあらゆる角度から検討することが大切だと思つた。

次に生徒の夏期実習についての感想文を掲げよう。

××二中 ○ 村 ○ 郎

夏休みも間近に迫つた。或日母や兄に夏休中の計画を尋ねられたが、その場はいいかげんにごまかしていたが一人になるとやはり氣になる。長い夏休中を無意味に過すなんてつまらないのでどこかへ実習に行き、自分の学費位作りたいと思つた。うちの会社で働らこうかと思つたが女工さんばかりで面白くないと考えていたところへ、学校の先生から○和空氣製作所に行く人はないかと言われたので、僕は喜んでお願いした。家に歸つて皆に相談すると、賛成して下さつたのでとても嬉しかつた。

いよいよ明日から未知の社会に出るというので、私の胸はそのことで一杯だつた。床に入つてからいつまでも考えていた。傍では姉が遅くまで僕の作業衣を縫つていた。

今日から社会への第一歩だ。胸も弾む、足も軽い。第一日は電休日なので工場全體の見学をした。第二日目から実習が始まつた。

佐藤君と僕とは旋盤だ。工員さん達は明るい感じのよい人達でとても親切に指導してくれる。三日、四日、五日と僕はただ一生けんめい働いた。作業衣は油で汚れた。作業中は皆も眞剣そのものだつた。やがて電日休が來た、僕にとっては当校の日曜日とは違つた何か貴重な一日の休みだつた。工場長さんの心づくしで伊豆へも行つ

た。皆で同じ釜の飯を食べた。愉快な旅行だった。

旅行が終ると又実習である。又一生けんめいに働いた。家に歸ると身体も服も物凄く汚れである。母が毎日お風呂を立てて下さった。そして「御苦勞御苦勞」と慰めながら身体を洗ってくれた。

こうして夏休みは終った。今一人で靜かに反省してみる。

工場で一寸の油断ですりむいた時の痛さ、作業中の苦しみ、しかしそれにもました工場長さんはじめ各工員さんの御親切、母の愛、苦しかつたこと、夏休みの実習の有様が走馬燈のように頭に浮ぶ、学校が始まつて久し振りに会社に行つた。何とも言えない氣持になつた。一生を通じての懷しさを僕はその旋盤にその工場長さんの笑顔に感じた。苦しい中の樂しみは僕をこんなにまで懷しくするものか、と僕はつくづく思つた。なにしろこの期間中の実習において味わつた苦樂は僕に対して良い試練となり、一生を通じて忘れられない思い出となる事だった。

終

以上で大体実習生の声を総合してみたのであるが、この夏休みの期間中幾らかでも職業に対する知識、又は職業觀、或は職業を通じての社會觀を得たことは非常に意義があつたと思う。教室における職業についての講義も職業に関する廣い知識を與えることには力があるが、職業人としての一箇月間は職業についての知識を掘り下けて、具体的な自分のものとして把握できたであろうことは実習の最大の收穫である。

公共職業安定所においても夏期実習における貴重な體驗、とりわけ生徒の職業への適應についての

障害となるものが何であるか、生徒の感想に具体的に盛られているようにこの実習は我々職員にとつても示唆多いものであつた。

六、歸趨見込状況調査と職業適性検査の實施

— 九 月 —

一、第一次歸趨見込状況調査

文書照会又は直接学校を訪問する等により、卒業予定者歸趨見込を調査し、概括的な対象を把握する。

二、職業適性検査の實施

適性検査実施計画に基づき七月に引続き行う。

三、職業指導講話

学校と連絡をとり卒業期にある生徒を対象とし、労働省婦人少年局地方職員室職員の協力を得て職業指導講話を実施する。

四、職場見学実施計画

生徒にひろく職場の状況を見学させ、職業知識を体得させ、職業の選択を容易にさせるために職場見学を実施する。

工場事業場の協力の下に学校と連絡し、組織的な見学実施計画を樹てる。

A 「適性検査の方も大分進捗したね。今度労働省で新しい職業適性検査を作ったとかいつていたけれ

ど仲々よいものらしいね。私は専門家ぢやないからよく分らないのだが、アメリカの労働省で使っているものを基礎にして作つたんだそうだ。

今我々が使っているものに比べて一ばん違う点は、職務分析を基礎にして……」

C 「職務分析というのは例の煙草製造業とか、郵便業とか蠶種製造業という本にかいてあることだね。」

A 「うん、そうだ。あらゆる職業の中のあらゆる仕事について、その仕事は何をしているのか、又その仕事は何のためにするのか、又その仕事を満足にやつてゆくのはどんな性能を持った人でなければならぬか、といったようなことを生理学的に心理学的に精密にしらべることなんだ。」

B 「それで。」

A 「その職務分析ができると、今度は類似職種群というのできる。」

B 「類似職種群というのは。」

A 「まあ待ち給え、前に言つたアメリカで職務分析を実施した職務は約七万あつたそうだ。しかし、その職務をくわしく比較検討すると大体二十種類位に分けられる。」

C 「それは又どうして。」

A 「世の中の職業を調べてみると、手先を主に使う仕事だとか、目の鋭さを主に使う仕事だとか、算的性能が重要な仕事だとかいろいろあるわけだね。ところでそういう風に調べてゆくと、同じ性能

でやつてゆける類似した職務があるわけだ。

たとえば一寸みると全く違うような速記者と植字工とでも、よくその仕事のやり方をみるとある程度の言語能力と運動速度、指先の器用さ、といったような性能を必要とする点では全く同じわけなのだ。」

B 「はい、あ、それだから類似職種というわけか。」

A 「そうだ。これが二十種類ある。そしてそれらの職種群は大体において十の性能を組合わせてできている。たとえば、電話機の修理工やラジオの修理工、また舞台の照明係などのような、電線とそれに関連のある職務は四つの性能を必要としているのだ。」

B 「その四つの性能とは。」

A 「空間にある種々の形を理解したり、平面と物体との関係を理解する力、これを空間判断力というのだ。それから実物や図や表によつて示されたものを理解したり、眼で比較区別することのできる力、これを形態知覚と言うのだが、以上の二つの性能と指先の器用さ、それから一般的な智能、この四つがいまいつた電線とそれに関連のある職種の必要としている性能なのだ。このように二十の職種群は、その仕事の性質によつていろいろと違った性能を必要としているわけなのだ。」

B 「成程ね。」

A 「今度はこの性能を職業につく人間について調べる。つまり今言つた電線とそれに関連のある作業

についていえば、この作業は智能と、空間判断力と、形態知覚と、指先の器用さができなければならぬ。それではこの性能の有無をどうやつてはかるか、これが適性検査なのだ。」

ところでこの検査は従来から世界各国にいろいろなものがあつた。それを、それぞれの性能についての検査を全部当つてみて、結局十五種類の検査をえらび出した。これがアメリカの「一般職業適性検査」で、これを基礎としてできた日本の「労働省編職業適性検査」も、その構成は全く同じなのだ。

一口にいえば、今までは智能検査とか、手先の器用さをみる検査とかがばらばらにあつて、それぞれの検査を職務に必要とする性能に結びつけて考えた。ところが今度のは職務分析の結果すべての職務の必要性能を始めに考へて、検査の結果あらわれる生徒の性能を職務の必要性能と直ぐに結びつけて考えることができる、というわけなんだ。」

B 「むずかしいね。つまりわかり易く言えばこの一組十五の検査をやれば、世の中のあらゆる職業、つまりどういう職種群について適性があるかということが一度で分かる、というわけなんだね。」

A 「その通りだ。」

C 「なるほど、優秀なものができるんだねえ。」

A 「我々とはかく職業指導というと、勘でこの人はこんな顔をしているから工員に向いているだろうとか、口がうまいから外交員だとか、簡単にきめてかかりやすいんだが、それでは当然の場合が

多い。その点適性検査は極めて周到な注意と数多い実験の結果できたものだから、まず間違いはないね。

しかし、だからといって職業指導イコール適性検査ではない。第一、職業相談をする場合に必らず適性検査をしなければならないのではない。相談を受けに來た人の性能がよく分らない場合とか、その人が選んだ職業が自分の將來を伸ばすのに一番向いているかどうかを疑っている場合、もう一つ、その人がいろいろな性能をたくさんもつていて、どれを生かして職業についていいかに迷っている時などが、適性検査を行う場合だね。」

B「一寸聞きたいんだが、今度の新しい適性検査でね、たとえばその人はとてもラジオなんかをいぢるのが好きで、どうしてもその方面に就職をしたい、というときはどうすればいいのだろう。」

A「それは程度問題だね。というのは適性検査というのは人が職業を選ぶについて一つの参考になるということなのだ。勿論重要な参考資料だがね。もし適性検査の結果によつて問題にならない位指先が不器用だつたとするね。それに他の性能、たとえば計算能力がよいといったような場合には、本人とよく相談して再考を促すのがよいと思う。又検査の結果指先は器用ではない。そしてラジオ修理には合格点がつけられないといった場合でも、僅かなところで不合格だというならば、「好きこそものの上手なれ」といふ諺もあるし、本人がそれ程熱心ならばそれを無理に頭から「だめ、だめ」というようなことはよくない。努力すれば必らず相当のところまで行くことがあるのだからね

そこをよく考えないと、とんでもない誤解を引きおこしたりするからね。」

C 「性格検査は今年もやつているけれど、あれこれと適性検査があるので却つてややこしくなるねえ。」

A 「うん、なかなかむずかしいよ。性格も仲々重要な職業選択の条件なのだ。

たとえば頭はよくても悪がしこいというのでは何にもならないからね。

性能と性格とは職業選擇の上でどちらが重要だとはいえない。結局性能とか性格とか興味やその人の職業に対するみかた、生活程度等をできるだけ精密に分析した上でこれらの要素を一本にし、総合的に考えて始めて結論が出てくるのだが。これらは一口に言うとか職業相談の際に相談を受ける人から得る情報ということになるわけだ。この情報の中には、今言つたものの外に家族の職業とか、学校の成績等があることは君達も知つているだろう。」

B 「話はいかわるけれどね。この安定所からも第一次帰趨見込調査の報告を縣に出したけれど、今年はどうだろうね。こんなに不景気ちやあ全國的にも就職難ぢやないかな。」

A 「うん、縣としても勿論なかなかむずかしいだろうが、國全体としても今年は大変だね。きつと。」

B 「來月あたり労働省から大体の方向を指示してくるだろうけれど、心配だね。」

C 「帰趨見込調査と一しよに職業指導講話の打合わせを學校側とすまして來たけれど、婦人少年局地方職員室の方からも一しよに講話をしたいと言つてきているようだ。」

C 「うん、君の作つた予定表によつてそのとき一しよにすることになつている。

講演の大体の骨子を考えておこうよ。」

A 「これは仲々むずかしいねえ、職業指導には学校のやる面と、婦人少年局のやる面と、ここでやる面と三つあるからね。そこをうまくやらないとダブッタリ、無責任になつたりするからね。」

C 「それはこう考えればいいのぢやないかな、学校は職業一般に対する概括的な知識を與え、勤勞の精神を植えつける。婦人少年局は主として就職後の労働條件について保護を加える。こゝでは現実にどんな職業をえらぶかを決めるのに具体的な援助をあたえ、求人と求職を最も合理的に結合させるということだね。」

B 「講話のときは、先生と生徒と父兄とが来るわけだね。

婦人少年局の方の講話では両親と児童に対する準備等が重点になる。その中心は、職業指導とは何か、どうして必要なのかについて話すことになるだろう。つまり我々の業務を援助するというわけだ。」

C 「我々としてはその後で、主として職業情報を與えるというわけだね。

職業情報というと。」

A 「職業情報には二通りある。その一は一般的な職業情報で、これには全國的なまたは一定地域内での全般的また産業別、職業別の労働力の需給情勢とか平均賃金、労働関係一般等が含まれる。次に個別

的な職業情報でこれは更に一般情報と特殊情報とに分れる。個別情報は個人的に職業相談をする際に求職者に與える情報で、職業指導講話の際には一般的なものを与えればよい、というわけだ。」更にこの場合には、最近この地方ではどういう求人が多いか、そして平均賃金はどれ位であるか、労働時間その他労働環境はどうであるかを教え、資料として通勤範囲内の職業一覽表等も配布することがよい。特に公平な情報を與えるべきで、一事業所、一工場などについて宣傳的なことはいつてはならない。これは職業を選択する際あやまつた先入観を入れないために是非とも注意しなければならぬ。それから適性検査についてもその重要性を具体的に、この検査が何点ならこの職業についてよいということを教えてやることがよい。

また職業につく前に訓練をうけておきたい人もあると思われるが、その人のために公共職業補導所やその他の職業訓練施設について教えてやる、例えば、この町ではS市にS公共職業補導所があり補導種目には竹細工、自動車修理、それからタイプというようなものがあつて三カ月から六カ月間無料で技能を習得させてくれる。そこを卒業すれば有利である、そこに入所するには我々のところに來て相談すればよいというようなことを教える。

また就職後も、就職先との間にいろいろ問題があれば、いつでも安定所の職業指導係に來れば喜んで相談にのるといつたようなことを述べればよい。なお慰安施設等についてふれておくことも必要であらう。

それから來月以降は個別的に本格的な職業相談を行うから、なるべくそれまでに考えておいてほしい、ということも述べておいてほしいと思う。」

C「それでは始めてで自信がないけれど、明日から行つて來ませう。」

七、職業指導講話と職場見學

一、職業指導講話実施

前月に引続き実施

二、職場見學の実施

実施計画に基き組織的に行う

三、職業指導協議会の開催

職場見學というのは、文字どおり明年三月卒業予定者が実際の職場を見學することである、学校の教室ではいろいろな職業についての知識を與えるのであるが、それだけでは職業に経験のない子供達とはかく職場を理想化しやすく、空想や主観によつていろいろの職業を自分だけで考えている場合が多い。その結果、就職後の補導における子供の感想や夏期実習の際の職場に対する希望等に見られるように、職場の現実には必ずしも子供の予期とは一致しておらず、そこからいろいろの職場に対する失望や不平不満、誤解が生じやすい。そればかりか社会への第一歩をあやまつて轉落したりするという

こともあり、自分の向かない職業にがまんしなければならないという不幸な例も少なくない。

このため、学校で教へられた職業知識を具体的なものとするため、廣く多くの現実の職場を見学することが、職を選ぶ前に是非必要となつてくる。夏期の実習の目的が、一定の職業を深くつつこんで勤労というものの現実の苦しさ、楽しさを教えることにあるならば、職場の見学の目的は、廣く職業を知ることにあるといえよう。

この目的を達成するためには、國家及びその地方の産業にとつて重要な將來性のある職場を、且つ片よつた職場でなく廣く組織的に見学しなければならない。特に学校における職業教育と並行して行うことが最も効果的である。

第二回 職業指導協議會

A「第二次帰趨見込もわかつたので、いよいよ來月から職業相談も実施しなければならないから、その前に学校巡回職業相談の計画あつ旋の具体的方針の決定等について、職業指導協議會を開催しなくてはならないが。」

B「結局現在の状況では雇用主の協力を求めて、できるだけ求人口を廣くすることが一ばん大切だと思ふ。そしてこのような現実を先生や生徒、父兄にも十分徹底させることが主眼になるわけだ。あとは職業相談についての事務的な打合せだね。」

A「そうだね。」

八、豫備職業相談

——十一月——

一、職業指導講話

二、職場見学

三、予備職業相談

学校を巡回、就職希望生徒と面接し、希望職業、興味、その他の諸情報を獲得すると共に、職業選択に対する援助を行う。この際就職希望者を完全に把握し、又求職申込を受付ける。

さあ、十一月になるといよいよ本格的活動の開始だ。学校を巡回して就職希望者から個別的に情報を獲得しなければならない。個別的情報というのは、係官が求職者、ここでは卒業予定者に個別的に会つて、紹介に際して知つておくべき種々の事柄のことであつて、大体次のようなものである。

第一に就職希望者がどんな職業につきたいかということである、憲法にうたつてあるとおり日本國民はだれでもどんな職業に就くということは、公共の福祉に反しない限り自由である、従つて公共安定所で求職者を職業に紹介する際は、必ずその希望を中心に考慮することになつてゐる。但し、その希望がしつかりした考えの上に立つてゐるか、或いは他の人からすすめられただけで、自分では必ずしも

適していると思つていない場合とか、新聞その他であふられて、一時的に引ずられて希望しているような場合、又社会の实情に沿わないような希望とか、公共の福祉に反すると思われる場合、又明らかにその人の個性に反する希望をもっている時などには、適当な指導を加えて再考を求めることがある。ここに微妙な問題があり、公共職業安定所の職員の熟練を要する点でもある。特に求職者が新規学校卒業者であるような場合には慎重にその希望を聞くことは当然である。

生徒の父兄もこの点は慎重でなければならない。うちの子だから親である自分が一番よく知つているといふわけで、勝手に子供の職業をきめてしまうと不幸な結果を招くものになるのである。子供がどんな職業にむいているかは、好きな学課と嫌いな学課とを検討するとよい。又学校外の時間にはどんなことを好んでやつているか、ということも参考になることが多い。

第二に、その生徒の環境が重要な問題になる。これは先に述べたように家庭の職業によつて生徒の意志に反する職業を選択させる場合がある。例えば蛙の子は蛙といったような考え方で医者、の家に生れたものは本人が全く医者になりたくないのに、医者の家業を継がなければならないといったような場合である。又、逆に、家庭の経済的條件とか、父兄の意見を全く無視したような希望をもっている場合に、必ずしも生徒の意見を絶対的に尊重し、これを貫かせることはかえつてよくない結果をもたらすことがある。この点はどちらにとつても無理のない職業を選ぶことが大切である。

第三に、生徒の持つている特質、すなわち年齢、性、身体能力、精神的特質についての情報を研究

して相談を行う。生徒の希望する職業にはどんな性能が必要か、例えば手先が器用でなければならぬ。体力が要る。或いは計算能力が優秀でなければならぬ。目で精密に物の形を見分ける力が必要である。というようなことを、安定所の職員はよく心得ているから、その職業を希望する生徒が果してその要求に應ずることができるかどうかを、よく見極めてから紹介して貰えばよい。そして不適當だというような場合には、なるたけ他の職業を選ぶようにする。この際性能のみでなく、性格、興味も亦重要な個人的特質である。これらの特質は学業の成績、職業適性検査、性格検査、興味検査によつて正しく知り得ることが多い。

職業相談に際して、これらの情報を知ると同時に、安定所の職員は生徒に個別的具体的に職業知識を與える。前に職業指導講話の際、集團的に一般的な職業情報を與えたのであるが、今度はいろいろ生徒の希望とか、個人的特質とかを承知して、その生徒に必要な情報を個別的に與えてやるのである。

第一に適性検査を実施した場合にはその結果「君はどちらかといえば事務員よりも現場の仕事の方が向いている。」というようなことを教えて、適職の選択を容易にしてやる。但しこの検査の結果は決して生徒の希望を無視してまで「適職だから」と言つておしつけるのではなくて「他の條件が同じならばこちらの方を選ぶべきだ」というような意味ですすめるのである。

第二に生徒の希望する職業の内容を具体的に説明してやり、その職務を遂行するにはどんな性能が

必要であり、身体は丈夫でなければいけないとか、多少弱くてもできるとか、又性格的には朗らかでなければ勤まらない、或いは内気な人が向いているとかを教える。

第三に、その希望する職業がほぼ決定したならば、どういう会社がどこにあるか、又賃金はいくら位とれるか、採用の時にはこういう試験がある、そしてその試験に合格するにはどうしたらよいか、作業時間は何時間で、寄宿舎や病院はあるかどうか、というようなこと、又夜学を希望する場合はそれが可能かどうか、將來昇進の途はあるか、通勤に要する時間等を教えてやる。

第四に生徒の希望した職業が、教育や職業訓練によつて知識や技能を高めておく必要があり、且つその訓練や教育を受けることによつて効果のあがる可能性が、學業成績や適性検査によつて確かめられた場合には、適当な学校や公共職業補導所等についてその内容や手続等を教える。

最後に、生徒が学校から社会に出るとき、いろいろなじまないことがでてくることは前掲の就職後の調査結果からも明らかに分ることである。この点をできるだけ円滑に社会に適應させるため、いろいろの予備知識、例えば困つた時の相談相手とか、健全な娯樂設備、或いは怪我をした時どうすればよいか等について知らせておく。

このようにして生徒と安定所の職員とは、情報を相互に交換し、安定所は生徒の職業の選択を容易にするためにいろいろの援助を與える。

A 「どうだい、君のところの職業相談は。」

B 「大體において進捗中だ。ただ困るね。相変らず事務希望過剰には、そんなに事務員というのはいいのかなあ。僕はちつともそうは思わないけれどね。」

A 「今日は困つたよ。女の子だがね。友達が伯父さんの紹介でS会社の事務員になるから、私もそこへ行きたいと言うんだね。ところがその会社には女子事務員の求人全然ない。あつても縁故先からばかりとつてゐるんだ。そしてその子は適性検査からいつても、学校の成績からいつても、事務的じゃない、非常に器用な子で纖維関係に行けば、仕事も面白くできるし、うまく行くと思うんだがね。」

A 「あまり一生けんめいになつてゐるので、その場では一應その会社に紹介してみようと言つておいて、あとで担任の先生に聞いてみたんだ。先生もやはり事務的じゃないと言つていたし、又相当わがままらしいんだね。それで時々ああいう無理をいうそうだ。本人のためにも次の相談で何とか考え直してもらふようにしたいと思つてゐる。」

B 「それで父兄の意見はどうなんだろう。」

A 「先生の話じやお任せします、といつてゐるそうだ。」

B 「ではそうしたらいいだろうね。ところで実は僕の方でもあつたよ。本人は素直な男の子なんだが学校の成績は優秀で、小さい時から機械をいじるのが好きなんだ。自分ではどうしても自動車修理

をやりたいというんだ。ところが今自動車修理には経験者しか募集していない。それで工業高等学校に行つたらいいと思うんだが、家で許さないんだね。家では経済的にかなり苦しいらしいし、又親達は日雇労働者で全くそれに理解をもたない。泣いていたよ。」

A 「S 公共職業補導所がいいだろう。」

B 「でも六箇月間も家でやつてくれるだろうか。」

A 「そいつは分らないな。先生からいつてもらつて父兄を呼んでもらつたら。」

B 「そうだねえ。それとも一應どこかへ就職して夜学に行ける方法を講じてもいいかもしれない。」

A 「しかし、いずれにせよ父兄の諒解を得なければならぬな。」

B 「そうだね。そうしよう。早速先生の方に連絡をとることにしよう。」

A 「いよいよ求人開拓だね。今のところ学校卒業者向きの求人は男子一八五、女子五八三、求職者は男子四二一、女子四〇五、そのうち縁故関係その他で三分の一は片付くとなると、問題は女子求人
を男子求人に振替えることだ。」

B 「去年の成績は男子六八%、女子九二%の就職率だが、今年こそ何とかして平均九〇%にしてみたものだ。」

A 「うん。」

九、求人申込状況の提供

一、父兄会に参加

学校で行われる父兄会に積極的に参加し、適性検査の重要性並びに職業に関する一般的情報、及び生徒の就職上留意すべき事項について説明すると共に父兄側の意見を聴取する。

二、求人申込状況の学校送付

求人申込状況一覽、求人要項等を学校に送付し、生徒の職業選擇の參考にする。

三、求人開拓

四、求人求職の連絡

五、職業相談

六、他地域に就職を希望する者の求職連絡をする。

公共職業安定所は「関係行政廳又は関係團體の協力を得て、各人にその有する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を圖るとともに經濟の興隆に寄與すること」を目的とする職業安定法に則つて、その業務を運営しているのであるが、この職業安定法は更に、日本から非民主的な雇用關係をなくするために、職業安定機關以外の者の行ふ職業紹介に対して嚴重な制限を加えている。非民主的な雇用關係というのは、例えば口入屋

や周旋屋がそれであり、彼等は屢々無責任な職業紹介を行い、それによつて労働者を拘束したり、不当な利潤を得たりする。或いは親分が子分を抱えていて、彼等に自分の請負つた仕事を與え、労働者を強制就労させたり、賃金の上前をはねたりするような労働者供給事業を指すのである。古くは女工哀話、たこ部屋、近くは人身賣買事件のようなのはその典型的な例である。このような弊害を防止するため、職業安定法では特別の技術を必要とする一定の職種について、政府がこのような弊害がないという場合に限り嚴重な監督の下に許可している。ところが学校においては教育の目的を達成する上に、生徒に最も適當な職業に就かせるよう心配することは當然である。従つて從來より縁故關係による就職あつ旋等は行つていたのであるが、場合によつては職業安定法にいう無料職業紹介事業と見なされ、その規定を受けることになる。實質的には学校で職業紹介を行つても前述のような非民主的就職あつ旋が行われる危惧は殆どないのであるから、この点を法律的にも明確にして、届出さえすればその学校の在校生及び卒業生に限り、無料の職業紹介を行うことができる。又もう一つの方法として、学校は公共職業安定所の業務を一部分担し、協力して学校の生徒の就職あつ旋を行うことができるようになった。

この場合学校が行うことのできる業務は

- (一)求人申込を受理し、且つその受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。
- (二)求職申込を受理すること。
- (三)求職者を求人者に紹介すること。

(四) 職業指導を行うこと。

(五) 就職後の補導を行うこと。

(六) 公共職業補導所への入所あつ旋を行うこと。

従つてこの場合次のような利点がある。

1 学校は職業安定業務に必要な求職票その他の用紙を無料で使用できる。

2 学校の職業安定担当者は公共職業安定所の主宰する職員の会議、雇用主や労働組合との懇談会等に出席して、労務の需給状況とか雇用主の問題にしている点等に細かく觸れ、それを知ることができ、紹介についての貴重な資料を得る。

3 公共職業安定所を中心にして、各学校一体となつた職業紹介活動を行うことになれば、求人は安定所に集中されるため、雇用主は求人への申込、労務者の採用にあたつての手続が簡単になるので、便宜を感じるだろうし、学校でも小さく個々ばらばらに競争しながら行う職業紹介を避けられるので、都合がよいと思われる。

4 雇用主は必要な労務者を求めるときに、異なつた学校にいちいち求人の申込をすることなく、求人者を直接安定所に申込み、求職者の選択の範囲が大きくなり、適格者を得易い。

5 各学校の学生・生徒達は、個々の学校で紹介する場合には、限定された種類の仕事しか選択できないが、公共職業安定所を中心にして各学校が結合した場合には、もつと多くの種類の仕事から職業選

扱をする機会をもつことになり、求職者にとつて有利である。

この二つの方法のいずれもとらない場合、学校は職業紹介については全面的に公共職業安定所に依存せざるを得ない。

A 「管内の各学校も皆決定したね。中学校は殆ど業務分担になつてゐる。独立してやるところはP大学、それから附属高校、中学校、それにS中学校とQ高等学校だ。」

B 「まあ大学などは経済的に余裕もあり、縁故も多いし、技術者とか知識階級だから、それほど困らないと思うんだが、それでも大学出もこれからはなかなかむずかしいと思うな。こういった人たちも最近では以前に比べて安定所に来る人が大部ふえたようだ。」

C 「まして中学校では無理だろうな。」

B 「今までどおり……つまり生徒の就職あつ旋は一切安定所をお願いするというのはS二中S四中の二校だね。」

C 「この学校はまだ新設で、先生もよく呑みこめないらしい。当分安定所のお世話になるといつてゐる。」

A 「それで届の方はどうなつてゐる。」

B 「全部済んだ。ただP大学は学則が變つたために書類の提出が遅れてゐる。」

今述べたように、学生・生徒の就職あつ旋には、いろいろ難しい法律的問題もあり、面倒なこともあるが。要するにそれらの法律の目指すところは、前に言つたように、不適な職業について苦しんでいる人を一人でも少くし、國民全部が皆明るく学窓より適職への途を歩むことができるようにすることである。この点については、学校の先生も公共職業安定所も生徒の父兄も皆同じ理想をもつていのである。ただ協力の方法についていろいろの考え方があるのである。それが今度の職業安定法改正で明確にされたわけである。

十二月も半ばになるとこの安定所の管内の雇用主達は、続々と求人申込をしてくる。又あらたに協力態勢に入つた学校からも、求人受理の報告が次々と入つてくる。安定所ではそれを一覽表にして各学校に配布し、生徒の選職の便宜を図つてやる。各学校の連絡担当者或いは職業安定担当者は、日を決めて一週に何度か会合して求人情況や職業情報を相互に交換する。今年は予想どおり求職数は求人数を遙かに上廻つてゐる。安定所の求人係は指導係と協力して必死になつて開拓につとめる。次から次と獲得された求人口に対して、生徒達はいよいよ最後の選職を行わなければならない。学校の職業安定担当者も安定所の指導も、一人一人の生徒を対象に具体的な職業相談を行う。相互に得るべき情報は既に十分である。生徒の希望職業が前以て調べてある情報——生徒の身体、能力、技能、知識、才能、経験、興味と合致しているかどうかを十分に考へて、できる限り両者を合致させるように努力する。特に賃金の問題については、必ずしも一時的に高給なものがよいのではない。年少者の場合には生涯を

通じての生活を保障する収入という点を考慮しなければならない。

このようにして適当な職業が決つたならば、次にはその職業に最も適当した就職口を選定しなければならぬ。この場合考慮に是非入れなければならないのは次の諸点である。

1 学業成績及び検査成績

学校の成績や職業適性検査の成績からみて、その職業に就いても大丈夫だという保証が、担当の先生又は安定所の職員から得られたかどうか。

2 趣味・余技

生徒の趣味にその就職口が適合しているかどうか。

3 身体能力

先生又は安定所の職員に、生徒の就こうとする就職口が、身体の中の部分を、どの程度に使用するのかをよくたずねて、それに自分の身体が耐えられるかどうかを考えること。この場合、自分の身体はこゝが悪い、あそこが悪い、ということを考えるよりも、こういうところはある。あれもできる、という風に、考える方がよい。特に身体に欠陥をもっている人は、自分のマイナスの面ばかりを見て、引込み思案になり勝ちであるから、よく職員にうち明けて相談することがよい。

4 性格

いくら身体が丈夫で、手先が器用でも、どうしても機械的な仕事が嫌いで、人と話をするのが好き

な人がいる。この人は工員になつてもなかなか適應が困難である。あやまちも犯しやすい。このような人は工員になるように努力することも一つの方法には違いないが、自分で困難だと思ふなら渉外的な仕事に就く方が有利なことが多い。このようにその人の性能ばかりでなく、性格についても充分考慮した上で職を選ばなければならない。

5 家庭及び經濟の情況

いくら將來性のある仕事でも、見習のため、当座の給料が非常に少くて、家庭ではどうしても困るというような場合には、その旨を卒直に相談して、無理のない職業に就かねばならない。この点を無視すると却つて一家のためにも、本人のためにも不幸になることがある。特に注意しなければならないのは、子供の就職ということは一家庭にとつても重大な事であるから、家庭と本人とに意見の喰ひ違ひがあれば、卒直にその喰ひ違ひを述べて、兩方の調和がとれるような職業に就き得るよう、充分に相談することが大切である。

6 相談

生徒は各々自分の判断によつて、あの職業は立派な職業だ、この職業は賤しいというように、いろいろな職業について評價している。その評價の仕方はいろいろあるが、中にはしつかりした、傾聽すべき考えに立脚していることがある。従つてこれについても相談のときに、生徒と相談者は腹藏なく意見を交換することが大切である。

家庭の事情で、又は近辺には希望職業がないため、他の地方において就職したいと思つてゐる者は、遠慮なく相談しなければならない。公共職業安定所は日本全國に亘つて密接な協力を以て運営されてゐるのであるから、希望の地方に直ぐ就職口、その他の情報を問い合わせることができる。

就職口の選定が終ると、いよいよ就職の準備である。職業によつては職業訓練を受けてから就職した方がよい場合と、そうでない場合とがある。両者の場合には、家庭の経済とにらみ合わせて公共職業補導所その他の職業訓練施設に入所するよう安定所の職員に希望すればよい。安定所ではいろいろその施設についての情報を教え、必要があれば直ちに入所のあつ旋を行う。又家庭の事情が許さない場合には訓練を受けながら職業に就くこともできる方法を相談するがよい。尤もこの場合にも、自分の体力や、通勤に要する時間などについて考えなければならぬ。

十、求人・申込連絡交換会と就職あつ旋の開始

— 一 月 —

一、職業相談、就職あつ旋

前月に引続き、学校と協力し、具体的な相談と就職口のあつ旋を行う。

二、求人求職連絡交換会

前に屢々言つたように、公共職業安定所はその出張所を含めて、全國に五二六箇所ある。そして各地の労働力の需給状況はすべて労働省に報告され、その報告は再びまとめられて全國の公共職業安定所に送られる。又各縣では、縣内の公共職業安定所は縣の職業安定課を中心として相互に緊密な連絡をとつてゐる。従つて例えばある縣の「A」公共職業安定所に五〇人の看護婦の求人申込があつたとする。ところが「A」安定所の管内では二〇人の看護婦しかあつ旋できない。そこであと三〇人の看護婦の求人を探りの「B」公共職業安定所に連絡する。しかし「B」安定所でも五人しかあつ旋できない。そこで「A」安定所では縣の職業安定課を通じて縣内の各公共職業安定所に連絡してもらい、それでも足りない時には隣接縣内の公共職業安定所に連絡して、求人口の完全充足を期する。

また、逆に、「C」公共職業安定所では、管内の大工場が企業整備を行つて従業員の大量解雇をするという情報が入る。「C」公共職業安定所では事前にそれを知つて、直ちにその工場に向いてその詳細な情報を獲得し、解雇予定者に対して職業相談を実施する。しかし求職者が非常に多く、自管内で消化する見込がないときは、他の公共職業安定所、或いは縣の職業安定課に連絡して、求職者ができるだけ早く就職させるように努力する。このように求人及び求職を一安定所の管内だけで処理するよりも、多くの安定所が相互に求人及び求職を連絡した方が有無相通じて極めて好都合である。

そしてこの求人及び求職の連絡を更に円滑に行うため、定期的或いは臨時的に一定地域内の公共職業安定所の担当官が集つて求人求職連絡交換会を開く。殊に新規学校卒業生の就職に当つては、職業経験のない者が一度にどつと求職するので、その消化を円滑に行うため、全國的又は地域的に大規模小規模の求人求職連絡交換会が開かれる。さきに述べた遠隔地に就職を希望する者もこの会を利用して求職連絡することができる。

十一、職業相談と面接選考

——二月——

一、職業相談、就職あつ旋

二、面接選考

1 求人者と打合せの上、集團的又は個別的に就職希望者を求人者に紹介し、面接選考を受けさせる。

2 採否については速かに決定するよう、求人者を指導する。

三、求人、求職の開拓

あつ旋困難な求人及び求職について、計画的な開拓を実施する。

四、求人求職連絡交換会

いよいよ紹介及び選考の段階に入つた。

求人者に選考を受けに行く前に。生徒は公共職業安定所の職員にいろいろ最後の注意を受ける。

生徒の中には、自分の職業能力に自信がもてないで、求人者の前で思うように自分の能力を発表できない者がいるが、そのような場合には公共職業安定所の職員は、紹介先の求人者のいろいろな要求とか考え方をよく知つてゐるから、事前に安定所の職員にそれを聞いておき、選考にあたつて自分の能力を百%發揮できるようにしておくことが有利である。

又、紹介先にいろいろと不満を持つていながら、それを口に出さないでいて、紹介されても結局紹介先に行かないことがある。このようなことは紹介先にも、公共職業安定所にも多大の迷惑をかけ、自分の立場も悪くすることになるから、もし不満があるときは、多少いい辛くても必ず事前に安定所の職員に相談しなければならない。

一方でこのような援助を生徒に與へつつ、他方では紹介困難な求人と求職とをそれぞれ十分満足させるような紹介を行うため、求人及び求職の開拓に安定所の係官は日も足りない有様である。

十二、サーヴィス機関としての公共職業安定所

— 三 月 —

一、職業相談、就職あつ旋

二、面接選考

三、求人、求職の開拓

四、求人求職連絡交換会の利用

前月に引き続き就職に対する援助、求人及び求職の開拓が行われる。

やがて、年度末の日、三月三十日になる。

C 「年度末になつたね。一年、又一年と、中学生はどんどん就職してゆく。我々の仕事は結局彼等の学校生活の締括りと、社会人としての生活の第一歩とのつながりをつける援助をしているわけだ。」

A 「この場合に、今までの行き方と、戦後の行き方とについて一寸比較してみよう。」

職業指導の歴史については、いろいろ著書もあることだし、今詳しく話してもしかたがないから省略するとして、何といつても労働省自体がサーヴィス官廳であり、中でも職業安定という仕事はこの一語につきるね。」

A 「昔は、この仕事は内務省がやつておつた。その次が厚生省、その次が労働省というわけだ。仕事のやり方もそれに應じて変つてきている。戦時中は日本の労働力の適性配置ということが職業紹介所、次には國民職業指導所、次には國民勤労働員署の一貫した方針であつた。つまり極端に言えばこの産業にはどの位人がほしい、さあ君ここへ行き給え、という工合で、その人の性能だとか、希望だとかは殆ど念頭におかれないうであつた。あの頃よく話し合つたものだが、役所の仕事は辛かつた。徴用令で、なれない仕事を低賃金でむりやりに押付けて働けというのだからね。その代り

役人は威張つたね。今でも昔のままの威張り方をしているものもあるようだね。」

C 「だけど、いろいろなお役所の中で安定所位親切なお役所はないだろうね。」

B 「親切になつたぐらいじゃない。親切そのものが仕事なんだからね。戦後は勤労署といつて、一種の社会事業的な色彩を持つていた。従つて知識階級とか社会的地位のある人などはどんなに困つていてもなかなかここを訪れなかつた。今はちがう。國民はすべて勤労の権利を持つてゐる。だから当然公共職業安定所を利用する権利をもつてゐるんだ。」

A 「もう一つ、國民は職業選択の自由をもつてゐる。前にはお前はあそこへ行け、お前はここへ行けという工合だつたが、今ではできるだけ求職者の希望に沿う求人口を何とかして見付け出そうという考え方なんだ。いろいろ就職に際して指導を加えるといつても、その指導はむしろ求職者が職業を誤りなく選ぶための援助を與えるということなんだ。勿論この援助は國民全部が受ける権利を持つてゐる。しかしこの援助は必要のある者となしとがある。必要のある者とは、職業に就くにあつてその選択に迷ふもの、あらたに職に就こうとする者、身体に就職上不利となるような障害を有する者、その他未亡人とか、高年者、引揚者などがある。これらの人々が最も適当した職業を選ぶように援助することも職業指導なのだ。これらの人々が一日も早く國の厄介にならないで獨立して働き、その人自身も幸福な生活を営むことができるようにすることだ。

現在、日本にとつて最も豊かな資源は労働力である。この労働力を効果的に働らかすためには、第

一に働くことのできる人を最も適当な職業に就かせて、その性能を十分發揮させなければならぬ。これはとりもなおさずその人自身にとつても最も幸福な道を歩むことである。これこそ公共職業安定所の目指すところである。この目的を達成するために、公共職業安定所では、職業指導の外に紹介係が一般求職者を対象として紹介にあたっており、雇用主係は求人開拓或いは雇用主への人事労務に関する奉仕を行つてゐる。又日雇労働者の就職の仕事も行つてゐるのである。

更に、最近注目を浴びてゐる失業保険があり、これは職を失つた労働者に、就職するまでの一定期間中の生活を保障するものであるが、この業務もやはり公共職業安定所で行つてゐる。

(労働省職業安定局雇用安定課事務官)

職業指導と労働保護

中村 一男

一、職業指導と就職後の補導

年少者の職業指導の問題は、就職前のガイダンスの問題と就職後のアフターケアの問題の二つに分けて考えるのが至当であろう。然しながら、職業指導が社会的問題として採り上げられた当初は、何れの國においても、就職前のガイダンスのみが問題の中心であつた。我國の場合を見ても、大正十四年の文部省と内務省の少年職業紹介に関する共同通牒、昭和二年の文部省の児童生徒個性尊重及び職業指導に関する訓令を経て、昭和十三年の厚生文部両省の小学校卒業者の職業指導に関する訓令において、初めて就職後の補導の問題が採り上げられている。

けだし、就職前のガイダンスは個人をめぐつての指導並びに職業的訓練であり、飽くまでそれは將來を豫想しての教育環境における指導者（先生）と個人（生徒）の間の問題であるが、就職後のアフターケアは学窓を出て未知の実社会の荒波に名実共に職業人として立つた個人の問題であり、これが指導には教育的視野の外に、更に廣い各般の社会環境からの考慮が要求される点からして、職業指導の埒外の問題として取扱われたことは、或は自然であつたのかも知れない。かくして職業指導が採り上げられた初期は、單に個性と職業の適切な結合に重点があり、あくまで学校教育の中の個人指導の問題が問題であり、職業指導の後果としての有能な職業人を育成し、社会経済の進展に寄與すると

いう立場は殆んど顧られなかつた。しかしかかる就職前のガイダンスに止る職業指導は、言わば單に兒童をその適性に應じて職場に送り込むだけのことであり、又兒童に生計の資を得る根拠を與えるというだけであつて、個人の立場に止まつての合理的な職業紹介の範圍を一步も出でず、極言すれば口入屋の代行と交らない嫌いがある。経営上の収益のために職場配置が事情上の都合のみから考慮して行われ、負荷の大きい労働や危険有害な業務への就労が強行され、徒弟制度にまつる旧來の因習に甘んぜしめられる等の如き、年少労働者に見出され勝ちな使用者の恣意に就職後の兒童が放任される状態にあつて、果して職業指導の目的は達せられるであらうか。職業指導の成果は個人的には職業と個性の適切な結合であるが、社会的には有能な職業人の完成であり、個人生活の幸福と同時に一般社会文化の向上が招來されなければならない。この意味において、就職前のガイダンスと就職後のアフターケアは、当然職業指導における一環の仕事でなければならない。

想うに立身出世と學歷偏重の風潮に乗じ、『選ばれ恵れた少數者の教育』のための進學指導が、学校教育の主流をなした時代の反省として、『恵れぬ残された多數者の教育』が一般社会の教育問題として採り上げられるに及び、又他面、我國産業の發展並びに戰時生産に伴う勞務資源の問題と共に、職業指導は國家の重要な問題に迄進展した。職業指導はもはや個人の就職指導という小さい問題ではなく、廣く社会的に將來の職業人の陶冶を目指して、次代を背負つて立つ國民の育成という大きい問題に關連してなされなくてはならなくなつた。年少労働者の劣惡な労働條件が、労働保護立法の基をな

した過去の歴史からして、年少労働者の労働条件の中から、國家社會の將來の輝かしい生産力の担い手の生育を阻む事実を除去するよう、絶えざる関心が拂われなくてはならない。更に望むべくば、労働者としての從來の社会的劣弱性から脱却して、自覺せる健全な労働人格完成への道が考慮されなくてはならない。就職後のアフターケヤーの問題は、かくして、職業指導本來の目的達成への眞摯な指導の継続であり、働く國民資質の向上に連なる問題である。そしてそれは社会全体が廣い識見と深い洞察の下に行うべき多角的な指導であり、直接的には労働保護に結びつく問題である。

二、労働基準法と年少労働者

就職前のガイダンス並びに就職後のアフターケヤーの何れにも深い関連を有し、又就職する少年少女達も亦自らの保護法規として知つておかななくてはならないものは、労働基準法の第六章と第七章の規定である。

前述の如く、労働保護は、沿革的には何れの國においても年少者の保護から始つてゐる。すなわち産業革命以來の生産の機械化と分業化は、種々の企業に大量生産方式をもたらし、人類文化に輝かしい貢献をしたがその反面、生産技術の簡易化と労働負担の輕易化による女子年少者の就労の機会を激増した。そして労働に対する異常な要求は年少者及び女子で賄われるに至つた。このことは何れの國に

おいても等しく生起した事柄であり、殊に戦時労働力の動員に最も端的に見出される。しかしここに説明する迄もなく、女子は物の生産者たるよりは人の生産者たる母性でなくてはならないし、年少者は必要に迫られての方便的な生産力たるよりは將來の國家産業の中核的生產力でなければならぬ。そこで労働保護の問題は重要な社会的要請となつた。

次に一般に年少者の就職は將來の職業人としての修業というよりは、就職によつての家計の補助とか、他所に出て家庭の負担を軽減するという切迫した必要がその主因をなしている。随つてその就職に當つては自らの希望も就職の條件も、はた又就職後の労働條件も大きい意味をもたない。就職後も世間に無知であり無力であるところより、当然の權利にも無知盲目であり酷使の事實にも無告の子である場合が多い。加うるに年少者の就労がその身體や精神の發達に大きく影響し、更には人格的頹廢を來す事實も多くの研究により明らかにされている。年少者に対しての特別な労働保護規定のもつ社會的意義は大きい。しかしかかる保護規定は實際問題としては年少者の就業制限の形をとつて表われるので、年少者の就職の門戸を閉ざしたり、熟練の機会を少くしたりする結果を招くことになるので、この理想と現實のデレンマを如何に塩梅するかは、慎重な考慮を必要とする問題である。

さて労働基準法は労働條件の原則として、第一條において『労働條件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。この法律で定める労働條件の基準は最低のものであるから、労働關係の当事者はこの基準を理由として労働條件を低下させてはならない

ことはもとより、その向上を圖るよう努めなければならぬと規定し、労働人格の確保昂揚が労働條件に対する根本的要請であることを明らかにしている。随つて年少労働者もこの原則の下に肉体的にも精神的にも健全であるべきは勿論、更に最低限度の文化的な生活の享有權を保護されたものでなくてはならないのである。今労働基準法における年少労働者に関する規定を、(一)就職に直接関連するもの、(二)就職後に関連するもの、(三)技能者の養成に分けて略述して見よう。

(一) 就職に直接関連するもの

児童福祉法では、満十八才を児童としているが、労働基準法においても満十八才迄の労働者を年少労働者と呼んでいる。そして満十八才以下を保護年齢と定め、その労働條件に種々の制限を加えているのである。この保護年齢と直接関連のある年少労働者の最低年齢については、満十五才と定めてこれに満たない児童の使用を禁止している。随つて六三制による義務教育の終了者でなければ、労働者として使用できないわけである。しかしながら、満十五才以下でも工業、鑛業、土木建築業、運搬業、貨物業以外の危険や身体的負担の大きくない事業、すなわち年少者の健康及び福祉に有害でなく且輕労働に属する事業は、労働基準監督署の許可を得て、満十二才迄は使用できることになつてゐる。しかしこれらの満十二才より満十五才未満の児童と雖も、その修学時間中は使つてはならないし、一日の労働時間は修学時間を含めて七時間と定められている。故に七時間から修学時間を差引いた残りの

時間だけが、一日当りの年少労働者の実務時間となるのである。

次に保護年齢の年少者を厳密に保護するために、これらに該当する労働者を使う場合、使用者はその年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備えつけておくことが規定されている。又前述の最低年齢に達しない満十二才以上の児童を使う場合は、年齢証明書の他に、更にその年少者の労働が修学に差支えない旨の学校長の証明書と、親権者又は後見人の同意書を事業場に備えつけることを定めている。これらのことは保護年齢又はこれ以下の年少労働者の保護規定の厳格な実施を図らんとする手段である。

更に、年少労働者の就職の際に問題となる労働契約については、これ迄の親権乱用の風潮を一掃して、労働契約は年少者自らが締結するものと定めている。従來の我國の社会慣習は、親の命のまゝに子供は従うべきものとして親権者の権力の絶対を認めてはばからず、むしろこの境涯に身を置く年少者の立場を美行として称えた。したがつて、年少者の就職や労働契約は親権者が年少者の意志如何に拘らず決定締結し、親権者が年少者を食ひ物にしても敢て不徳の行爲とは考えられなかつた。かかる弊風に対して、仮令年少者の同意を得ても親権者又は後見人が年少者に代つて労働契約を結ぶことを嚴禁している。しかし他面において年少者は世事に疎く、未だ健全な判断力も有していないので、若しその締結した労働契約に惡質な使用者の対策に乗ぜられるような不利な事実が認められる場合は、親権者又は後見人は勿論のこと、監督機關たる労働基監督署長もこの契約の解除をなし得るように定

めている。

このようにして労働契約について年少労働者保護の道を拓いても、その労働の対償たる賃金が使用者等によつて強制的に管理されたり、親権者等に捲き上げられたりしては意味がないので、年少労働者の賃金の独立請求権を認め、親権者又は後見人の代理受領を禁止している。しかしこのことは年少労働者が自由意志で親元に送金することまで禁止しているのではない。之を要するに働らく年少者の人格を認めその権利と意志を尊重し、その自由な活動行使を廣く認めんとしているのである。

(二) 就職後に関するもの

労働者の酷使は賃金と労働時間の関係において最もよく表われる。すなわち安い賃金で長い時間の労働にこき使うわけである。又年少労働者の酷使は過重労働よりは過長労働、換言すれば過激な労働というよりは、軽労働ではあるが長時間労働の形をとつて表われ勝ちである。随つて労働時間の問題は年少労働者には重要な問題である。労働基準法では年少労働者の労働時間は、休憩時間を除いて一日八時間、一週四十八時間制の嚴守を要求し、休憩は六時間以上の労働時間に対しては四十五分以上の原則を採り、休日は週休制を保証し、時間外労働、休憩時間の變更、休日労働を固く禁じている。そして満十二才以上満十五才未満の年少労働者については前述の如く、労働時間を含めて一日七時間とし、一週四十二時間と定め、それ以上の保護年齢の該当者には一週四十八時間の範囲で、或る一

日の労働時間を四時間以内に短縮した場合に限つて、他の日の最長労働時間を十時間迄認めている。深夜業（原則的には午後十時から翌日の午前五時迄の間の労働）に使用することは禁止している。例外として次の場合は使用が認められている。

一、交替制によつて就業する満十五才以上の男子の場合

一、同じく交替制で労働基準監督署の許可を受けた場合は、午後十時三十分迄、又は午前五時三十分から使用できる

一、災害その他不可避免的な事由によつて臨時の必要があつて労働基準監督署の許可を受けた場合

一、農林、畜産、養蚕、水産、医療保健衛生関係の事業又は電話の事業に使用される者

又満十二才以上満十五才未満の年少者は午後八時から午前五時迄（例外として午後九時から午前六時の場合もある）の間には使つてはならないことになっている。かくして年少労働者の労働時間については種々の場合を考慮して細かく規定されている。

次に年少者の身体的方面よりする弱少、精神的方面よりする注意力の不足からして、保護年齢の者には重量物の運搬に対する制限を定め、危険有害業務に対する就業制限を成人よりも強化している。之を略述すれば重量物については、左の通りに定めている。

危険有害業務については左の通りである。

安全上の見地より、

区 分		断続作業	継続作業
満十六才未満		男	女
		十五	十二キログラム
		十	八キログラム
満十六才以上		男	女
		二十五	十五
満十八才未満		男	三十
		二十	

運轉中の機械や動力施設に対する処置、起重機等の運轉、高圧電氣、爆發発火引火の危険の伴うもの、坑内労働、伐木木材搬出等の業務

衛生上の見地より、

毒劇薬や毒劇物を取扱うもの、有害ガス、有害放射線、じんあい、粉末等を発するもの、高温、高圧下の業務

福祉上の見地より、

酒類製造、特殊の遊興的接客業、曲馬、軽わざ、路上の歌謡遊藝等の業務

以上の各業務の詳細は、女子年少者労働基準規則の第十三條に五十六の業務に互つて明らかにされている。

最後に就職後に関連するものとして、保護年齢に該当する年少者には帰郷旅費支給の規定があつ

て、故意又は過失によつて、（この認定は使用者の一方的判断によらず労働基準監督署の認定を要するが）解雇される場合の外は、解雇の日から十四日以内に帰郷する場合は、必要な旅費を使用者が負担して、帰郷旅費なきために生ずる足どめや、その結果による強制労働や、身賣りの危険から保護する道を拓いている。

以上は労働基準法の第六章の規定より年少労働者に関する事項のみに説明を加えたものであるが、更に第七章の技能者の養成について次に説明を加えよう。

（三）技能者の養成

生産における技能の習得の問題は、青少年時代を逸しては望み得ず、しかもそれは現場教育による以外に方法がなく、学校教育等に期待できない性格をもっている。近代産業において手工業時代の遺物としての徒弟制度の存在は不必要と考えられるかも知れない。たしかに生産手段の分業化、機械化、或は産業教育方法の発達によつて、近代産業は單純平易化され技能的習熟をあまり必要としなくなつたが、他面において機械の高度化は、その生産技能のみならず保全技能に特殊の熟練を必要とするようになった。その結果は多量の技能者は必要としないが、生産の中堅となる一定数の熟練技能者の保持は生産の必須要件となつてきた。したがつて近代産業において中堅工の資質如何は手工業時代の熟練工に劣らず重要な問題である。かかる中堅熟練工は労働の過程において生産の現場で、長期の教習

によつて初めて技能の体得が出来るのであつて、技能習得上に徒弟制度のもつ強味は依然として失われていない。然しながら旧來の徒弟制度には強い封建的な因習が存し、徒弟としての年少労働者の立場には酷使的弊害が多く世間もこれを別に意にしなかつた。労働基準法はこの点特に技能者養成の一章を起して、この方面の年少者の保護育成の合理化を図ると共に將來の労働の生産性への寄與を意圖している。

前述の如く技能者養成は学校教育に期待することの困難な職業教育の「分野を開拓するものであり、働きつつ学ぶより外に学ぶ道のない年少労働者には極めて都合のよい制度であり、從來の徒弟制度の労働者に與えた魅力もここにあつたと考えられる。そこで労働基準法では労働保護の立場より徒弟制度のもつ弊害を排除することを規定し、更に技能者の積極的な養成を要求している。先ず徒弟の弊害排除の面からはその酷使を禁じ、技能の習得に關係のない仕事に就かしめることを禁じ、積極的養成の面からは養成契約に際して先ず『使用者が技能習得者に系統的訓練を與えることを約』することとし、養成の実施については教習方法、使用者（指導員）の資格、契約期間、労働時間、賃金等に対する規程を定め、一定の基準によつて組織的な教習を與えるべきことを規定し、使用者の一方的意志による勝手な養成の実施を阻んでゐる。

現在工藝關係、纖維關係、工業關係、電氣關係、建設關係に互つた四十七職種が技能養成上の指定技能となつて居り、養成期間は三年乃至四年と定められ、養成は定められた教習事項の基準に従つて

養成しなくてはならないことになっている。このことは從來の徒弟養成が座学を無視し、専らカンとかコツといった非科学的な要素が重要視された傾向を矯め、技能の裏付となる学理言わば頭と腕の技能者の輩出をねらつていたのである。指導員も労働基準局長の免許した一定の資格をもつた者が養成に当り、近代の科学的な知識の下に合理化され、能率的な教習方法によつて優秀な技能者の養成がなされる道を拓いている。然して養成上には前述の年少労働者の危険有害業務の就業制限のために養成の目的を達し難いものもあるので、これについては可能な限り除外を認める処置を講じ、養成の目的達成を企図している。又年次有給休暇も十二日として、一般労働者より有利にしてある。以上の養成に関する規定については、總て労働基準局なり、労働基準監督署が監督に当り、年少労働者の技能者としての保護育成に、使用者と共に相協力することになつてゐる。

三、就職後の問題

(一) 学校を行う職業指導と補導の必要性

学校における就職前のガイダンスを経て、労働市場を中心とした職業紹介或は個人的な縁故等によつて年少者の就職が実現する。かかる年少者は、一、大きい期待と憧憬の下に自ら進んで職業に就い

た者、二、向学心に燃えつつも進学を阻む家庭事情から職業に就くを餘儀なくされた者、三、勉学にさしたる興味はなく学校を卒えると導かれるまゝに職業に就いた者、の三者に大別できよう。しかし進学之餘裕をもたない家庭事情は三者に共通的なものであり、年少者はこの就職によつて社会のもつ差別的不合理性を自覺すると共に、他面、学校の温床的生活から冷厳な社会生活への環境の激変は、益々彼等の從來の日常生活の調子を崩し勝ちである。そこに失意と卑屈の感情が漂つたり、或は自らの資質向上への無関心さが募つたりするならば、如何に適職に就いたとしても職業人としての完成は覺束ない。況して職場環境での職業的訓練修業において生ずる種々の問題を考える時、子弟にかかる精神的態度、更には身体的不適應等を顧る餘裕などは殆んど持ち得ない。かかる年少者の家庭の大部分の状況からして、その家庭を知り個性を知る、就職前のガイダンスの担当者（先生）と就職先の責任者との緊密な連絡援助が是非とも必要である。若しこれを欠くならば就職前のガイダンスは根本的にその意義を失う場合があるであらう。

これ迄の統計では就職年少者の退職は、就職後一ヵ月間が最も多く二ヵ月三ヵ月と漸減して一ヵ年後には就職者の約十——十五パーセントの退職者を見ることが示されている。しかしして退職者の大半は就職後三ヵ月間に退職するのが一般の傾向である。單に数の上から考えるならば、全就職者に対する退職者は大して問題でないと考えられるかも知れない。しかしながら退職しないまでも、就職直後体験する心的動搖、不安、身体的荷重は、程度の差こそあれ年少者に免れないものであり、旧師の変

らざる適切な助言と就職先の指導者の温い心遣りは就職後の年少者に大きい意義をもつ。更に退職後彼等の多くが適当な職業に就く機を逸し、二度三度と轉々と職場を変え遂には不良化するに至る結果を考える時、その不幸は一個人の問題に止らない。就職直後のアフターケアーの問題は決して輕視するべきではない。旧師の一片の便りが如何に就職後の年少者に励みを與え、又職場への訪問が如何に年少者の心に喜びと慰めを與え、又自らの悩みに對する相談の機会となり、正しい職業生活への自信を増すことか。

(二) 職業安定所が行う職業指導と補導の必要性

新規模学校卒業者はその紹介業務の量的大さにおいて、又一般社会の職業的新人に対する期待の大さにおいて、職業安定行政には特殊の意味をもっている。年少者の個性を中心としてなされる学校の行う職業指導と、労働市場の需給關係を中心として職業紹介を主体としてなされる職業安定行政の行う職業指導とは、卒業期の近づくにつれ、よりよき就職のために密接な關連をもつに至り、職業相談において最も具体化する。職業知識の啓培、職業精神の涵養、個性の調査等は学校においても可能であろうが、学校と職業安定所の協力によつて充実さを加えてくる。しかしながら職業安定所で行う職業指導相談は、大量の年少者を限られた時日の中に処理する必要に迫られる關係上、求職者である年少者の個々について諸種の事情を知悉することはできないし、又職業紹介も同様に数多くの求人者個々

の實情を調査して年少者を紹介斡旋することは困難なので、誠心誠意の紹介斡旋も時には機械的のそしりを免れない場合があり得る。

ところで学校から就職によつて実社会に出た年少者にとつて、環境の変化は心身共に感じ易い彼等にとつては全くの激変である。新奇なものへの興味と共に不安が常に強くつきまとう。職場の空氣如何によつては就職当初の意氣込は消失し、希望は幻滅化する。就職前與えられた職業精神も職業知識も、所を得なければ効果をもたらさない。日々の労働が過勞であり、結果として病床に身を横たえるに至つては、就職の意味は全く失われる。

以上述べし種々の観点からして、就職後の或る期間職業安定所は、自らの職業紹介の成果について強い関心と責任ある処置を、換言すれば、アフターケヤーの問題を採りあける必要がある。就職した年少者が新しい環境に職業生活に順應するよう輔導の手を差し延べなくてはならない。年少労働者の慰安と激励を與えるは勿論のことであるが、同時に親身の相談相手となり、就職後の生活感想特に事業主に対して年少者のもつ不平不満、希望要求等を明らかにし、眞に適切な職場として落ちつき得るよう輔導の實を挙げる必要がある。

(三) 労働基準監督署とアフターケヤーの問題

既に略述したところで明らかな如く、労働條件についての一定基準の確保と昂揚が労働基準法の使

命であり、特に年少労働者の保護の國家的重要性からして、新規就職者の保護は労働基準監督署の大きい関心でなくてはならない。労働基準行政は年少者一般として、その保護監督を実施する立場にあり、労働基準監督署は学校なり職業安定所の如く、就職前のガイダンスと就職後のアフターケアーを一貫して考えなくてはならない立場にはないと考える人があるかも知れない。しかしながら年少労働者に対して職業指導のもつ意味と、更には就職直後の年少労働者保護問題の企業生産に直結せる重要性からして、積極的な保護監督が必要であることは明らかである。年少者の就職直後の労働契約は如何に締結されたか。労働条件殊に現場環境に就職直後の年少者の心身が著しく影響を受けているかどうか等、この方面についての充分な調査監督が必要である。

之を要するに職業指導の系統的実施は、就職後のアフターケアーの問題を考慮の外にしては意味のないものであり、職業指導と就職後の補導とは一連のものであり、その意味において学校の行う職業指導と、求職者と求人者の紹介斡旋を通じて、就職後の補導に至る職業安定所の職業指導とは一連のものであり、その意味において学校の行う職業指導と、求職者と求人者の紹介斡旋を通じて、就職後の補導に至る職業安定所の職業指導とは一体のものとして、密接に相協力して実施されなくてはならないが、就職後の補導の面においては、労働保護官署たる労働基準監督署と学校と職業安定所の三者が、三位一体となつてその成果を挙ぐるよう相提携し、職業指導本來の使命達成に努めなくてはならない。

(労働省労働基準局技能課長)

中
学
校
の
職
業
指
導

渡
邊
光
雄

一、中学校ではなぜ職業指導が必要か

まず最初に職業指導とはどんなものかといいますと、それは生徒が職業を選ぶことが出来るようにその職業につくために準備をするように、その職業に就職できるように、その職業についてからつまずかないように、その職業についてから向上して行けるようにする先生の活動のことです。ちょうどそれは燈臺の灯が海上を行く船に光をなげかけ、行く先を教えたり、迷つた道に行かぬようにしたり、いつまでも見守つていてやる働きと同じだといえますよう。

船は、その光りをたよりに、進んで行く道を知り、船の故障を直し、方向をまちがえれば正しい道にもどつて進んで行き、目的の港に着くのです。これは自分の力で進んで行くのですが、いつも溫い助けや、なぐさめ、はげましを受けているのです。生徒の学校での勉強もこれと同じで、先生の助言や援助によつてりつばな職業人となるための活動をしていることになります。

また上級学校に進むにも、その学校を卒業してからの職業を考えて学校を選ばなければなりません。たとゝ漠然とお父さんが行つた学校だからとか、名前の賣れている学校だからとか、競争者が少くて入りやすいからとか、商業の高等学校の入学試験に落ちたから工業の高等学校に入学するのだ、などという考え方ではいけないわけです。

子供がどんな頭の働きをもっているのか、どんなことが向いているのか、どんな興味をもっているのか、どんな性質なのかを考えてから、一番よいと思う学校に入らなければなりません。この学校を選ぶことが出来るようにしてやることも職業指導の一部としてあるので、普通には進学指導と呼ばれております。

それでは中学生には、なぜ職業指導が必要なのかを考えて見ましょう。

一、職業についての興味が発達してくる

興味は人の生活を動かす力となるもので、中学生の年令では興味のないところには動こうとしないかわりに、興味を持つと全力を挙げて向つて行く時代です。この時代には音楽や、スポーツなどの興味が強くあらわれてきます。歌に興味をもちはじめ、いろいろな楽器をひいたり、映画を見て冒険や探偵や、スリルに強い興味をもつたり、野球やピンポンや、いろいろなスポーツに興味をもちます。それと一しよに、いままで漠然としていた職業というものに対しても、興味が生れてきます。それは知恵もついてくるので自分の将来の生活ということを考える力ができてくるからであり、また中学校を卒業してすぐに職業につく生徒はもちろんのこと、上級の学校に進むものも、こゝである程度職業の方向をきめなければならぬからです。

小学生の時代には、たゞ夢のように願長さんや、先生や、大臣や、お菓子屋さんを描いているもの

ですが、中学生は現実に見たり聞いたりすることから社会の生活を考え、そこにゆくまでの道すじを考えて、夢でない職業生活を胸に描くようになるからです。

然しよく考えて見ると、職業に対する興味ははつきりとしてきますが、それは自分の個性や境遇を考えているわけではありません。まだまだ経験もなく、判断もしつかりしておりません。いつでも動きやすくぐらぐらとゆれているようなものです。

そこでこの興味をよい方向に導き、職業についての知識を豊富にさせることが必要になつて來るわけで、それをするのに一番よい時期でもあり大切な時期でもあるのが、この興味のあらわれる中学生の時代と言えるわけです。

二、職業的能力を伸ばしよい時期である

中学生の時代は身体の発達の特にはけしい時期です。「鉄は熱いうちに鍛えろ」という諺のように職業的な筋肉訓練や技術的基礎訓練をするのには一番都合のよい時です。いろいろな能力が芽を出す時で、ある者は図画を書くのが上手になり、ある者は手先の仕事が器用になり、ある者は機械を組立てることに上達する。ある者は演劇の演出に腕前を見せるといようにさまざまな特別な能力が表れてきます。

これらの能力が発達しつつある時に職業的な訓練がされたら、どんどんその芽は伸びて行くこと

になります。然し一つの特別な能力が見付け出されたからといつて、そればかり伸していたら他にもつとよい芽があつたとしても見落されて、やがて枯れてしまうことになります。いろいろな能力を見付けて長所はますます伸してやらねばなりません。

能力といつても、それはもちろん一つのきまつた職業についての能力ではありません。どんな職業についてもうまくやつて行けるような能力です。学校での勉強はどの教科でも、國民として必要な「読むこと」「書くこと」「計算すること」という最も基礎となる技能を身につけるためにあるともいえるのですが、なお職業の一步前に、どの職業にでも入つて行けるような能力を伸してやる必要があります。

三、中学校を卒業した大多數の者は職業に就く

中学校を卒業した者の八割近くが職業につくと言われています。もちろん都会と田舎とではずいぶん違ふでしょう。どうしても都会の者は上の学校に進む機会に恵まれております。しかし近頃の社会状態では暮しのむずかしさから、中学校を出るとすぐに働いてもらつて、幾らかでもお金を取つてもらいたいと考える親が多くなつてきていますので、ますます中学校を出てすぐ働くという者が多くなることでしょう。

この大多數の生徒に、職業についての知識を與えたり、基礎となるような技能や、それを應用する

能力を身につけさせたり、経済生活の基礎となる正しい見方、考え方を身につけさせたり、自分を知つて、職業を選ぶことが出来るようにしてやるが必要になつて來ます。

今迄は中学校を出て直ぐ職業について働くものは、上級学校に進んで行こうとするものにくらべて何か肩身のせまい思いをしたものです。その爲に自分に能力がないのに上級学校に進もうとするものがありました。自分の能力の限界を知つたり、また自分の境遇を考えたりして、職業を賢く選ばせることが必要になります。

四、「上級学校に進学する者も將來就く職業を考えて学校を選ばなければならぬ」

生徒が自分の進学する学校を選ぶことは、自分の將來の職業を選ぶことでもあります。高等学校を選ぶ者は、普通課程を選ぶ者は、大体は大学まで行くことを予想しているのですが、この場合には、大学でどんな学科を専攻して、どのような職業につこうかという見当をつけないければならぬのです。職業課程を選ぶものは、工業とか商業とか農業というように進む分野が分れますが、更に農業方面に進むならば、農業課程のうちでどのような科目を専攻したいのか、例えば、畜産の方の職業につきたいと思うものは、畜産科に重点のおかれている高等学校を選ぶということになります。工業の高等学校でも、機械方面に進もうとする者は、機械設備の充実にしている高等学校を選ぶということになります。

す。

以上で四つの条件をあけて中学校の職業指導の重要さを書いて見ましたが、中学校の教育目標はよい個人、よい社会人、よい職業人となる根幹を養うので、中学校教育の三大目標の一つは実に職業指導によつて達成されることになると思います。

二、先生の活動と生徒の活動

職業指導が中学校で必要なことはいままで書きましたが、それでは学校では実際にどのような活動がされているのかということになります。学校では表面の生徒の活動が生き生きと見られますが、先生の活動はその裏から力づけたり、励ましたり、計画を助けてやつたり、助言をしたりする活動で余り表面には表れて来ません。然し生徒の活動を活潑にするための先生の活動も生やさしいものではありません。

先生の活動は、

(1) 生徒の勉強を助け、進路を選ばせるため、生徒をよく知らねばなりません。先ず第一に、生徒の環境や、身体状況や、知能や、職業興味の調査や、性質や態度の調査や、適性検査や、その他の調査検査などを行うことです。

(2)次に生徒がいろいろの職業についての知識が得られるように、教科書を使つてする勉強を助けてやつたり、職業の研究の手順を教えたり、外部の人を呼んで講話をたのんだり、いろいろな職場を訪問して仕事を見学したり、記録をとることを助けてやることです。

(3)職業についての知識を得るばかりでは、実際に役に立たないので、職業の一步前のような仕事、家庭でするような仕事を組み合せた幾つかのコースを作つて、生徒に職業実習をさせることです。

(4)次に生徒の相談にのつてやることです。生徒は教科書の勉強の仕方や、図書館の利用の仕方や、問題によつてはどこへ調べに行つたらよいかとか、自分の適性はどんな方面にあるのかとか、どんな実習をやつたらよいのかなどを相談します。これらの相談を受けて、一人一人に適當だと思われる回答を與えたり、援助したりしなければなりません。

いよいよ就職が近くなつたり、上級学校の入学試験を受ける時期になりますと、就職先についての相談や、どんな学校を選んだらよいかの相談もします。

(5)就職先をあつせんすることも先生の仕事で、大てい近くの公共職業安定所と連絡をとつて申込まれた求人について、生徒に本当に適當だと思われるもの、就職してからひどく苦しんだり、困つたりすることがなく、楽しく働けるようなところをあつせんします。

(6)就職先を見廻つて補導をします。就職させた生徒が、卒業してからどんなに働いているだろうか。身体に合わなくて弱つてはいないだろうか、就職する時に申込まれた條件とはちがつて悪いところ

で働いているのではないだろうか、年の若い少年少女にとつて無理な仕事ではないだろうか、などのことを生徒と話したりしながら調べます。元氣がなければ励ましてもやります。疲れすぎる仕事なら雇主にほかの仕事と変えてもらえないだろうかとも頼みます。

よいと思つて就職したが、自分には適當でないといえ、本当にそうかどうかを調べて、場合によつては他の職場を探してやることもあります。

生徒の活動はどんなものでしょうか。生徒の活動は、自分が主体になつて、自発的にやる勉強ですが、どれを見ても先生が生徒に知られないように計画した活動の表れです。生徒の活動の裏には、いつも先生の活動が土台になっています。その意味で前に書いた先生の活動に應じた活動が表れて來ます

- (1) 自分の職業に対する興味を知ります。

- (2) 適性検査を受けて、自分の適性を知ります。

- (3) 性質や態度を反省して、どんな職業に自分が向いているかを知ります。

以上は検査や調査によつて自分を評價する活動で、表面的に出るものではありませんが、作文や記録や職業希望の感想文を作るような活動となります。

- (4) 次には、教科書や学習帳でいろいろな職業についての知識を得ること。

- (5) 職場を見学したり、訪問したりして実際に職業を知ること。

- (6) 職業調査票を作つたり、図書室で研究したりすること。

(7) 学校で実習して、技能を得たり、自分がどんな仕事に向いているかを試したり、自分の能力を知ったりすること。

(8) 夏休みや冬休みを利用して、実社会に出て働いてみることにすること。

(9) 先生に就職について意見をのべたり、家庭の事情や、身体のことを話したりして相談すること。

上級学校に晝間行けないとしても、どんな夜間の学校に行つたらよいかとか、通信教育でやつたらよいだろうかとか、自分に能力があるだろうかなどを相談すること。

(10) 自己評価をし、自分で職業や上級学校を選ぶこと。先生や生徒の中学校三年間の目的はここにあるといえます。生徒は三年間に得た知識や、技能や、態度、また自分を反省し、評価した結果自分に適した道を選ぶことが出来るでしょう。

もちろん決定する時には両親の意見を聞いたり、先生に相談したりして決めるのですが、何といつても生徒本人の意志が大切です。

前にも書いたように、叔父さんが良いと言つたからとか、隣りの人が世話してくれたからとか、というだけの理由で、ぼんやりと職業につかetakはありません。あくまでも生徒個人の意志を尊重した職業につかetakいものです。この位の年齢になればたの人が見て「とんでもない」というような職業を選ぶということはないと思います。駄目だと思つても一應は本人の意志を尊重してやり、自分が職業を選んだのだという氣持を持たetakいものです。

以上で先生の活動と生徒の活動について、あらましを述べましたから、今度はもつと具体的に書いて見ましよう。

(一) 「先生は生徒をよく知るために各種の検査や調査をする。」

教育の出発点は、生徒をよく知ることです。丁度医者が患者の病氣をつきとめなければ幾ら高い薬を與えてもその病人は直らないのと同じで先生も生徒をよく知ることが先決条件となります。

「環境調査・身体検査」

生徒がどんな環境に生活しているかを知することは、先生が指導するのに参考となる多くのものをもつことである。次にどんな項目について調べるか、一例を挙げてみよう。

(1) 兩親關係

父の知能程度、母の知能程度、父の教育程度、母の教育程度、父の性格、母の性格

(2) 家庭關係

家庭の經濟狀況、両親の円満程度、血縁關係、家庭の雰囲気、家庭の理想、宗教、家庭の娯樂、両親の社会的適應、家庭内の規律、子供への態度、子供の家に対する態度

(3) 社會關係

住居の在る場所の特色、通学の方法、交友、遊び

(4) 職業 關係

父の職業、母の職業、兄弟の職業

等ですが、この環境は生徒の性格、態度、興味、能力にも影響する要素をもつているので、入学当初に調査しておく必要があります。

次に身体検査は毎学年の初めの五月頃に行われますが、身体の條件も職業を選ぶ場合に非常に関連があり、考えられなければならないものです。視力の弱いものには向かない職業も多いし、色盲では就けない職業もあります。また耳の遠い者には不向きな職業もあります。扁平足の生徒は立つて働くような仕事には向かないでしょう。足の不具な生徒は座つてやる仕事を選ばなければならないでしょう。耐久力のない生徒は力を使うような仕事には向かない、などという問題が考えられるのです。中学校ではこのような身体的條件に合わないような職業について、生徒にも教え、先生も就職相談をするときに考慮して、適当でない職業をとりのぞくようにしています。

「知 能 検 査」

知能検査の種類は多くあり、良いものが出来ています。それがどんな検査かを図に書いて説明するのも困難ですから、その検査の結果がどのように使われるかについて説明しましょう。

知能検査の結果は知能指数といつて知能の最もよいものから悪いものまでを数によつて表すことが出来るようになっていきます。その表れた数によつて生徒の頭の働きを知り、その生徒に適当した勉強の仕方、教え方を考えるのです。また職業も知能の働きが大きな条件となつてゐるので、職業を選ぶ時の参考としなければなりません。例えば製図をすることの上手な生徒も、高い知能をもつていなければ建築設計家となつたりするには向かないでしょうし、文学が好きで文学書を読んだり、映画が好きで脚本を書いたりしている生徒があるとしても、知能指数が普通の程度では作家やシナリオライターとして成功しないでしょう。知能は職業で成功することのすべてではありませんが、或る程度は成功を前以て知ることが出来るものです。

このように知能検査の結果は、職業についてからの成功や昇進と深い関係をもつてゐるものです。また上の学校に進学して勉強しつづけて行けるかどうかとも予見することができます。知能の低いものに無理に程度の高い学校へ行かせても、それは子供が苦しんだり、劣等感をもつたり、自信を無くして悲感してしまうばかりです。つぎに知能指数と職業や進学についての可能性についての表を挙げてみましょう。

更に「知能による可能職業一覧表」というような、知能によつて成功すると思われる職業名を沢山挙げてある表もあり、先生は選職相談をする時に参考にしています。

しかし、知能の程度が職業の成功に深い関係があるといつても、すべてではないので、その人の努力

○ 能 指 数 の 分 布

能 階 段	知能指数	千人中 の員数	適 当 職 業	教 育 可 能 性
最 知 優 能	150以上	1	高級専門的職業	大体に於て優秀なる成績を挙げうる能力
優 知 秀 能	130~150	20	専門的職業	大学をよい成績で終り得る能力
佳 知 良 能	115~130	100	事務的, 行政的, 又は 高級専門的職業	大学を終り得る能力
平 均 知 上 能	100~115	380	技術的職業及び商業	高等学校を終り得る能力
平 均 知 下 能	85~100	390	半技術的職業	中学校を終り得る能力
不 知 良 能	70~85	100	不熟練労働	小学校を終り得る能力
低 知 劣 能	50~70	100	最低熟練労働 肉体労働	小学校三年位までを終り得る能力
最 知 劣 能	50以下	1	痴愚又は白痴にして職 業に従事し得ず	小学校に入り得ず, 特殊教育機関で教育を 受ける

勤勉人柄なども知能をおぎなうものであつて、知能にあまりこだわつたりする必要はないのである。

「職業興味調査」

どんな職業に興味をもっているだろうか、ということは、ちよつと見たたり考えたりただけでは分らないものです。然し分らないからといつて捨てゝおくことは出来ません。何とかして、どの職業がよいとはつきり決まらなくても、どんな方面の職業に興味があるのかを知ろうとするのがこの調査である。

「好きこそ物の上手なれ」と言うように、自分の好きな仕事ほど上手にやるものです。興味の方向がわかれば、その方向の勉強が出来るように生徒は計画するし、先生もそれを援助してやる事が出来ます。好きだが下手だということもあります、それはやつて見てわかることで、やつて見て出来なければまた別の仕事に移つて行く相談もできるわけです。

職業興味調査では、興味をいくつかの方面に分けて、三五から五〇ぐらいの問題を作つておき、興味のある仕事に○印を付けさせるので、その○印の一番多いものが、生徒の一番興味がある方面だといふことになるわけです。次にどんなものかその例を四つずつあけて見ましよう。

(1) 事務關係

(一) 文書類の分類や整理やとちこみをする

() そろばんや計算尺を使う

() 謄写版の原紙を書いたり、刷つたりする

() 運動会や藝会やバザーなどの宣傳ポスターをつくる 等々

(2) 機械關係

() 機械やおもちやをなおしたり、ねじをかけたたりする

() やさしい科学の雑誌をよむ

() 汽車や汽船などの模型を設計する

() 電気コンロや電気アイロンをなおす 等々

(3) 藝能關係

() 家やへやなどの設計をする

() 書物や雑誌などのていさいをくふうする

() 独唱や合唱などをする

() 漫画やポスターなどを書く 等々

(4) 手技關係

() 金物のハンダづけをする

() 筋肉や手の技能の必要な仕事をする

() ペンキをぬつたり、ニスをぬつたりする

() 家具をつくつたり色を塗つたりする 等々

(5) 農業 関係

() 植物を栽培する

() 犬、うさぎ、にわとりなどの世話をする

() 戸外で働く

() 鳥、けものなどの保護や飼育についての読物をよむ 等々

(6) 学術 関係

() いろいろの書物や雑誌をよむ

() 余暇に図書館へいく

() 物事の原因をしらべる

() 短い物語を創作する 等々

(7) 科学 関係

() 実験室で実験をする

() ちいさい器具や道具をつかう

() 自分や他人のした事の結果をしらべなおす

() 花・虫・種子などを解剖する 等々

(8) サービス関係

() 学藝会や学校の会合の受付をする

() 学級委員などになる

() 劇の演出をする

() 運動や娯楽の係員になる 等々

(9) 家事関係

() 縫物や編物をする

() 家の仕事の手傳いをする

() 家の中を美しくするため、家具をならべかえる

() お話やあそびをして、子供たちをよろこばせる 等々

さてこの職業興味調査が終りますと、先生は生徒の興味の方向が分りますし、生徒も自分の興味がどの方向の仕事に一番多く向つているのか、どの方面の仕事は余り興味がないのかがわかります。

先生は就職や上級学校を選ぶ相談をする時に、この結果を見て助言する一つの材料（職業を選ぶための條件はいろいろあります）とすることが出来ます。また生徒も自分で職業を選んだり上級学校を選んだりする参考にすることが出来ます。

事務關係に○印が多くついている者は事務員になるのがよいでしょう。上の学校なら商業高等学校を選ぶのがよいでしょう。手技關係に○印の多い者は手先の器用さを必要とする職業に向いていますし、工業の高等学校が適していると思います。家事關係に○印の多い者は看護婦とか保姆さんとかの職業がよいということにもなります。

職業は興味ばかりで決められるものではありませんが、きめるについて一つの條件として、それに興味があるかどうかということがあるわけです。

「性 格 検 査」

職業を選ぶのに性格も考えて見る必要があります。性格によつては向かない職業もあります。怒り易い人は医者とか、先生とか警察官とかには適していないでしょう。明朗で人と應接することの好きな人はサービスをする商店員とか、販賣人とか、保険の外交員のような職業に向いているといえます。社交性のない人は、科学者とか、学者とか、燈台の管理というような、人と余り應待しないで一人でコツコツと仕事をする職業を選んだ方がよいでしょう。

このように性格を知ること大切なので、中学校では十七の項目をあげ、それぞれの項目を五つの段階に分け、先生が観察したり、友達の見たところを聞いたり、生徒自身の反省記録を読んだりして、一から五までに品等するようにしています。三のところが普通で大勢の人ですし、四と五が

普通よりも良い方、二と一が普通よりおちる方です。

次にその十七の項目をあけてみましょう。

- (1) 社交性 (他人とのつきあい)
- (2) 幸福感または明朗性 (にぎやかな、ほがらかさ)
- (3) 成功性 (物事をうまくやりとげるたち)
- (4) 判断力 (物事のよいわるいを区別してきめる力)
- (5) 安定感 (人中で、自分が安定した位置をもつているという氣持)
- (6) 情緒安定度 (氣分がたやすくかわらない)
- (7) 自信 (自分の考えや能力をたのみに思いまもること)
- (8) 親切と礼儀 (他人のためにつくし、礼儀正しいこと)
- (9) 尊敬の態度 (他人をうやまうようす)
- (10) 協調の習慣 (他人と力を合せる習慣)
- (11) 指導能力 (他人を指導する力)
- (12) 責任ある態度 (自分の言うことや行うことに責任をもつ)
- (13) 寛容の態度 (他人をゆるすようす)
- (14) 独立の性質 (自分のことは自分で考え自分でしまつする)

(15) 正直な性質（うそをいわず、他人から信用される）

(16) 余暇の善用（ひまの時間をうまく利用する）

(17) 創造性（くふうしたり發明したりする能力）

性格についての品等は以上の十七項目になりますが、その内の（10）協調の習慣についての五段階を例にあけて見ましょう。

たれにもたのまれないで、他人のために、自分から力をあわせる

おおぜいのためなら、力をあわせる

仲のよい人のためなら、力をあわせる。

たまには自分に不利なことでわかつていても、他人に力をあわせる。

自分が好きな時だけ、他人に力をあわせる。仲間になやみに反対することがある。

他人にやつてくれとたのまれても、あまり力をあわせない。

職業を選ぶのには、どの職業が、どんな人を求めているかを知らねばなりません、そのどんな人ということには、技術の外に性質や態度が含まれています。先生は生徒自身の性質や態度を考えて職業を選べるように援助や助言をしてやることになります。

「職業適性検査」

職業適性検査は最新のものとして次の二つが挙げられます。

「労働省編職業適性検査」

労働省職業安定局編

「一般職業適性検査」

日本職業指導協会編

この二つの職業適性検査は、両方ともアメリカの新しい適性検査にヒントを得て作つたもので、前のは主に紙と鉛筆の検査が多く、後のは器具を使つてやる検査です。

これらの検査は、職業の基礎となる能力を検査するもので、幾つかの能力の組合せによつてどの面の職業に一番適しているのかということを見付け出すものです。

職業の基礎となる能力は次の十種であるといわれています。

(1) 知能 (略号・G)

学校の学習能力や、原理をつかむ能力、判断や推理の能力である。

(2) 言語的適性 (略号・V)

言葉の意味や観念を理解し、それを有効に使用する能力、文章の意味を理解し、知識や思想を表わす能力である。

(3) 数的適性 (略号・N)

算術を早く正しくやる能力である。

(4) 空間的適性 (略号・S)

空間の形を理解し、平面と物体の関係を理解する能力である。

(5) 形態の知覚 (略号・P)

物体や図に表わされたものを確認する能力、眼で見てくらべたり区別したりする能力である。

(6) 書記的知覚 (略号・Q)

書いてあるものの差を読みとつたり、單語や数字の間違いを直したり、計算違いを探し出した
りする能力である。

(7) 眼と手の共應 (略号・A)

ある速さで運動出来るように目と手や指を共應させる能力である。

(8) 指先の器用さ (略号・F)

速く正確に指で小さいものを動かしたり扱つたりする能力である。

(9) 手の器用さ (略号・M)

手を樂々とうまく動かす能力である。

(10) 運動速度 (略号・T)

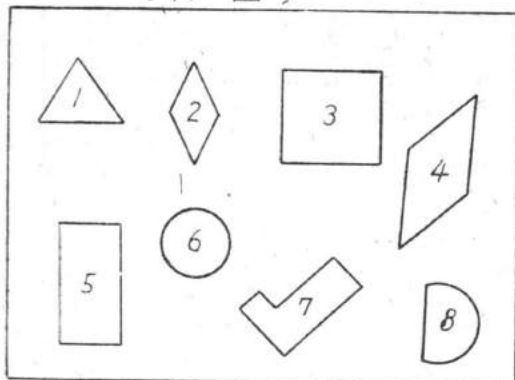
タイプのように、指を使つて早くたく能力である。

検査の例を一つ挙げて見ましょう。(5)の形態の知覚の検査では、A図とB図とを見くらべて答の1のところにはB、2のところにはGというように答を書く検査で、これは紙と鉛筆の検査で出来ます。

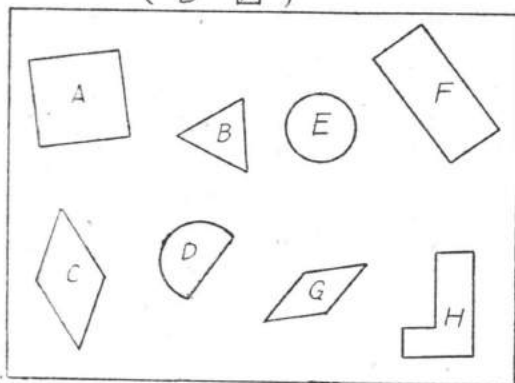
答

1. B
2. G
3. A
4. C
5. F
6. E
7. H
8. D

(A 図)



(B 図)



ます。これを器具の検査では、A図の方には型を打ち抜いてあり、B図の方の型はA図の方にはめ込めるように作つてあるものです。

このようにして生徒の職業能力が分ると、その能力の組み合わせられた職業群をしらべると、どんな職業がその生徒に適しているかがわかる

のです。能力の組合せと適職群の例を二三挙げて見ましょう。

性 能	職 種
1. G—V	文学的作業 著作及び翻訳 編集及び報道
6. G—S—P	図案及びその関連作業 美術的排列作業
10. N—S—P—A	建設設計及びその関連作業 風致設計及び実地調査作業 機械製図及びその関連作業 電気製図及びその関連作業
18. P—M	圧延作業 挿入抽出作業 石積作業 精密検査（視覚による） 簡易検査（視覚による）

このように能力の組合せが二十種あるのですが更にI、G—Vの組合せの編集および報道についての職業は、新聞、ラヂオ編集員、論説原稿作製者、通信員、専門誌原稿作製者、新聞特派員、ニュース受付係、宣傳原稿考案者、というように具体的に職業を見出すことが出来るようになっていきます。

職業選択にはいろいろと考慮しなければならぬものがあります。環境、性格、興味、人柄、身体上の特質などがそれですが、この検査によつて科学的な示唆を得ることが出来ます。今迄我が國には

このような職業適性を見るのによい検査法が考えられておりませんでした。これでどうやら職業相談をする時に或る程度の確信をもつて、生徒の職業の成功する方向を示してやる事が出来るでしょう。

「その他の検査」

以上挙げた検査の他にも、職業選択に關係のある検査がすいぶんあります。「向性検査」といつて内向性をしらべる検査もあります。内向性というのは非社交型で、引込思案で、だまりやで、敏感で少しのことを氣にやみ、決心がにぶく、用心深い性質である。このような性質の人にもびつたり合う職業も相当にあるわけです。外向性というのは現実的で、社交的で、自分を遠慮なく外に発表し世話やきでよくしゃべり、融通がきき、陽氣で、仕事をどんどんやつて行く性質です。

また「作業素質検査」というのは、5・8・3・7・6・2というように一列に並んだ数が何列も並んでいるのを隣り同志の数だけの加え算を一分間ずつやつて行くのですが、これをやることで疲労のため数が少くなつたり、殖えて行く努力が見られなかつたり、氣分が散つたり、興奮したり、休憩しても作業の能力が回復しないというような、その生徒の作業についての素質を検査するわけです。

「仕事の好惡検査」というのもあり、頭を使う仕事・からだを使う仕事・たえず工夫のいる仕事

力のいる仕事・精密な仕事・單純な仕事、というように仕事の性質をあけて、好きなものに○印、特別に好きなものに×印、きらいなものに×印、特にきらいなものに××印をつけさせるものでその生徒の仕事の性質の好き嫌いがわかるようになつてゐる検査です。

(二) 生徒は職業について廣い知識を持つ必要がある

教科書ではどんなことを勉強するか

教科書で取扱うのは主に知識の面ですが、文部省の検定済の「職業の知識」という教科書の内容を紹介してから、学校ではどのようにそれを勉強してゐるかを書きましよう。

「職業の知識」(1)は、1、進路の計画 2、適材適所 3、郷土の職業 4、商業と商業人 5、サービス業 6、発電・送電・配電 7、繊維工業 8、炭坑の仕事 9、水産の仕事 10、能率の話 11、学校と職業 12、自己分析

「職業の知識」(2)は、1、進路の選択 2、職業の研究 3、化学工業と肥料の製造 4、製鉄所の仕事 5、金属加工の仕事 6、電球とラヂオの製造 7、海運と陸運 8、通信事業 9、土木建築業 10、工藝のいろいろ 11、職業のうつりかわり 12、自己分析

「職業の知識」(3)は、1、進路の決定 2、職業調査の仕方 3、公務員 4、事務的職業 5、金

職業に働く人々 6、自由業 7、農業 8、林業の仕事 9、職業衛生と作業の安全 10、労働運動 11、労働保護の話 12、自己分析 13、失業にそなえよう 14、就職・進学の準備

以上に挙げたように、教科書では廣く産業分野に亘つて代表的な仕事を取り上げ、そこで働く人の仕事の様子、職務の種類、働いている場所、働く條件、衛生保健の設備などを勉強できるようになっています。

またその職業につくのには、どんな教育をうけたらよいのか、どんな学校や教育機関があつて、何年ぐらいその教育をうければよいのか、その職業についている人はどの位の賃金や待遇を受けているのか、どのように昇進して行けるのか等を勉強できるようになっています。

また職業についての法律や、職業人としての教養や、自分を評價する方法についても勉強できるようになっています。

学校では大抵のところでは、学習單元を作つて一カ月毎とか二カ月に一つというように勉強する題目をきめています。その單元を勉強するのに教科書が使われるといった方がよいかも知れません。こゝで一つその單元の例を挙げて見ましょう。教科書2の「海運と陸運」に関係しているものとして

「駅に働く人々にはどんな職務があるか」

という單元が作られたとします。その單元では更に内容をこまかくして、

(1) あなたが近のく駅で見る駅員にはどんな人があるか、

a、ホームでは

b、切符を買うところでは

c、改札口では

d、荷物を扱うところでは

e、事務所では

f、その他のところでは

というような問題となつて、職場での作業のようすについて勉強するようになり、

(2) 駅長・助役はどんな役目をもっているか

a、仕事は

b、働く時間は

c、駅長になるまでにはどんな役目をしてきたのか

という問題では、駅長とそれを助ける助役の仕事とその交替の様子や、任務の重要さや、駅長助役となるまでには誰でも下働きの仕事をして来たのだということを勉強したりします。

(3) 出札掛、改札掛についてしらべよう。

a、その仕事には、どんな能力や性質が必要か

b、働く時間は

c、乗客にはどんな態度が望ましいか

という問題では、出札掛は金銭の引算が正確で早く出来なければいけないとか、指先が器用に動かなければいけないとか、言葉使いが丁寧で親切でなければいけないということ、また改札掛では、指先の器用さ、目と手が一緒にうまく動かなければいけないとか、視力がよくて不正を見分けられなければいけないとか、親切でなければいけないとかが勉強されることになります。

(4) 小荷物掛・貨物掛はどんな仕事をしているか

a、仕事は

b、それをやるにはどんな能力が要求されるか

c、働く場所は

こゝでは仕事のように、どのように体力が必要なのか、荷物を部類分けする能力が必要であるのかなどを勉強します。

(5) 駅員以外の鉄道輸送の重要な仕事にはどんなものがあるか、調べよう。

a、職場の種類は

b、仕事の内容は

こゝでは、保線夫とか、通信工手とか、機関区、電事区、鉄道工機部、病院などの駅以外の多くの

重要な仕事がしられ、仕事の内容について勉強することになります。

(6) 駅はひるも夜も働く人がいなければならないが、どんなやり方でやつているのか

a、勤務せねばならぬ職場は

b、勤務時間の組み合わせは

c、駅員の勤務時刻は、男子と女子との違いによつて、どのようになっているか

こゝでは職場として夜間でも駅員が居なければならないことや、駅の交替勤務のやり方、女子の深夜勤務の労働基準法による制限、などについて勉強することになります。

(7) 鉄道職員を養成する所にはどんなものがあるか

a、名称

、所在地

c、科目別

d、修業年限

e、自分は鉄道職員のどんな職種に適するだろうか

こゝでは鉄道員となるために入所する教育機関について調べさせるようになります。

以上のように一つの單元の勉強もなかなか大変なものです。このようにして廣く職業についての知識を得なければ、職業を選ぶということにはならないわけです。

「生徒はどのように職業研究をするか」

職業を研究するには、いろいろの方法があります。新聞や雑誌に注意して職業関係の記事を切り抜き、スクラップブックに分類して集めておいたり、ラヂオの放送を書き留めておいたり、職場を訪問して調べたり、図書館や図書室で調べたりします。

いま職場を訪問して調べる研究問題の例をあけてみましょう。

「電話局の仕事はどんなであるか調べよう」

という研究問題をとりました。生徒は幾人かのグループを作り、近所の電話局長さんにあてた先生の依頼状をもつて調査に出掛けて行きます。まず受付で見学を申出ること、人に應待することを学ぶことになります。また受付の仕事がどんなものであるかを知るでしょう。説明して下さる局員の方の話を聞いて、電話交換の仕事が社会にとつてどんなに重要な役割を果しているかを知りたい。仕事をみて廻つて女子の従業者が多いのに気が付くでしょう。その女子は夜間も交替で勤務していると聞いて、他の就業についての条件と違うことを知るでしょう。

そこで仕事がどんなものであるかを知るでしょう。生徒は見学や調査をする前に、どんなことを調べなのか、どんな事を見たいのか、どんな事を聞きたいのか、前以て計画を立てています。

たゞぼんやりと見て廻つたり、聞き流すばかりでは何の役にも立たないことは申すまでもないこと

で「職業調査票」というようなものを用意しておきます。次に理髪店に行つて調べた例を示して見ましょう。

職業調査票

産業分類 整理番号

分類は産業大分類によるⅡ学校が記入する。整理番号Ⅱ学校が記入する。

(1) 職業の名。理髪師

(2) その職業の別の名。とこや、かみどこ。

その職業の仕事。

(3) 作業の内容。

a、その作業の果す役割……頭髪のかりこみ・顔そり・かみ洗い・油つけ・美顔・くせなおし・アイロンかけ、マニキア（つめをきれいにすること）などによつて客の容姿をととのえる。

b、その作業の順序……かり込の場合（1）かり込の準備（首に紙か布をまきつけ、かり布というエプロンをかけ、くせなおしのため湯やむしタオルで毛のくせをなおす）（2）かり込（バリカンやくし・はさみでかる）（3）ふけとり（丸くしやふけとりブラッシェを用いて、ふけとり毛の残つたものをとりのぞく）（4）毛はらい（ブラッシェで頭部やえりなどに残つたかり毛をのぞく）（5）かり布除去（かり布をはずし、ブラッシェで残り毛をのぞく）

(このように作業の順に番号をつけて、その作業の一つ一つをくわしく調べる。)

(4) どんな部分品を作るか、どんな製品が仕上けられるか。(仕上つた部品や製品の見本などをスケッチする)……理髪の場合は、かり方のスケッチをする。工場などへ行つてしらべた場合は、その職業人のしあげたものをスケッチする。

その職業の従事者数

(5) 全国従事者数(昭和二十三年七月の同業組合の統計による)

合計 一八四、九九四人

男 一四五、二六五人 合計に対する百分比 七九%

女 三九、七二九人 合計に対する百分比 二一%

(6) 調査先の従事者数

合計 四人

男 三人 合計に対する百分比 七五%

女 一人 合計に対する百分比 二五%

作業の條件

(7) 給料

(a) 初任給
年月日

円円円
くらい

(b) 平均給
年月日

円円円
くらい

(c) 最高給
年月日

円円円
くらい

(上のらんには給料が調べられた場合に、金額を記入する。)

全国従事者の約四分の一は店主となつてゐるから、収入はあまり確実には計算しにくい。

(8) 働く時間

(a) 一日のうち実際に働く時間。 八時間

(b) 休憩時間。 客の來ない時間、一日平均一時間くらい

(c) 残業や夜業があるとすればその時間は

残業 お盆や歳末の客の多い頃に一日二時間くらい残業することがある。

夜業 (午後十時から午前五時まで)

(d) 一カ月間に働く日数 二六―二七日

(9) 働く場所(つぎの該当する項目を○でかこむ。)

(戸内) か戸外か (せまい) かひろいか (地上) か地下か (水上) か水中か

(明るい) か暗いか 換気はよいかわるいか じめじめしているかかわいているか

(きれい) か きたない か ほこりがたつか (たたない) か さわがしいか静かか

危険であるか (ない) か (一人で働く) か他人とともに働くか

(10) 作業の安全についての設備

爆発、有害ガス、高所作業、機械の危険などがあるかどうか、あつたらそれを防ぐための設備

は……

(11) 衛生施設や厚生施設など

衛生施設として、タンツボ、消毒薬(しょうこう水)がおいてある。

(12) 季節労働か である でない もし季節労働であるならば

(a) 労働のかつばつな時季とその期間

(b) 労働のつかつばつな時季とその期間

就職に必要な條件

(13) 就職に適する年齢 一六歳(仕事に最適の年齢は二十歳〜四十歳である)

(14) 教育程度(該当するものを○でかこむ)

(a) 最低

(中学校卒業)

高等学校卒業

大学卒業

大学院卒業

(b) 最も望ましい

(中学校卒業)

高等学校卒業

大学卒業

大学院卒業

(15) 必要な科目

(a) 必要な科目

特になし

(b) 望ましい科目

図画工作などによる器用さ

(16) その仕事に関係ある興味や趣味や娯楽

特になし

(17) 資格(免許状・合格証など)

理容師法により、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において、一年以上にわたつて理髪師として必要な知識と技能を修業した後、都・道・府・縣ごとに毎年一回行なわれる理髪師試験に合格したものでなければならない。

(18) とりきめ(契約・協定事項など)

店主とこまかい約束をとりかわしてから就業する場合がある。

(19) 望ましい適性(この仕事をするにあたつて非常に望まれるもの)

普通程度

余り

必要でないもの

の三段階にわけて記入しよう

身長 一 体重 一 耐久力 二 手の力 一 腕の力 一 背の力 一

足の力 一 手や腕の器用さ 三 目と手の共應 二 大きさや量の目測 二
両手の共應 一 形の知覚 二 言語の能力 一 数についての能力 一
知能 二 事務的能力 一 運動速度 一 決断 一 機械についての能力 一
人と應接する能力 三 人を統御する能力 二 容姿 二 その他

(20) 採用試験

理容師の資格があれば採用されるので、採用試験をしてから採用するところはあまりない。

(a) 定期に 不定期に

(b) いつでも

(c) どんな内容の試験か

(d) どこで

(e) 募集の廣告はどのようにしているか。

(理髪師はたいていの場合縁故関係で採用されるから、特に廣告などすることはあまりない)

就職の当初とその後

(21) 見習や助手として

理髪についての基礎的な知識や技能を実地にやらしてもらえる。

(22) 一人前になるのにどれくらいかかるか

すくなくとも三年以上の実務の経験がないと、独立できるような一人前のものといわれない。

調査者の意見や感想

(23) この職業の特色と思われる点。

お客さんの理髪をしてやつて、よろこばれる。

お客さんの中には話ずきの人がいるから、会話がうまく時局についての常識などが必要である。

自分のうでによつて客がふえもするし、少くもなる。

一人で店主にまで独立できるたのしみがある。

(24) 感想

調査に行つた〇〇店の店主が親切に説明してくれた。他の職業のしらべもやつてみたくなつた。

この外に、父兄には種々な職業の人たちが居りますので、先生に話をして來ていただいて、座談会を開き尊い経験談や仕事の話を聞いたり、卒業生を呼んで職場の楽しい話や失敗談や困つた話などを聞いたり、上級学校の生活などについて聞かせてもらうようなこともします。

このようにして中学の三年間には相当の廣さをもつて職業についての知識が得られることになりま

(三) 生徒は職業の実習をする。

「学校でする職業の見本的な実習」

職業の実習といつても、何万種ある職業について一つ一つ実習するわけにはまいりません。またこの職業につくのだと決っている生徒も未だ少いことは申すまでもありません。そこで中学校では、いろいろな職業の共通的なものを集めて、幾つかの仕事に分類したものを実習するようにしています。

いま東京のA中学校で実施している実習（トライアウト）の内容を書いてみますと

(1) 事務関係

新聞編集・資料蒐集・調査・統計・販賣(購賣部)・記帳・珠算・簡単な簿記・計算尺・ポスター・図案、等

(2) 製図関係

統計・図表

(3) 機械電氣関係

ラジオ分解修理組立・科学玩具作製・氣象観測

(4) 手技工作関係

簡易樂器の製作・習字・学校施設の拡充(修理、工作)

(5) 家庭関係

和裁・洋裁・ミシン・手藝(あみもの、刺しゅう) 料理・栄養研究

(6) 飼育栽培関係

うさぎ・小鳥の飼育

以上挙げた六分野の実習は、クラブ活動とうまく一致するようにしてありますので、深く永くやることも出来るようになっていきます。

クラブ活動のことを申しましたが、誰でも学校時代をふりかえつて見ると、音楽部とか、美術部とか、演劇部とか、野球部とか、写真部、文学部というような部の活動を思い出すことですが、この学校の正課でなかつたような活動が社会に出てから役立つているのを知りましょう。中には音楽部の活動を生かして、作曲家とか、歌手になつている人もいますし、職業野球の選手はほとんど總てが学校時代に野球部の選手だつたことでしよう。こう考えると学校のクラブ活動も有益な職業実習といえます。新聞班から新聞記者や編集者となる人が出るでしよう。ラヂオの研究班からは、ラヂオの技術者や製作者が出るでしよう。氣象観測をやりたいというので進学のコースを選ぶときにその方面に進もうとする者もいます。

この外にも学校でやる実習には次のようなものがあります。農村地帯では、いね、むぎ、まめ、いも等を作ること、食品を加工する実習、農業機械を操作すること、生産や仕入の管理の仕事などがあ

り、都会地では住宅の設計をしたり、室内や店舗の装飾を考案したり、廣告の図案を考えたり、タイプや謄写印刷をならつたり、商業の通信文を作つたり、電話のかけ方を習つたりすることなども実習としてとり入れられるでしょう。

「夏休み冬休みの職場実習」

夏休みと冬休みは職業実習をする絶好の機会です。ふだんの学校の実習では得られない知識や技術を得ることが出来ます。ただ一つの休み中に幾つもの職場へ行くことが出来ないのです、大抵一つの職業しか経験出来ないことは残念です。然し三年間の夏、冬、三月の休みをつかえば六つ位の職場について実習することが出来ます。生徒はこの実習によつて働くことの喜びを感じ、職業知識も豊富になり、職業の状態を知ることが出来ます。

先生は生徒が実習出来るように、公共職業安定所と連絡したり、事業主と打ち合わせたりして受入れてもらう体勢をつくるのに努力します。また生徒に対して実習についての注意を與えることも忘れません。生徒は前以て次のような用意をして出かけます。

- a. どんなことを実習するのか、その実習の内容と目的とをはつきりきめる。
- b. いつ、どんなことを、どのようにするのか計画を立てる。
- c. 実習先とよく打ち合わせをする。

d. 実習中、実習後の反省の記録をとる。

e. 実習後の経験発表ができるように実習中から用意しておく。

f. 経験発表会にはお世話になつた人々を招待する。

このようにして実習されたものは、休みが終つてから他の生徒に報告する爲の発表会があり、実習しなかつた生徒もその説明を聞くことで作業の様子を知ることが出来ます。休み中に働くということを、何か金銭をもうけるためだけのよう考える人が未だ幾人かはあるかも知れません。学生の際は勉強をしつかりやつていればよいと考えられ勝ちですが、実習は学校の授業の延長であり、この上ない経験の機会です。

職業についての勉強を何か賤しいものだというような考え方は、中学校の三年間で無くしてしまいたいものです。國民の一人一人が、自分に一番適した職業について全能力を出すときに日本も発展して行くので、その能力をためすには実習することより外によい方法はありません。

(四) 生徒は自分を反省して進路を選ぶ

生徒は職業の知識が豊富になる。実習や検査によつて自分の能力や適性を知ることによつて、自分の進路を決定しようとしています。この時いろいろな條件が出て来るので、その一つ一つについて慎重に反省することになります。生徒は次のようなことについて考えます。

(1) 性質、学校の成績、興味、運動、身体、趣味、家の経済状態、家業。

(2) 卒業して就職するか、上級学校に行くか。

(3) 自分の選んだ職業をなおよく調べる。教育訓練、作業内容、休日、労働時間、初任給、昇給率、昇進する地位、発展性があるか、採用試験など。

(4) 自分の選んだ高等学校をよく調べる。

(5) 両親や先生や先輩に自分の考を話して意見を聞く。

このような反省や考察は何回もくり返され、いろいろな角度から考え直されるでしょう。そしてやがて自分に一番適しているのはこれだというように決定されるわけです。

(五) 先生は相談相手になる

職業を選ばせることは簡単なようですが重大な問題です。結婚の仲人は華々しいけれど、選職の仲人は地味で目立たない。けれども重要なのは就職先をせわすることにちがいありません。先生は何人もの仲人をしてゐるわけで、生徒の一生の生活を決定するかも知れないこの仕事は、事務的に簡単にすまされるものではありません。

職業相談は大体において卒業近くにされるのが普通ですが、定期的に、ちようどお医者さんが健康診断をするように生徒を呼んでもあります。静かな部屋を用意して、生徒の話をきいてや

り、親身になつて將來のことを考えてやるわけです。両親の意見と自分の考えとが違ふといつて苦しんでいる生徒も居りましょう。上級学校に進みたいが家庭の事情で行けないと悲しむ生徒も居りましょう。自分で判断が出来ず、どんな職業を選んだらよいか相談する生徒も居りましょう。先生は生徒一人一人の記録や、三年間の観察や、いろいろな検査をもとにして相談の相手になります。両親を訪問して生徒の希望をかなえてやつたり、晝間働きながら夜間の学校に行くことをすすめたり、計算の能力があるから銀行員のような仕事が良いだろうとその方面の就職口を探したりします。

これらの活動は相談から出てくるもので、相談の結果は就職口をあつ旋するという活動に移つて行きます。

(六) 先生は就職あつせんをする

就職させるということは、中学校三年間の勉強に実を結ばせるということで、先生の一番力を入れるところでしょう。これが立派に出来ない時は、「龍を画いて眼を入れなかつた」ということになります。

職業安定法によつて、学校が就職あつせんを自分の力でやる場合と、学校と安定所とが仕事を分担して協力してやる場合とありますが、どちらにしても、求人口を探して、生徒の希望とうまく会つた職業を見付けてやるということは並大抵の苦勞ではありません。然しこれはどうしてもやらなければ

ならないことです。学校は勉強させるところという考え方は今は通用しません。卒業した後までも見守つてやるようであればならないのです。

(七) 先生は就職後の補導をする

巣を飛び立つた小鳥がどんなに成長しているだろうか、ということは親鳥の一番の関心事でしょう。先生は卒業して就職した生徒を訪ねて、励ましたり慰さめたりします。生徒も尋ねてもらつた事を喜びます。中にはほうを紅潮させて希望を語る生徒も居ります。先生は事業主や上級の人に逢つて將來のことをよく頼んだりもします。休みには何人かを学校に呼んでその後の話を聞いたりもします。

また、五年間位は毎年一回文書で近況を知らせてもらうこともあります。このように先生は永い間生徒を見守つてやるわけで、先生にとつては生徒が充分に自分の力を發揮して幸福に生活して行けるように祈つてゐるわけです。

三、職業指導は学校全体の仕事である

学校の教育の目標の一つは、よい職業人をつくることだと申しましたが、その意味で学校で勉強す

る学科はすべてよい職業人となるためにあるのだということもいえます。社会も、数学も、理科も、國語も、音楽も、図画工作も、英語も、すべての学科は國民としての教養を身につけさせると一緒に、職業人としての知識や技能や態度を教えているのだといえます。特に職業科の教育はそれに重点がおかれているわけです。

國語の先生は、事務的な書記的な能力を身につけさせることになり、数学の先生は、計算する能力を身につけさせることになり、理科の先生は、工業関係、手技関係の能力を身につけさせることになり、図画工作の先生は、商業の廣告や宣傳ポスターや、製図する能力や、木工竹工、金工などの工作能力や、繪を画く能力を身につけさせることになるわけです。また職業に関係ある知識もそれぞれの教科の中で勉強させることになります。

このように学校のすべての先生は職業指導を分担していると言えます。P・T・Aの父兄の方たちも学校に来て生徒に講話をしたり、職業関係の図書室に寄附したり、就職口を見付けたりして学校の職業指導に協力しているといえます。その学校の近所の会社、官廳、工場なども、見学をさせたり、資料を與えたり、実習をさせたりして学校の職業指導に協力しているといえます。

また公共職業安定所はもちろんのこと、労政事務所や、労働基準監督署や労働省婦人少年局の分室なども学校の職業指導には協力しています。

こう考えると、生徒をとり囲んでいるすべての人が職業指導を行つていことになる、すべての人

が次代を担うよい職業人を作ろうと努力していることになります。

さてそれでは、お子さんの父親や母親はどうでしょうか、職業指導に深い理解と関心をもたなければならぬのではないのでしょうか。子供の職業についてもつと眞剣に考えて見なければならぬのではないのでしょうか。

（前文部省職業教育課事務官）

年少者の職業指導と労働保護

昭和 25 年 11 月 5 日印刷

昭和 25 年 11 月 10 日発行

定 價 1 5 0 円

著作兼発行者 財団法人 日本職業指導協会
代表者 田 中 寛 一

印刷者 東京都荒川区日暮里町3の701
壯光舎印刷株式会社
代表者 竹 内 勝 之

発行所 東京都千代田区大手町1の7
財団法人 日本職業指導協会

